

数量公開用図書

設計

令和8年5月

工事名称 以平農業センター体育館解体工事

工事場所 帯広市以平町西8線12番地6

※注意事項

- ①本設計書は参考数量として取り扱い、数量の相違については、各々の判断で入札価格に反映させてください。

□工事概要

- 1 工 期 契約上の着工日から令和8年11月4日まで
(改修工事に要する期間は1ヶ月を想定)
- 2 仕 様 書 別紙「特記仕様書」による
- 3 工事内容
 - ・以平農業センター体育館、附属施設の解体及び撤去
 - ・電気設備の撤去、機械設備の撤去
 - ・解体後、体育館取合い部分渡り廊下外壁一部新設
- 4 構造・規模

以平農業センター体育館	木造	平屋建て	228.55 m ²	
渡り廊下一部	木造	平屋建て	1.75 m ²	
附属施設	仮設便所	FRP	平屋建て	0.80 m ²
- 5 そ の 他 アスベスト（レベル3）含有

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
解体工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

解体工事 科目別内訳

6

体育館						
名	称	数	量	単位	金額	備考
直接仮設		1		式		
とりこわし		1		式		
アスベスト撤去		1		式		
外構とりこわし		1		式		
外構		1		式		
電気設備撤去		1		式		
機械設備撤去		1		式		
発生材処理		1		式		
	計					

建築工事 科目別内訳

7

渡り廊下						
名	称	数	量	単位	金額	備考
直接仮設		1		式		
撤去		1		式		
防水		1		式		
木工		1		式		
屋根及びびとい		1		式		
金属		1		式		
左官		1		式		
塗装		1		式		
内外装		1		式		
構内配電線路		1		式		
	計					

解体工事 中科目別内訳

8

体育館					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
とりこわし	躯体とりこわし	1	式		
とりこわし	外部とりこわし	1	式		
とりこわし	内部とりこわし	1	式		
計					
アスベスト撤去		1	式		
計					
外構とりこわし	仮設トイレとりこわし	1	式		
外構とりこわし	伐採抜根	1	式		
計					
外構	整地	1	式		
外構	アスファルト舗装撤去	1	式		
外構	アスファルト舗装改修	1	式		
計					

解体工事 中科目別内訳

9

体育館					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電気設備撤去	電灯幹線	1	式		
電気設備撤去	電灯分岐	1	式		
電気設備撤去	構内交換設備	1	式		
計					
機械設備撤去	屋外給水設備	1	式		
機械設備撤去	給油設備	1	式		
計					
発生材処理	集積、積込	1	式		
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

建築工事 中科目別内訳

渡り廊下					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
撤去	躯体撤去	1	式		
撤去	外部撤去	1	式		
撤去	内部撤去	1	式		
計					
防水	外部	1	式		
計					
木工	躯体	1	式		
計					
屋根及びとい	屋根板金	1	式		
計					
金属	外部	1	式		
金属	内部	1	式		
計					

建築工事 中科目別内訳

渡り廊下					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
左官	外部	1	式		
左官	内部	1	式		
計					
塗装	外部	1	式		
塗装	内部	1	式		
計					
内外装	外部	1	式		
内外装	内部	1	式		
計					
構内配電線路	外灯撤去	1	式		
構内配電線路	外灯新設	1	式		
計					

解体工事 細目別内訳

体育館		直接仮設					
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
枠組本足場 (手すり先行方式)	建枠 600×1700 布枠500×1枚	532	m ²				
安全手すり	枠組本足場用	82.8	m				
内部仕上足場 (脚立足場)	4.0m以下	24.8	m ²				
内部仕上足場 (簡易型移動式足場)	階高4.0m超5.0m未満	77	m ²				
内部仕上足場 (簡易型移動式足場)	階高5.0m以上5.7m未満	127	m ²				
養生シート張り	防炎性能 JIS A 8952 I 類	532	m ²				
小幅ネット張り (層間塞ぎ)	防炎 ^ホ リステル 掛払い手間 -	82.8	m				
仮設材運搬 (枠組本足場) (手すり先行方式)	建枠幅600	532	m ²				
仮設材運搬 (安全てすり)	枠組本足場用(手すり先行方式)	82.8	m				
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	平家建	24.8	m ²				
仮設材運搬 (内部仕上足場 簡易型移動式)	4.0m超5.0m未満(2段)	77	m ²				
仮設材運搬 (内部仕上足場 簡易型移動式)	5.0m以上5.7m未満(3段)	127	m ²				
仮設材運搬 (シート・ネット類)		532	m ²				
仮設材運搬 (小幅ネット)		82.8	m				
計							

解体工事 細目別内訳

体育館		とりこわし					
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
コンクリートとりこわし	RC造 基礎部 圧砕機・ブレーカー併用 -	37	m ³				
コンクリートとりこわし	RC造 地上部 圧砕機 標準	6.4	m ³				
コンクリートとりこわし	RC造 土間コン 圧砕機 標準	2.6	m ³				
鉄筋切断	集積共	46	m ³				
無筋コンクリート造 とりこわし	厚200未満 捨てコン	3.7	m ³				
木造とりこわし (集積・積込共)	機械 バックホウ 0.5m ³ -	267	m ³				
とりこわし機械 運搬 (バックホウ、バックホウ)	排出ガス対策型 油圧式クロー型0.8m ³	1	往復				
計							

解体工事 細目別内訳

14

体育館		とりこわし		外部とりこわし		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(床)						
外装材とりこわし床	モルタル塗り撤去	8.9	m ²			
(外壁)	体育館					
外壁とりこわし基礎部	ラスモルタル塗り撤去	31.8	m ²			
外壁とりこわし	ラスモルタル塗り撤去	272	m ²			
外壁とりこわし	アスファルトフェルト撤去	272	m ²			
床下換気口	木製	5	か所			
小屋裏換気口	木製	4	か所			
(屋根)	体育館					
屋根とりこわし	鉄板葺き撤去 破風板金含む	315	m ²			
屋根とりこわし	アスファルト防水層撤去	27.5	m ²			
軒天とりこわし	ラスモルタル塗り撤去	35	m ²			
軒下換気口	木製	6	か所			
計						

解体工事 細目別内訳

15

体育館		とりこわし		内部とりこわし		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(床)						
内装材とりこわし床	モルタル塗り撤去	19.9	m ²			
内装材とりこわし床	縁甲板・フローリング撤去(下地共)	199	m ²			
床点検口撤去	600×600 集積共	1	か所			
(壁)						
内装材とりこわし内壁	ラスモルタル塗り撤去	91.4	m ²			
内装材とりこわし内壁	グラスカー・ラスモルタル塗り撤去	33.1	m ²			
内装材とりこわし内壁	パネチカルボート t=7 撤去	141	m ²			
内装材とりこわし内壁	プリント合板 t=4 撤去	73.6	m ²			
内装材とりこわし内壁	下地合板 t=4 撤去	16.4	m ²			
内装材とりこわし内壁	下地合板 t=12 撤去	16.4	m ²			
木製幅木撤去	集積共	60.8	m			
壁見切撤去	集積共	45.5	m			
内装材とりこわし棚撤去		5.5	m ²			
(天井)						

解体工事 細目別内訳

体育館		とりこわし		内部とりこわし		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
内装材とりこわし天井	プリント合板 t=4 撤去	185	m ²			
内装材とりこわし天井	合板 t=4 撤去	21.5	m ²			
廻り縁撤去	集積共	160	m			
格子撤去	集積共	171	m			
樹脂製ノック撤去	集積共	14.5	m ²			
垂れ壁下端板撤去	集積共	2.6	m ²			
(建具)						
内装とりこわしアルミ製窓	開口部 集積共	79.5	m ²			
内装とりこわしアルミ製扉	開口部 集積共	18.8	m ²			
内装とりこわし木製窓	開口部 集積共	2.8	m ²			
内装とりこわし木製扉	開口部 集積共	5.3	m ²			
内装とりこわし防球ネット	開口部 集積共	83.6	m ²			
計						

解体工事 細目別内訳

体育館		アスベスト撤去				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
【養生】						
事前事後清掃		82.5	m ²			
飛散防止抑制剤	薬剤費 除去面	297	m ²			
飛散防止抑制剤	薬剤費 シート面	218	m ²			
軒天撤去 (アスベスト含有) 床 養生	ボリエチレンフィルム t=0.15 2重張り	5.1	m ²			
ルーフィング撤去 (アスベスト含有) 天井 養生	ボリエチレンフィルム t=0.15	8.7	m ²			
ルーフィング撤去 (アスベスト含有) 床 養生	ボリエチレンフィルム t=0.15 2重張り	25	m ²			
ルーフィング撤去 (アスベスト含有) 壁 養生	ボリエチレンフィルム t=0.15	36	m ²			
ルーフィング撤去 (アスベスト含有) 天井 養生	ボリエチレンフィルム t=0.15	25	m ²			
その他撤去 (アスベスト含有) 床 養生	ボリエチレンフィルム t=0.15 2重張り	52.4	m ²			
その他撤去 (アスベスト含有) 壁 養生	ボリエチレンフィルム t=0.15	13	m ²			
その他撤去 (アスベスト含有) 天井 養生	ボリエチレンフィルム t=0.15	52.4	m ²			
【外部】						
屋根とりこわし	アスファルトルーフィング 集積共	275	m ²			
軒天撤去	一重張 集積共 (ボリチ底天井、軒天)	1	m ²			

体育館		発生材処理		運搬		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
とりこわし発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.8m3 仮設トイレ DID区間有り 31.5km以下	1.7	m3			
とりこわし発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.8m3 蛍光管 DID区間有り 31.5km以下	2.1	m3			
とりこわし発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.8m3 水銀ランプ DID区間有り 31.5km以下	0.1	m3			
とりこわし発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.8m3 鉄くず(有価物) DID区間有り 31.5km以下	0.7	m3			
計						

体育館		発生材処理		処分		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
発生材処分費 鉄筋コンクリート	中間	111	t			
発生材処分費 無筋コンクリート	中間	8.4	t			
発生材処分費 アスファルト塊	中間	10.3	t			
発生材処分費 木くず類	中間	41.9	t			
発生材処分費 樹木(幹・枝)	中間	123	t			
発生材処分費 がれき	最終	21.1	t			
発生材処分費 石膏ボード	中間	10.9	kg			
発生材処分費 金属くず	中間	2.5	t			
発生材処分費 ガラス・陶磁器くず	最終	0.6	t			
発生材処分費 廃プラスチック	中間	0.1	t			
発生材処分費 アスファルト・フイック・ アスファルトフェルト	中間	0.2	t			
発生材処分費 アスファルト・フイック・ シーリング	最終 (アスベスト含有建材)	0.4	t			
発生材処分費 プレキャストボード	最終 (アスベスト含有建材)	6.7	kg			
発生材処分費 サディングボード	中間	0.1	t			
発生材処分費 スチーフ	最終 (アスベスト含有建材)	73.7	kg			

渡り廊下		撤去		外部撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(外壁)						
外壁撤去	防火サイディングボードt12撤去	4.4	m ²			
外壁撤去	シーリングボードt12撤去	4.4	m ²			
外壁撤去	縦胴縁撤去	4.4	m ²			
外壁とりこわし	透湿防水シート撤去	4.4	m ²			
外壁撤去	水切撤去	2.5	m			
シーリング撤去	集積共	7	m			
(屋根)						
屋根撤去	鉄板葺き撤去 破風板金含む	3.2	m ²			
屋根撤去	アスファルト防水層撤去	2.9	m ²			
屋根撤去	野地板撤去	2.9	m ²			
屋根撤去	垂木撤去	2.9	m ²			
屋根撤去	母屋撤去	1	m			
軒天木下地撤去	集積共	1	m ²			
計						

渡り廊下		撤去		内部撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(床)						
内装材とりこわし床	モルタル塗り撤去	2.9	m ²			
(壁)						
内装材とりこわし内壁	合板撤去	3.9	m ²			
木製幅木撤去	集積共	2.4	m			
内装材とりこわし	間仕切壁下地(ボード別途) 集積共	3.9	m ²			
横架材撤去	集積共	3.4	m			
柱撤去	集積共	4	本			
間柱撤去	集積共	4.4	m ²			
土台撤去	集積共	1.5	m			
(天井)						
内装材とりこわし	天井仕上(ボード) 集積共	1.6	m ²			
内装材とりこわし	天井下地(ボード別途) 集積共	0.8	m ²			
計						

渡り廊下		内外装		内部		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(内壁)						
け合板張り	厚5.5 目透かし張り	4.1	m ²			
(天井)						
天井化粧 せつこうボード 張り (GB-D) 計	厚 9.5 準不燃 トラバーチン 突付け	0.7	m ²			

渡り廊下		構内配電線路		外灯撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
HID灯器具 (ボールライト)撤去	300W 再使用しない	1	灯			
土工事		1	式			
厚鋼電線管 撤去	(G28) 再使用しない	3.6	m			
架空電線撤去 再使用しない	DV2.0-mm2C	1	径間			
自動点滅器 取外 し再取り付け 計	100V 3A	1	個			

渡り廊下		構内配電線路		外灯新設		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
LED照明器具 (屋外灯)	LST2 -60 LN	1	灯			
ボ-ル(塗装共)	TB4.5	1	本			
外灯付帯資材	VVF・PF管・ボ-ル用開閉器 1~2灯用 単独 200V	1	か所			
外灯基礎	ボ-ル4.5-5.0(600×600×1300) ベースプレート式 アンカボ-ルトL=700	1	基			
接地極 (銅覆鋼棒打込式)	14φ×1.5m~2連	1	か所			
600V耐燃性ポリエチレン 絶縁電線(EM-1E) (PF管内)	2mm2	2	m			
EM-CEケーブル	5.5mm2-2C 木造ボ-ル・木造ケーブル	13	m			
DV電線 (材料費)	2mm -2F	15	m			
DV電線 (施工費)	2mm -2F 1径間	1	1径間			
土工事		1	式			
計						

渡り廊下		構内配電線路		外灯新設		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
土工事		1	式			
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	3.6	m3			
埋戻し	機械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	3.1	m3			
建設発生土処理	人力 構内敷ならし	0.5	m3			
バックホウ運転	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	1	日			
機械損料	バックホウ 山積0.8m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	1	供用日			
計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
門・出入口(クロスゲート)	180型 両開き6000 存置3箇月	1	か所			
ガードフェンス	H=1.8m 柱脚固定具共	191	m			
仮設材運搬(ガードフェンス)		191	m			
(渡り廊下)						
開口部養生	ラワン合板2類 厚さ9.0mm F☆☆☆☆	7.8	m ²			
仮間仕切りA	軽鉄下地 仕上片面 石膏ボード t9.5	4.3	m ²			
仮間仕切りB	軽鉄下地 仕上片面 ラワン合板	4	m ²			
仮間仕切りB 四周シリング	一般部 シリコン系(SR-1) 10×10	8.1	m			
床養生	ラワン合板2類 厚さ9.0mm F☆☆☆☆	3.8	m ²			
壁養生	ポリエチレンフィルム 厚0.15	21.5	m ²			
天井養生	ポリエチレンフィルム 厚0.15	3.8	m ²			
計						

以平農業センター体育館解体工事

特記仕様書

令和 8 年 5 月

帯広市都市環境部都市建築室住宅営繕課

● 共通事項特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

● 第1章 一般共通事項

○ 新営工事特記仕様書

○ 第2章 仮 設 工 事

○ 第3章 土 工 事

○ 第4章 地 業 工 事

○ 第5章 鉄 筋 工 事

○ 第6章 コンクリート工事

○ 第7章 鉄 骨 工 事

○ 第8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

○ 第9章 防 水 工 事

○ 第10章 石 工 事

○ 第11章 タイル工事

○ 第12章 木 工 事

○ 第13章 屋根工事及びとい工事

○ 第14章 金 属 工 事

○ 第15章 左 官 工 事

○ 第16章 建 具 工 事

○ 第17章 カーテンウォール

○ 第18章 塗 装 工 事

○ 第19章 内 装 工 事

○ 第20章 ユニット及びその他工事

○ 第21章 そ の 他

● 改修工事特記仕様書

● 第2章 仮 設 工 事

● 第3章 防水改修工事

○ 第4章 外壁改修工事

○ 第5章 建具改修工事

● 第6章 内装改修工事

● 第7章 塗装改修工事

○ 第8章 耐震改修工事

● 第9章 環境配慮改修工事

● 第10章 屋 根 工 事

○ 第11章 そ の 他

○ 建具工事特記仕様書

○ 第2章 建 具 工 事

○ 共通事項特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

○ 第 1 章 一般共通事項

● 電気設備工事特記仕様書

● 工 事 概 要

● 電気設備共通事項

● 電力設備工事

○ 発電設備工事

○ 通信・情報設備工事

○ 映像・音響設備工事

● 構内配電線路設備・構内通信線路設備

○ 環境配慮改修工事

● 機器取り付け高さ

● 解体工事特記仕様書

I 工事概要及び範囲

II 各 工 事

- 第1章 一般共通事項
- 第2章 仮 設 工 事
- 第3章 解 体 施 工
- 第4章 建設廃棄物の処理
- 第5章 特別管理産業廃棄物等の処理等
- 第6章 石綿含有建材の除去及び処理
- 第7章 特殊な建設副産物の処理
- 第8章 そ の 他

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市以平町西8線12番地6

2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	以平農業センター体育館	木造平屋	228.55	m ²	詳細は図示による
●	渡り廊下	木造平屋	1.75	m ²	
○					
○					

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約締結の翌日から 令和 年 月 日まで

5. 別途工事

6. 施工区分（分離発注の場合のみ記入）

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

項目	工種				備考
	建築	電気	暖房	衛生	
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びバルブ等の充填		○	○	○	補強は建築
上記の補強	○				
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○				埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込		○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○				
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置		○			
設備機器用基礎	○	○	○	○	
バルコニー・ルーフ等 排水金物	○			○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○				接続は衛生
木製建具枠の取付け	○				建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○		○		
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○		○		
水道検針盤		○	○	○	
灯油集中盤への配線接続		○	○	○	

● 第 1 章 一般共通事項															
項 目	特 記 事 項														
▶ 1. 地元材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）														
▶ 2. 環境への配慮	<p>受注者は本工事において、次の(1)から(4)を遵守すること。</p> <p>(1) 化学物質を放散させる建築材料等（※1） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（SDS）や成分組成表により確認を行うほか、次のア. からウ. を満たすものとする。</p> <p>ア. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、JIS又はJASに定められたF☆☆☆☆を使用する。ただし、F☆☆☆☆の材料がない場合は監督員と協議すること。</p> <p>イ. 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。</p> <p>ウ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。</p> <p>※1 化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／MDF／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤</p> <p>(2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。</p> <p>(3) 工事中の留意事項</p> <p>ア. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。</p> <p>イ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、監督員に速やかに報告するとともに、監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。</p> <p>(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定 室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。</p> <p>【測定対象化学物質の種類及び指針値】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質</th> <th>厚生労働省の指針値（25℃の場合）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホルムアルデヒド</td> <td>0.08ppm（100μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07ppm（260μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>0.05ppm（200μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.085ppm（370μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.05ppm（220μg/m³）</td> </tr> <tr> <td>パラジクロロベンゼン</td> <td>0.04ppm（240μg/m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※パラジクロロベンゼンは文部科学省大正建築物のみ適用</p>	測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）	ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）	トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）	キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）	エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m ³ ）	スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）	パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m ³ ）
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）														
ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）														
トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）														
キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）														
エチルベンゼン	0.085ppm（370μg/m ³ ）														
スチレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）														
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m ³ ）														

	<p>濃度測定 ○ 行う ● 行わない</p> <p>測定箇所 () 箇所 ※測定する位置は、図示による。</p> <p>測定回数 * 1回 ○ 2回</p> <p>測定時期 ※ 測定を行う時期は、監督員の指示による。</p> <p>測定方式 拡散法（パッシブ方式）又は厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。</p> <p>分析方法 厚生労働省の示している分析方法による。</p> <p>測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。</p>
▶ 3. 地域材の優先使用	<p>本工事に使用する木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、地元（管内）木材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。</p>
▶ 4. 合法木材の使用	<p>木材又は木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。</p> <p>また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。</p>
▷ 5. 特別な材料の工法	<p>設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。</p>
▶ 6. 品質計画	<p>建築基準法に定められた区分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風 速 ($V_0 = 30 \text{ m/s}$) ・ 地表面粗度区分 (○ I ○ II ● III ○ IV) ・ 垂直積雪量 (130 cm)
▶ 7. 工事写真	<p>工程写真は、営繕工事写真撮影要領 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）による。</p> <p>完成写真は、監督員と協議すること。</p>
▶ 8. 技能士	<p>(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。</p> <p>ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。</p> <p>なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合は「技能者選定通知書」の提出を省略できる。</p> <p><職種></p> <p>型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作</p> <p>(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書、又は技能検定合格書の写し、或いは技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付すること。</p>

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等	(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。		
▶ 10. 交通安全管理	<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働者の安全衛生教育の徹底すること。 (2) 工事現場の安全パトロールの励行すること。 (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。 (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。 (5) 公害防止に努めること。 (6) 公道の汚染防止に努めること。 (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議すること。 <p>受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画すること。 なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。 (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜監督員に報告すること。 (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは、速やかに監督員に連絡した後、書面により報告すること。 (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。 (5) 建設機械（フルターザ、バックホ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。 		
▶ 11. 工事完成時の提出図書等	<p>工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（A4版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 完成図 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縮小版製本（A3二つ折り） ・ 100%製本 ・ 別途工事分完成図について ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> * 作成する ● 2部 ○ 1部 ○ まとめる ○ まとめない </td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">CD-R等による提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し (2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ ___部） (3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書） 各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。 <p style="margin-left: 20px;">指導案内書 A4判カラーを標準 2部（住宅営繕課1＋施設1） 同上データ CD-R等による 1式</p> <ol style="list-style-type: none"> (4) その他、必要とする書類については、監督員の指示による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮小版製本（A3二つ折り） ・ 100%製本 ・ 別途工事分完成図について ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） 	<ul style="list-style-type: none"> * 作成する ● 2部 ○ 1部 ○ まとめる ○ まとめない
<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮小版製本（A3二つ折り） ・ 100%製本 ・ 別途工事分完成図について ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF） 	<ul style="list-style-type: none"> * 作成する ● 2部 ○ 1部 ○ まとめる ○ まとめない 		
▶ 12. 高度技術・創意工夫	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。		
▷ 13. 電力基本料金	本受電から引渡しまでの電力基本料金 ○ 本工事 ○ 別途		

▶ 14. 発生材の処理等

発生材の処理等は、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量の確認のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

4. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 特別管理産業廃棄物

種 類	(解体工事特記仕様書による)	
処理方法		
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)
種 類		
処理方法		
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)

- (4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊(解体工事特記仕様書による)	
場 所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊(解体工事特記仕様書による)	
場 所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)
種 類	建設発生木材(解体工事特記仕様書による)	
場 所	受入先：	
	片道運搬距離	(km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 縮減 <input type="radio"/> 現場で使用
場 所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	(解体工事特記仕様書による)
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理 <input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車						
業 者 名	(<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>)
許 可 番 号	x	x	x	x	x	

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面又は映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計 200 t 以上
アスファルト・コンクリート塊	
建設発生木材	

▷ 15. 特殊な建築副産物

(1) 施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。

▷ 16. 特殊な建設副産物の回収及び処分

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

イ. 分析調査

- 行う ○ 行わない

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

イ. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	* 処理
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(5) PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸))

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理 ○ その他の処理方法 ()
場所	業者名等：
	住 所：
	片道運搬距離 (km)

▶ 17. 北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。
▷ 18. 自主施工期間の施工条件	自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。
	ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。
	<工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事
▷ 19. 防寒養生	防寒養生は、次の範囲とする。
	(1) 養生期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	ただし、上記期間外において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。
	なお、寒中コンクリートの適用期間については、建築工事監理指針第6章第11節 表6.11.1による。
	(2) 養生方法 7. 仮囲 ○ 上家仮囲 ○ 側 仮 囲 4. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖
▶ 20. 季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。
▶ 21. 火災保険等	工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱いは次による。
	(1) 付保する保険 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。
	なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。
	(2) 保険金 原則として請負代金額とする。
	(3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。
	工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。
	完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。
	(4) 対象外工事 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。
	(7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事 (4) 外構工事
	(5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。
	(6) 保険証券等の提出 保険契約を締結（変更を含む）した場合は、当該保険証券等の写しを工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。
	(7) 協議 この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。

▶ 22. 法定外の労災保険の付保

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。

- (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約をいう。
- (2) 受注者は、本工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。
- (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を監督員へ提出しなければならない。
- (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 23. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 24. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。
- (2) 快適トイレとは、次のア.及びイ.の各項目を全て満たすものとする。ウ.については必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

ア. 快適トイレに求める標準仕様

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- (エ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- (オ) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (カ) 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

イ. 快適トイレとして活用するために備える付属品

- (ア) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (イ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ウ) サニタリーボックス
- (エ) 鏡付きの洗面台
- (オ) 便座除菌シート等の衛生用品
- ウ. 推奨する仕様、付属品
- (ア) 便房内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- (イ) 擬音装置
- (ウ) 着替え台
- (エ) フラッパー機能の多重化

<p>▶ 25. 建設業退職金共済制度</p> <p>▶ 26. 工事標識</p>	<p>(オ) 窓など室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(カ) 小物置き場等（トイレトイレットペーパー予備置き場）</p> <p>(3) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意すること。</p> <p>7. 男女別で1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。</p> <p>4. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。</p> <p>ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。</p> <p>工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。</p> <p>受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示すること。</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">工 事 名</p> <p style="text-align: center;">工 期 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">006 発 注 者 帯 広 市</p> <p style="text-align: center;">監 理 帯 広 市 都 市 環 境 部 都 市 建 築 室 住 宅 営 繕 課</p> <p style="text-align: center;">受 注 者</p> </div> <p style="text-align: center;">1,800</p> <p style="text-align: center;">注1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地</p>
<p>▶ 27. 工事实績情報の登録</p>	<p>受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）</p>
<p>▶ 28. 施工体制台帳の整備</p>	<p>建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示すること。</p>
<p>▷ 29. 共同企業体編成表の提出</p>	<p>本工事を共同企業体で受注した場合は、契約締結後5日以内に共同企業体編成表作成のうえ監督員に提出しなければならない。</p>
<p>▶ 30. 完成施設事後調査実施</p>	<p>帯広市工事請負契約に定める「契約不適合責任」期間内に、完成施設事後調査実施方針に基づき下記調査を行う。</p>
<p>▶ 31. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p>	<p>○ 一次調査 ※ 一次調査及び二次調査</p> <p>(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。</p> <p>また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。</p>

<p>▷ 32. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応</p>	<p>(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。</p>
<p>▶ 33. 週休2日工事</p>	<p>(1) 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。</p> <p>(2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。 なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。</p> <p>(3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所がされている状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。 通期の週休2日とは、対象期間の全体を通した期間において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態をいう。 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。 契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。</p> <p>(4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。</p> <p>(5) 週休2日の確保の取組みは、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。</p> <p>(6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 ・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 ・ 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。</p> <p>(7) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p>

	<p>(8) 補正の対象となる経費は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費とし、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日（土日）を達成した場合は、増額の設計変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は、減額の設計変更を行う。また、市場単価についても月単位の週休2日に満たない場合は設計変更を行う。</p> <p>なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としない。</p> <p>(9) 週休2日工事について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。</p> <p>(10) 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はでないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内の期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。</p> <p>(11) その他の事項については、帯広市週休2日工事実施要領によるものとする。</p>
<p>▶ 34. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間</p>	<p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申し出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事指示・協議書のいずれかで示すこと。</p> <p>不明な点については、監督員と協議すること。</p>
<p>▷ 35. 電子納品、情報共有システムの活用</p>	<p>本工事は、電子納品、情報共有システム活用の対象工事である。活用にあたっては、監督員と協議の上、「営繕工事電子納品要領」（平成24年3月12日付け国営施第25号）及び「電子納品運用ガイドライン」に基づき、情報共有システムを活用し、完成図書を電子納品すること。</p>

● 第2章 仮設工事

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)の章・節・項を示す

項目	特記事項																												
▶ 1. 騒音・粉じん等の対策	(1) 防音パネル (2.1.3) <input type="radio"/> 設ける (設置範囲:図示) * 設けない																												
▶ 2. 足場等	(2) 防音シート <input type="radio"/> 設ける (設置範囲:図示) * 設けない (3) 壁つなぎ処理(高性能真空掃除機併用) <input type="radio"/> 適用する <input type="radio"/> 適用しない (1) 内部足場 ● 脚立足場 <input type="radio"/> 枠組棚足場 <input type="radio"/> ローリングタワー (2.2.1) (2) 外部足場 ● 設置する <p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(厚生労働省令和5年12月改定)の「(別紙)手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中棧及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p> (3) 災害防止 (2.2.1) <input checked="" type="radio"/> 工事用シート(メッシュ) (● 防災Ⅰ類 <input type="radio"/> 防災Ⅱ類) <input type="radio"/> 工事用シート(帆布製) (<input type="radio"/> 防災Ⅰ類 <input type="radio"/> 防災Ⅱ類) <input type="radio"/> 養生防護棚 <input type="radio"/> 金網張 <input type="radio"/> 金網式養生枠 (4) 材料、撤去材等の運搬方法 (表2.2.1) <input type="radio"/> A種(二本構リフト等) <input type="radio"/> B種(トラッククレーン等) <input type="radio"/> C種(既存EV利用) <input type="radio"/> D種(既存階段) <input type="radio"/> E種(登り桟橋等)																												
▶ 3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生 (2.3.1) * 行わない ● 行う 養生方法 * ビニルシート <input type="radio"/> _____ (2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管場所等 * 行わない ● 行う 養生の方法 * ビニルシート <input type="radio"/> _____ 保管場所 _____ (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動 * 行わない <input type="radio"/> 行う 移動場所 _____																												
▶ 4. 仮設間仕切り	(1) 仮設間仕切りの種別 (2.3.2)(表2.3.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>材質</th> <th>充填材</th> <th>塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="radio"/> A種</td> <td><input type="radio"/> 木下地</td> <td>* せっこうボード(* 9.5 <input type="radio"/>)</td> <td>厚さ mm</td> <td><input type="radio"/> 片面</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> B種</td> <td>* 軽量鉄骨</td> <td>● 合板 (* 9.0 <input type="radio"/>)</td> <td>—</td> <td>* 無し</td> </tr> <tr> <td>* C種</td> <td><input type="radio"/> 単管下地</td> <td><input type="radio"/> 全面シート</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮設扉</td> <td>* 木製扉</td> <td>* 合板張り程度</td> <td>—</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 鋼製扉</td> <td><input type="radio"/> 片面フラッシュ程度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> (2) 設置箇所 * 図示	種別	下地	材質	充填材	塗装	<input type="radio"/> A種	<input type="radio"/> 木下地	* せっこうボード(* 9.5 <input type="radio"/>)	厚さ mm	<input type="radio"/> 片面	<input checked="" type="radio"/> B種	* 軽量鉄骨	● 合板 (* 9.0 <input type="radio"/>)	—	* 無し	* C種	<input type="radio"/> 単管下地	<input type="radio"/> 全面シート	—	—	仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	—	<input type="radio"/> 鋼製扉	<input type="radio"/> 片面フラッシュ程度	—
種別	下地	材質	充填材	塗装																									
<input type="radio"/> A種	<input type="radio"/> 木下地	* せっこうボード(* 9.5 <input type="radio"/>)	厚さ mm	<input type="radio"/> 片面																									
<input checked="" type="radio"/> B種	* 軽量鉄骨	● 合板 (* 9.0 <input type="radio"/>)	—	* 無し																									
* C種	<input type="radio"/> 単管下地	<input type="radio"/> 全面シート	—	—																									
仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	—	—																									
	<input type="radio"/> 鋼製扉	<input type="radio"/> 片面フラッシュ程度	—																										
▶ 5. 監督員事務所及び備品等	(1) 監督員事務所 (2.4.1) <input type="radio"/> 設ける * 設けない (* 10㎡ <input type="radio"/> 20㎡ <input type="radio"/> 35㎡ <input type="radio"/> 65㎡ <input type="radio"/> 100㎡)程度 (2) 設備、備品等は監督員との協議による。																												
▶ 6. 工事用便所	* 設ける <input type="radio"/> 設けない																												
▶ 7. 工事用水	構内既存の施設 ● 利用できる(* 有償 <input type="radio"/> 無償) * 利用できない																												
▶ 8. 工事用電力	構内既存の施設 ● 利用できる(* 有償 <input type="radio"/> 無償) * 利用できない																												
▶ 9. 指定仮設	* 仮設計画図による。																												

<p>▶ 10. 交通誘導警備員</p>	<p>建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。</p> <p>なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。</p> <p>配置位置 * 図示 警備員詰所 (<input type="radio"/> 設ける * 設けない)</p> <p>表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分</p> <table border="1"> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路(路線)</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> <tr> <td>市街地(DID)内の路線</td> <td rowspan="2">交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </table> <p>市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。</p> <p>交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、監督員と協議すること。</p>	工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分	市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A	北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線	上記以外の路線	交通誘導警備員B
工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分							
市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A							
北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線								
上記以外の路線	交通誘導警備員B							
<p>▶ 11. 清掃員</p>	<p>建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。</p>							

● 第3章 防水改修工事

項目	特記事項
▶ 1. 降雨等に対する養生方法	(1) 3.1.3(5)(ア)～(ウ)による。 (3.1.3)
▶ 2. ルーフドレン回りの処理	(1) 改修用ドレン (3.2.5) (P0AS、P0ASI、P0D、P0DI、P0S、P0SI、P0X工法の場合) * 設ける <input type="radio"/> 設けない
▶ 3. 既存下地の処理	(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等 * 図示 (3.2.6)
	(2) P0S工法及びP0SI工法(機械的固定工法)の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 (3.2.6) * 3.2.6による <input type="radio"/>
	(3) 架台回り等の取付け部及び防水層末端部等の納まり部の処理 (3.2.6) * 図示 <input type="radio"/> 監督員と協議
▶ 4. 既存防水層表面の仕上げ塗装	* 除去する <input type="radio"/> 除去しない (3.2.6) (M4AS、M4ASI、M4C、M4DI、L4X工法の場合)
▶ 5. 断熱材	各断熱工法で使用する断熱材は、ノンフロン仕様とする。
▶ 6. アスファルト防水	(1) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 表3.3.3から表3.3.9による <input type="radio"/> 図示
	(2) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 表3.3.3、表3.3.4、表3.3.8及び表3.3.9による <input type="radio"/> 図示
	(3) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.3.2) 材質: * アルミニウム製 <input type="radio"/> _____ 形状: * L-30×15×2.0mm程度 <input type="radio"/> _____
	(4) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ: (3.3.2)

種類	厚さ(mm)
* JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA(スキン層付き)	<input type="radio"/> 30 <input type="radio"/> 50 <input type="radio"/> 100

(5) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ (3.3.2)

種類	厚さ(mm)
* JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく次の発泡プラスチック断熱材 ○ ビーズ法ポリスチレンフォーム (JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____) ○ 押出法ポリスチレンフォーム (JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____)	○ 30 ○ 50 ○ 100
○ 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの	

(6) 絶縁用シート (3.3.2)

- ア. 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法
* ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上又はフラットヤーンクロス(70g/㎡程度)
○ _____
イ. 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法
* フラットヤーンクロス(70g/㎡程度) ○ _____

(7) 保護コンクリート (3.3.2)(8.11.1)

- ア. コンクリートの種類 * 普通コンクリート ○ _____
イ. 設計基準強度(Fc) * 18N/㎠ ○ _____ N/㎠
ウ. スランプ * 15cm ○ 18cm

(8) 立上り部の保護材料 (3.3.2)

- コンクリート ○ れんが ○ モルタル押え(屋内) ○ 乾式保護材
製造所の仕様による

(9) 種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.3.3)(表3.3.3~10)

施工部位	工 法	種 別	立上り部における保護工法
	○ P1B	○ B-1 * B-2 (表3.3.3)	工法: ○ 図示
	○ P1BI	○ BI-1 * BI-2 (表3.3.4)	○ _____
	○ P2AI	○ AI-1 * AI-2 ○ AI-3 (表3.3.5)	
	○ P2A	○ A-1 * A-2 ○ A-3 (表3.3.6)	
施工部位	工 法	種 別	仕上塗料
	○ M4C	○ C-1 * C-2 ○ C-3 ○ C-4 (表3.3.7)	種類: ○ _____ * 製造所の仕様による
	○ M3D ○ P0D	○ D-1 * D-2 (表3.3.8)	使用量: ○ _____
	○ P0DI ○ M3DI ○ M4DI	○ DI-1 * DI-2 (表3.3.9)	* 製造所の仕様による
施工部位	工 法	種 別	保護層
	○ P1E ○ P2E	○ E-1 * E-2 ○ E-1☆ (表3.3.10) (☆は表3.3.10の工程3を行う場合) * 貯水槽、浴槽等の常時 水に接する部位 ○	○ 設ける(図示) ○ 設けない

▷ 7. 改質アスファルトシート防水

- (10) 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 (P1BI、P2AI工法の場合) (表3.3.4～3.3.5)
 設置する 設置しない
- (11) 立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去
 * 表3.1.1による 行わない
- (12) 脱気装置の種類及び設置数量
 (M3D、P0D、P0DI、M3DI、M4DI工法の場合)
 * アスファルトルーフィング類の製造所の指定による

- (13) 屋根露出防水絶縁断熱工法におけるルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 (3.3.4)
 * 図示 _____
- (14) 平場の保護コンクリートの厚さ (3.3.5)(表8.1.5)
 ア. こて仕上げ
 * 80mm以上 _____
 床面の仕上り平たんさ a種 b種 c種
- イ. 床タイル張り等仕上げ
 * 60mm以上 _____
 保護層等の屋上排水溝 (3.3.5)
- (15) 設けない 設ける(図示)
- (1) 種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.4.2～3)(表3.4.1～3)
- | 施工部位 | 工法 | 種別 | 材質 | 仕上塗材 |
|------|---|--|--------------------------|---------------------------|
| | <input type="radio"/> M4AS
(表3.4.1) | <input type="radio"/> AS-T1
<input type="radio"/> AS-T2
<input type="radio"/> AS-J2 | * R種 | * シルバー |
| | <input type="radio"/> M3AS
<input type="radio"/> P0AS
(表3.4.2) | <input type="radio"/> AS-T3
<input type="radio"/> AS-T4
<input type="radio"/> AS-J1
<input type="radio"/> AS-J3 ☆ | | |
| | <input type="radio"/> M3ASI
<input type="radio"/> M4ASI
<input type="radio"/> P0ASI
(表3.4.3) | <input type="radio"/> ASI-T1
<input type="radio"/> ASI-J1 | <input type="radio"/> N種 | <input type="radio"/> カラー |
- ☆AS-J3はP0AS工法の場合のみ
- (2) 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.4.1～3)
 ア. 種類
 * 改質アスファルトシートの製造所の仕様による

- イ. 使用量
 * 改質アスファルトシートの製造所の仕様による

- (3) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ (3.4.2)
 * 表3.4.1から表3.4.3による

- (4) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ (3.4.2)
 * 表3.4.1から表3.4.3による

- (5) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.4.2)
 ア. 材質 * アルミニウム製 _____
 イ. 形状 * L-30×15×2.0mm程度 _____

▷ 8. 合成高分子系
ルーフィング
シート防水

- (6) 断熱材 (3.4.2)
- | 種類 | 厚さ(mm) |
|---|--------|
| * JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく次の発泡プラスチック断熱材 | ○ 30 |
| ○ ビーズ法ポリスチレンフォーム
(JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____) | ○ 50 |
| ○ 押出法ポリスチレンフォーム
(JIS記号 _____ ・スキン層等の区分 _____) | ○ 100 |
| ○ 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除くJIS A 9521の規格に準ずるもの | |
- (7) M3AS、P0AS、M3ASI、M4ASI、P0ASI工法の脱気装置の種類及び設置数量 (3.4.3)
- * 改質アスファルトシートの製造所の指定による
- _____
- (8) M3ASI、M4ASI、P0ASI工法における防湿用シートの設置 (3.4.3)
- 設ける ○ 設けない
- (1) 種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.5.2~4)(表3.5.1~3)
- | 施工部位 | 工法 | 種別 | 厚さ(mm) | 仕上塗材 |
|--------------------|--------------------|---------|-------------|--------|
| | ○ POS
(表3.5.1) | ○ S-F1 | * 1.2 ○ | * シルバー |
| | | ○ S-F2 | * 2.0 ○ 1.5 | ○ カラー |
| | ○ S4S
(表3.5.1) | ○ S-M1 | * 1.5 ○ | * シルバー |
| | | ○ S-M2 | * 2.0 ○ 1.5 | ○ カラー |
| | ○ POSI
(表3.5.2) | ○ SI-F1 | * 1.2 ○ | * シルバー |
| | | ○ SI-F2 | * 1.5 ○ | ○ カラー |
| ○ S4SI
(表3.5.2) | ○ SI-M1 | * 1.5 ○ | * シルバー | |
| | ○ SI-M2 | * 1.5 ○ | ○ カラー | |
| | ○ S3S
(表3.5.1) | ○ S-F1 | * 1.2 ○ | * シルバー |
| | | ○ S-F2 | * 2.0 ○ 1.5 | ○ カラー |
| | ○ S3SI
(表3.5.2) | ○ SI-F1 | * 1.2 ○ | * シルバー |
| | | ○ SI-F2 | * 1.5 ○ | ○ カラー |
| | ○ M4S
(表3.5.1) | ○ S-M1 | * 1.5 ○ | * シルバー |
| | | ○ S-M2 | * 2.0 ○ 1.5 | ○ カラー |
| | ○ M4SI
(表3.5.2) | ○ SI-M1 | * 1.5 ○ | * シルバー |
| | | ○ SI-M2 | * 1.5 ○ | ○ カラー |
| ○ P1S
(表3.5.3) | ○ S-C1 | * 1.0 ○ | | |
- (2) 既存防水層(立上り部等)の撤去(POS(機械), POSI(機械), M4S, M4SI, S4S(機械), S4SI(機械)の場合) (3.1.4)
- * ルーフィング類の製造所の仕様による ○ 行わない
- (3) ルーフィングシート(JIS A 6008)の種類及び厚さ (3.5.2)
- * 表3.5.1~表3.5.3による
- _____
- (4) 固定金具の材質、形状及び寸法 (3.5.2)
- 材質 * 防錆処理した鋼板 * ステンレス鋼板
- * 片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
- _____
- 形状及び寸法 * 厚さ0.4mm以上 ○ _____
- (5) 絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質 (3.5.2)
- * 発泡ポリエチレンシート ○ _____
- (6) 脱気装置の種類及び設置数量 (3.5.3)
- * ルーフィングシートの製造所の仕様による(POS工法、POSI工法、S4S工法及びS4SI工法)
- * ルーフィングシートの製造所の指定による(S3S工法及びS3SI工法)
- _____

(7) 断熱材の種類及び厚さ (3.5.2)

7. 機械的固定工法 (JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材)

種類	厚さ(mm)
* ビーズ法ポリスチレンフォーム (JIS記号 ・スキン層等の区分)	<input type="radio"/> 30 <input type="radio"/> 50 <input type="radio"/> 100
* 押出法ポリスチレンフォーム (JIS記号 ・スキン層等の区分)	
<input type="radio"/> 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く JIS A 9521の規格に準ずるもの	

1. 接着工法 (JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材)

種類	厚さ(mm)
* ビーズ法ポリスチレンフォーム (JIS記号 ・スキン層等の区分)	<input type="radio"/> 30 <input type="radio"/> 50 <input type="radio"/> 100
* 押出法ポリスチレンフォーム (JIS記号 ・スキン層等の区分)	
<input type="radio"/> 硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数を除く JIS A 9521の規格に準ずるもの	
<input type="radio"/> 密度及び熱伝導率がJIS A 9521に準ずるポリエチレンフォーム断熱材	

(8) 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.5.1~2)

7. 種類 * 非歩行用仕様(S-F1及びS-M1) _____

1. 使用量

* ルーフィングシートの製造所の仕様による

(9) SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルムの設置 (表3.5.2)

* 図示 _____

(10) S-C1の工程4の保護モルタルの塗厚 (表3.5.3)

* 図示 _____ mm

(11) プレキャストコンクリート下地の場合の目地処理(接着工法) (3.5.4)

* 図示 _____

(12) プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1又はSI-F1の場合) (3.5.4)

* 図示 _____

(13) 一般部のルーフィングシートの張付け(機械式固定工法の場合) (3.5.4)

建築基準法に基づく風圧力に対応した工法

* 適用する 適用しない

(14) 立上り部の保護モルタルの塗厚(屋内保護密着工法の場合) (3.5.4)

* 図示 _____ mm

▷ 9. 塗膜防水

(1) ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水の種類及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.6.3)(表3.6.1)

施工箇所	工法	種別	脱気装置の種類及び設置数量	仕上塗材
	<input type="radio"/> P0X	* X-1 <input type="radio"/> X-2	* 主材料の製造所の仕様による <input type="radio"/>	* シルバー <input type="radio"/> カラー
	<input type="radio"/> L4X	<input type="radio"/> X-1 * X-2		

仕上塗料の種類及び使用量 (表3.6.1)

7. 種類 _____

1. 使用量 * 主材料の製造所の仕様による _____

(2) ウレタンゴム系高強度形塗膜防水の種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.6.3)(表3.6.2)

施工箇所	工法	種別	脱気装置の種類及び設置数量	仕上塗材
	○ P0X	* X-1H ○ X-2H	* 主材料の製造所の仕様による ○	* シルバー ○ カラー
	○ L4X	○ X-1H * X-2H		

仕上塗料の種類及び使用量 (表3.6.1)

7. 種類

1. 使用量 * 主材料の製造所の仕様による ○

(3) ゴムアスファルト系塗膜防水工法の種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.6.3)(表3.6.3)

施工箇所	工法	種別	工程5(保護層の仕様)
	○ P1Y ○ P2Y	* Y-2	○ 保護コンクリート ○ 保護モルタル

(1) 改修工法等 (3.1.4)(表3.1.2)

施工箇所	改修工法
図示	シーリング充填工法
	シーリング再充填工法
	拡幅シーリング再充填工法
	ブリッジ工法

(2) シーリング材の種類及び施工箇所 (3.7.2)

下表以外は、表3.7.1による

種類	施工箇所	シーリング表面の仕上塗装
図示	解体取り合い部	○ あり ● なし
		○ あり ○ なし

(3) シーリング材の目地寸法 * 図示 (3.7.3)

(4) 接着性試験 (3.7.8)

* 行う (* 簡易接着性試験 ○ 引張接着性試験)

○ 行わない

▶ 10. シーリング

▷ 11. とい

(1) といその他の材種: (3.8.2)(表3.8.1)

○ 配管用鋼管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管 ○

(2) とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔 (3.8.2)(表3.8.2)

* 表3.8.2による ○

7. 多雪区域の場合の軒どいの取付間隔(0.5m以下)

○ 適用する ○ 適用しない

(3) 防露材のホルムアルデヒド放散量 (3.8.2)

* F☆☆☆☆ ○

(4) 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 (3.8.3)

* 図示 ○

(5) 鋼管製といの防露巻き (3.8.3)

* 表3.8.4による ○

(6) たてどい受金物の取付け * 図示 ○ (3.8.3)

(7) ルーフドレンの取付け工法 (3.8.3)

* 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

○

▷ 12. アルミニウム製
 笠木

(1) 部材の種類 (3.9.2)(表3.9.1)

○ 押出250形 ○ 押出300形 ○ 押出350形 ○ その他(図示)

(2) 板材折曲げ形の笠木本体幅及び板厚 (3.9.2)

○ 笠木本体幅 mm 板厚 * 2.0mm ○ mm

(3) 表面処理の種類 (3.9.2)(表5.2.2)

○ AB-1種 ○ AB-2種 ○ AC-1種 ○ AC-2種

○ BA-1種 ○ BA-2種 ○ BB-1種 ○ BB-2種

○ BC-1種 ○ BC-2種 ○ C種

▷ 13. 保証	(4) 既存笠木等の撤去及び新規アルミニウム製笠木の下地補修工法 (3.9.3) * 図示 ○ _____
	(5) 板材折曲げ形の取付方法: (3.9.3) * 図示 ○ _____
▷ 14. 環境配慮	(6) 笠木の固定金具の工法等: (3.9.3) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 * 適用する ○ 適用しない
	(1) 防水工事の保証期間は、(* 10年 ○ _____年)
	(1) 環境対応低煙低臭型防水工用アスファルトや改良型無煙がま等の標準仕様書に規定されていない防水材料及び設備を用いる場合は、監督員と協議すること。

○ 第4章 外壁改修工事

○ 第5章 建具改修工事

● 第6章 内装改修工事

項目	特記事項																								
▶ 1. 他の部位との取合い等	(1) 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 (6.1.3) * 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ● 図示 _____																								
▷ 2. 既存床の撤去及び下地補修	(2) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 * 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ● 図示 _____																								
	(3) 既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 * 既存のまま ● 図示 _____																								
▶ 3. 既存壁の撤去及び下地補修	(1) 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 (6.2.2) * 図示 ○ _____																								
	(2) 合成樹脂塗床材の除去等 ○ 機械的除去工法 ○ 目荒し工法																								
▶ 4. 木下地等	(3) 改修後の床の清掃範囲 * 改修端部より1m程度 ○ _____																								
	(1) 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 (6.3.2) * モルタル塗替え工法(4.3.10)のモルタル塗り ○ _____																								
	(1) 表面仕上げ(見え掛り面) (6.5.1) * プレーナー加工仕上げ程度 ○ 超自動機械かな ○ サンダー等																								
	(2) 木材の含水率 (6.5.2)(表6.5.1)																								
	ア. <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位</th> <th colspan="2">種 別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下地材</td> <td>* A種(15%以下)</td> <td>○ B種(20%以下)</td> <td rowspan="2">全断面の平均の推定値</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>* A種(15%以下)</td> <td>○ B種(18%以下)</td> </tr> </tbody> </table>	部位	種 別		備考	下地材	* A種(15%以下)	○ B種(20%以下)	全断面の平均の推定値	造作材	* A種(15%以下)	○ B種(18%以下)													
部位	種 別		備考																						
下地材	* A種(15%以下)	○ B種(20%以下)	全断面の平均の推定値																						
造作材	* A種(15%以下)	○ B種(18%以下)																							
	イ. ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____ (6.5.2)																								
	(3) 製材 (6.5.2)																								
	ア. JAS 1083-5による下地用製材																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>等級</th> <th>寸法(mm)</th> <th colspan="2">保存処理</th> <th>含水率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>* 2級 ○</td> <td></td> <td>○ 防腐 ○ 防ぎ</td> <td>○ 防虫 ○</td> <td>* A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>* 2級 ○</td> <td></td> <td>○ 防腐 ○ 防ぎ</td> <td>○ 防虫 ○</td> <td>* A種 ○ B種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>* 2級 ○</td> <td></td> <td>○ 防腐 ○ 防ぎ</td> <td>○ 防虫 ○</td> <td>* A種 ○ B種</td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理		含水率		* 2級 ○		○ 防腐 ○ 防ぎ	○ 防虫 ○	* A種 ○ B種		* 2級 ○		○ 防腐 ○ 防ぎ	○ 防虫 ○	* A種 ○ B種		* 2級 ○		○ 防腐 ○ 防ぎ	○ 防虫 ○	* A種 ○ B種
施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理		含水率																				
	* 2級 ○		○ 防腐 ○ 防ぎ	○ 防虫 ○	* A種 ○ B種																				
	* 2級 ○		○ 防腐 ○ 防ぎ	○ 防虫 ○	* A種 ○ B種																				
	* 2級 ○		○ 防腐 ○ 防ぎ	○ 防虫 ○	* A種 ○ B種																				

イ. JAS 1083-2による造作用製材

施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理		含水率
見え掛り面	* 上小節		○ 防腐	○ 防虫	* A種
	○		○ 防ぎ	○	○ B種
見え掛り面以外	○ 上小節		○ 防腐	○ 防虫	* A種
	* 小節		○ 防ぎ	○	○ B種

ウ. JAS 1083-6による広葉樹製材

施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理		含水率
	* 1等		○ 防腐	○ 防虫	* 10%以下
	○		○ 防ぎ	○	○
	* 1等		○ 防腐	○ 防虫	* 10%以下
	○		○ 防ぎ	○	○
	* 1等		○ 防腐	○ 防虫	* 10%以下
	○		○ 防ぎ	○	○

エ. JAS 1083(製材)以外の製材

(6.5.2)(表6.5.2)

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
		* A種	○ 適用する	* A種
		○ B種	○ 適用しない	○ B種
		* A種	○ 適用する	* A種
		○ B種	○ 適用しない	○ B種
		* A種	○ 適用する	* A種
		○ B種	○ 適用しない	○ B種

(4) JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。

(5) カラマツの使用範囲は、東・母屋・土台・大引きとする。

(6) 造作用集成材等

(6.5.2)

ア. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等

施工箇所	品名	樹種	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質
			面		* 1等 ○ 2等
			面		* 1等 ○ 2等

イ. 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	厚さ(mm)	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質
	化粧薄板:			面		* 1等 ○ 2等
	芯材:			面		* 1等 ○ 2等
	化粧薄板:			面		* 1等 ○ 2等
	芯材:			面		* 1等 ○ 2等

ロ. 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○

ハ. 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板:			* 1等 ○ 2等	* 15%以下
	芯材:			* 1等 ○ 2等	○
	化粧薄板:			* 1等 ○ 2等	* 15%以下
	芯材:			* 1等 ○ 2等	○

(7) 造作用単板積層材

(6.5.2)

ア. JAS 0701の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質(化粧加工)	防虫処理
			○ 有り 〔加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工〕 ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない
			○ 有り 〔加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工〕 ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない

イ. JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質(化粧加工)	含水率	防虫処理
		○ 有り 〔加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工〕 ○ 無し ()	* 14% 以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 有り 〔加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工〕 ○ 無し ()	* 14% 以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない

ウ. JAS 3079による直交集成板

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	強度等級	種別	接着性能
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○ ○	○ ○	○ 目視1等 ○ 目視2等	○ A種 ○ B種	○ A ○ B ○ C
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○ ○	○ ○	○ 目視1等 ○ 目視2等	○ A種 ○ B種	○ A ○ B ○ C

(8) 合板等

(6.5.2)

ア. 「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない

イ. 「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	保存処理	板面の品質	等級	接着の程度	防虫処理	強度等級
		* 12.0 ○	○ ○	○ ○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	○ 特類 * 1類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する () ○ 適用しない
		* 12.0 ○	○ ○	○ ○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	○ 特類 * 1類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する () ○ 適用しない

ウ.「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
		○ 12.0 ○	○ ○	○ 特類 * 1類	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 12.0 ○	○ ○	○ 特類 * 1類	○ 適用する ○ 適用しない

エ.「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
	○	○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
	○		○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

オ.「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品名	単板の樹種名	化粧加工の方法	表面性能	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
		○	○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等 ○	○	○	○	○ 適用する ○ 適用しない
		○	○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等 ○	○	○	○	○ 適用する ○ 適用しない

カ. JIS A 5908によるパーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	厚さ(mm)
		* 13タイプ ○	○ 耐水性1(Mタイプ) ○ 耐水性2(Pタイプ)	* 15 ○
		* 13タイプ ○	○ 耐水性1(Mタイプ) ○ 耐水性2(Pタイプ)	* 15 ○

キ. JAS 0360による構造用パネル

施工箇所	品名	厚さ(mm)

ク. JIS A 5905によるミディアムデンシティーファイバーボード(MDF)

(6.5.2)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)

(9) 接合具等

(6.5.3)

ア. 釘等

造作材の化粧面の釘打ち * 隠し釘打ち ○ _____

イ. 諸金物

形状、寸法及び材質 * 表6.5.3～表6.5.5による ○ 図示

ウ. 接着剤

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____

- (10) 木れんがの接着工法に使用する接着剤 (6.5.4)
ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____
- (11) 防腐・防蟻処理 (6.5.5)
ア. 表面処理用防腐剤は監督員の承諾するものとする。
イ. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材
適用部位 ()
ウ. 薬剤の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理
- | 適用部材 | 保存処理性能区分 | | |
|------|----------|------|------|
| | ● K2 | ○ K3 | ○ K4 |
| | ○ K2 | ○ K3 | ○ K4 |
- エ. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理
- | 適用部材 | 薬剤の種類 | 処理の方法 |
|------|--|---------------------|
| | ○ JIS K 1571に適合する表面処理用木材保存剤又は同等品 | * 薬剤の製造所の仕様による
○ |
| | ○ JIS K 1571付属書Aに基づく表面処理用木材保存剤
種類:() | * 薬剤の製造所の仕様による
○ |
| | ○ | * 薬剤の製造所の仕様による
○ |
- オ. 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
適用部材 ()
カ. 合板等の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理
適用部材 ()
保存処理の性能区分 * K3 ○ _____
キ. 不燃処理木材等
○ 不燃材料 ○ 準不燃材料 ○ 難燃材料
- (12) 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組 (6.5.6)
ア. 間仕切軸組に用いる木材
* 杉又は松 ○
イ. 床組に用いる木材
* 杉又は松 ○
- (13) 窓、出入口その他に用いる木材 (6.5.7)
ア. 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居 * ひのき ○
イ. その他 * 杉又は松 ○
- (14) 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材 (6.5.8)
* ひのき ○
- (15) 壁及び天井下地に用いる木材 (6.5.9)
* 杉又は松 ○
- ▷ 5. 軽量鉄骨天井
下地
- (1) 材料 (6.6.2)(表6.6.1)
ア. 野縁等の種類
- | 施工部位 | 野縁等の種類 |
|------|--------|
| 屋内 | * 19形 |
| | ○ 25形 |
| 屋外 | ○ 19形 |
| | * 25形 |
- (2) 形式及び寸法 (6.6.3)(表6.6.2)
ア. 野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔
- | | |
|----|--------------------------|
| 屋内 | * 900mm程度 周辺部の端から150mm以内 |
| 屋外 | ○ |
- イ. 野縁の間隔
- | | |
|----|-------------|
| 屋内 | * 表6.6.2による |
| 屋外 | ○ |

(3) 工法 (6.6.4)

7. 既存の埋込みインサートを使用する場合

つりボルトの引張試験

箇所数	確認する強度
* 3箇所(当該階) ○	* 400N程度 ○

1. あと施工アンカーの施工後の確認

- 実施する(引張試験) * 6.6.4(1)(ウ)による
- 実施しない

(4) 開口補強(つりボルトの間隔が900mmを超える場合) (6.6.4)

補強方法 * 図示 ○ _____

(5) 天井ふとところが3.0mを超えるの場合 (6.6.4)

補強方法 * 図示 ○ _____

(6) 天井下地材における耐震性を考慮した補強 (6.6.4)

補強箇所 * 図示
補強方法 * 図示

(7) 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強 (6.6.4)

補強箇所 * 図示
補強方法 * 図示

▷ 6. 軽量鉄骨壁下地

(1) スタッド、ランナ等の種類 (6.7.3)(表6.7.1)

施工部位	スタッドの高さによる区分	種類
	高さ2.7m以下	* 50形 ○
	高さ4.0m以下	* 65形 ○
	高さ4.0m超～4.5m以下	* 90形 ○
	高さ4.5m超～5.0m以下	* 100形 ○

(2) スタッドの高さが5.0mを超える場合: * 図示 (6.7.3)(表6.7.1)

(3) 出入口及びこれに準じる開口部の補強 (6.7.4)

* 6.7.4による ○ 図示

▷ 7. ビニル床シート、
ビニル床タイル
及びゴム床タイル張り

(1) 材料 (6.8.2)(6.8.3)

ア. ビニル床シート(JIS A 5705)

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ(mm)	工法
	* FS ○	○ マーブル ○ プレーン	* 2.0 ○	○ 突付け * 熱溶接
	* FS ○	○ マーブル ○ プレーン	* 2.0 ○	○ 突付け * 熱溶接

イ. ビニル床タイル(JIS A 5705) (6.8.2)

施工箇所	種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)
	* KT ○	○ マーブル ○ プレーン	○ 300×300 ○ 450×450	* 2.0 ○
	* KT ○	○ マーブル ○ プレーン	○ 300×300 ○ 450×450	* 2.0 ○

ウ. 特殊機能床材 (6.8.2)

(ア) 帯電防止床シート

施工箇所	種類	性能	厚さ(mm)

(イ) 帯電防止床タイル

施工箇所	種類	性能	寸法(mm)	厚さ(mm)
			×	
			×	

(ウ) 視覚障害者用床タイル (6.8.2)

区分	施工箇所	種類	形状
屋外		<input type="radio"/> 塩化ビニル系	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/> レジンコンクリート系	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/> 磁器質タイル	
屋内		<input type="radio"/> 塩化ビニル系	<input type="radio"/>
		<input type="radio"/> 磁器質タイル	<input type="radio"/>

※ 色は周囲の床材と識別しやすいものとする

(エ) 耐動荷重性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ(mm)

(オ) 防滑性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ(mm)

(カ) 防滑性床タイル (6.8.2)

施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
		×	
		×	

エ. ビニル幅木 (6.8.2)

材質の種類 * 軟質 硬質
 厚さ(mm) * 1.5以上 _____
 高さ(mm) * 60 75 100

オ. ゴム床タイル (6.8.2)

色柄 _____
 種類 単層品 積層品
 厚さ(mm) 3.0 4.0 5.0 6.0 9.0
 寸法(mm) _____

カ. 接着剤 (6.8.2)

(ア) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆

(イ) 施工箇所の下地が、セメント系及び木質系以外の場合 (表6.8.1)(表6.8.2)

施工箇所 _____
 主成分による区分 _____

(ウ) モルタル塗り下地、セルフレベルング材塗り下地及び木下地以外の下地の工法 (6.8.3)

工法 _____

▷ 8. カーペット敷き

(1) 織じゅうたん(JIS L 4404) (6.9.2)(6.9.3)(表6.9.1)(表6.9.2)

種別	織り方	パイルの形状	色柄	パイル糸の種類	帯電性
<input type="radio"/> A種	<input type="radio"/> ウィルトン	<input type="radio"/> ループ	* 模様のない無地	A種の場合 そ毛糸	<input type="radio"/> 適用する性能
<input type="radio"/> B種	<input type="radio"/> フェイストウ	<input type="radio"/> カット		B種、C種の場合 紡毛糸	* 人体帯電圧 3.0kv以下
<input type="radio"/> C種	<input type="radio"/> フェイス	<input type="radio"/> 併用			<input type="radio"/>
	<input type="radio"/> アキスミスター		<input type="radio"/>		<input type="radio"/> 適用しない

接合方法 * ヒートボンド工法 つづり縫い

(2) タフテッドカーペット(JIS L 4405) (6.9.2)(6.9.3)(表6.9.1)(表6.9.2)

パイルの形状	パイル長(mm)	工法	帯電性
<input type="radio"/> ループ		<input type="radio"/> 全面接着工法	<input type="radio"/> 適用する性能
<input type="radio"/> カット		<input type="radio"/> グリッパ工法	* 人体帯電圧 3.0kv以下
<input type="radio"/> 併用			<input type="radio"/>
			<input type="radio"/> 適用しない

(3) タイルカーペット(JIS L 4406) (6.9.2)

種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
* 第一種	* ループ	* 500mm角	* 6.5mm
○ 第二種	○ カット ○ 併用	○	○

(4) 下敷き材 * 第2種2号 ○ _____ (6.9.2)
 * 呼び厚さ8mm ○ _____

(5) 見切り、押え金物の材質、種類、形状 * 図示 (6.9.2)

(6) 接着剤 (6.9.2)

ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____

(7) タイルカーペットの敷き方 (6.9.3)

平場 * 市松敷き ○ 模様流し ○ _____

階段部分 * 模様流し ○ 市松敷き ○ _____

▷ 9. 合成樹脂塗床

(1) 弾性ウレタン樹脂系塗床 (6.10.2)(6.10.3)(表6.10.4)

施工部位	仕上げの種類	厚さ(mm)
	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消し	
	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消し	

(2) エポキシ樹脂系塗床 (6.10.2)(6.10.3)(表6.10.2.5~7)

施工部位	工法	仕上げの種類	厚さ(mm)
	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	
	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	

(3) 塗床材のホルムアルデヒド放散量 (6.10.2)

* F☆☆☆☆ ○

▷ 10. フローリング張り

(1) 単層フローリング (6.11.2~7)(表6.11.1)(表6.11.3)(表6.11.5)

品名	樹種	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
○ フローリング ボード1等	* なら ○	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品
○ フローリング ブロック1等	○ なら ○	○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(2) 複合フローリング (6.11.2~7)(表6.11.2)(表6.11.4)(表6.11.6)

樹種	種別	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ A種 ○ B種 * C種	○ 釘留め (根太張り) ○ 釘留め (直張り) ○ 接着	○ _____ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(3) 特殊フローリング

品名	表面材の樹種	仕上げ塗装
<input type="radio"/> 屋内体育館アリーナ床 (JIS A 6519)	* なら	
<input type="radio"/> 柔剣道場の床 (JIS A 6519)	* なら	

※ 塗装の凡例

素地：素地のまま W: 生地のまま、ワックス塗り
 OSW: オイルステインワックス塗り(オイルステイン2回、ワックス1回)
 UCB: ウレタン樹脂ワニス塗りB種(2回塗り)

(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (6.11.2)

* F☆☆☆☆ _____

(5) 接着工法におけるフローリング裏面の不陸緩衝材 (6.11.5)

* 合成樹脂発泡シート _____

(6) 現場塗装仕上げ (6.11.6)

適用する 適用しない
 適用する施工箇所 図示
 下地調整 する しない
 塗装の種類 * ウレタン樹脂ワニス塗り
 オイルステインの上、ワックス塗り
 生地のままワックス塗り

▷ 11. 畳敷き

(1) 普通畳の種別 (6.12.2)

A種 B種 C種 * D種
 A種の場合の畳表 JS J1
 C種の場合の畳床 PS-C20 PS-C25 PS-C30
 D種の場合の畳床 KT-I KT-II * KT-III
 KT-K KT-N

(2) 衝撃緩和型畳 畳表 C1 C2 (6.12.2)

(3) 柔道畳

畳床は、JIS A 5901(畳床)の2級品とし、畳表は、柔道用レザー表地(裏地ビニロン使用)とする。

▶ 12. せっこうボード、
 その他ボード及
 び合板張り

(1) せっこうボード及びその他のボードの種類、厚さ (6.13.2)

* 図示

(2) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (6.13.2)

* F☆☆☆☆ _____

(3) 普通合板の規格 (6.13.2)

品名	単板の樹種名	厚さ(mm)	板面の品質	防虫処理
<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ラワン <input checked="" type="radio"/> シナ <input type="radio"/>	* 5.5mm <input type="radio"/>	(広葉樹) * 2等以上 (針葉樹) * C-D以上 <input type="radio"/>	* 適用する <input type="radio"/> 適用しない ラワン材及びびならを使用する場合 * 性能区分 K1

(4) 天然木化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧板の単板樹種名	厚さ(mm)	防虫処理
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	* 適用する <input type="radio"/> 適用しない ラワン材及びびならを使用する場合 * 性能区分 K1

(5) 特殊加工化粧合板の規格 (6.13.2)

品目	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
<input type="radio"/> メラミン化粧合板 <input type="radio"/> ポリエステル化粧合板 <input type="radio"/> プリント合板 <input type="radio"/> 塩化ビニル化粧合板 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 1類 <input type="radio"/> 2類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> オーバーレイ <input type="radio"/> プリント <input type="radio"/> 塗装等	* 適用する <input type="radio"/> 適用しない ラワン材及びびならを使用する場合 * 性能区分 K1

▶ 13. 壁紙張り

- (6) 天井のボード(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合 (6.13.3)
 * 図示 _____
- (7) 合板の張付けの種類 A種 * B種 (6.13.3)
- (8) せっこうボードの目地工法の種類 (6.13.3)(表6.13.5)
 * 突付け工法
 ベベルエッジ スクエアエッジ
 継目処理工法
 テーパーエッジ ベベルエッジ
 目透し工法
 ベベルエッジ スクエアエッジ
- (1) 材料 (6.14.2)
 壁紙の施工部位・種類・防火性能
 * 図示
- (2) 壁紙及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ 規制対象外
- (3) 素地ごしらえの種類 (6.14.3)(表6.14.1~3)
 モルタル・せっこうプラスター面 * B種 A種
 コンクリート面 * B種 A種
 せっこうボード面及びけい酸カルシウム板面 * B種 A種

▶ 14. モルタル塗り

- (1) 材料 (6.15.3)
 現場調合材料 既調合材料
- (2) 既製目地材 (6.15.3)
 設ける
 施工箇所(_____)
 形状 (* 図示 _____)
 設けない
- (3) 下地処理 (6.15.5)
 壁面の仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処理
 処理方法 * 図示 _____
- (4) 床の目地 (6.15.6)
 設ける(種類 * 押し目地 _____)
 * 目地割2㎡程度、最大目地間隔3m程度

 設けない

▶ 15. タイル張り

- (1) 伸縮目地の位置 (6.16.2)
 床タイル * 縦・横とも4m以内ごと 図示
 床タイル以外 * 図示 _____
- (2) セメントモルタルによるタイル張り (6.16.2)(6.16.3)
 再生材利用タイルの使用 * 使用する 使用しない

施工箇所	タイルの 形状、寸法 (mm)	吸水率 による 区分	うわぐすり		役物		色		耐凍 害性		耐滑 り性
			施 釉	無 釉	有	無	標 準	特 注	有	無	
	×		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	×		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 試験張り 行う 行わない
 見本焼き 行う 行わない
 既調合モルタル * 既調合モルタルの製造所の仕様による

 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理の方法
 * 目荒し工法

(3) 壁タイル張り (6.16.3)

タイルの種類	タイルの大きさ	工 法
○ 内装タイル	○ 小口平 ○ 二丁掛 ○ 100角	○ 密着張り ○ 改良圧着張り
○ ユニットタイル (内装タイル以外)	○ 50二丁以下	○ マスク張り ○ モザイクタイル張り

(4) 有機系接着剤によるタイル張り (6.16.2)(6.16.4)
 再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない

施工箇所	タイルの 形状、寸法 (mm)	吸水率 による 区分	うわぐすり		役物		色		耐凍 害性		耐滑 り性
			施 釉	無 釉	有	無	標 準	特 注	有	無	
	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	×		○	○	○	○	○	○	○	○	○

試験張り ○ 行う * 行わない
 見本焼き ○ 行う * 行わない
 接着剤のホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____ (6.17.2)(6.17.3)

施工箇所	種 類	塗 厚
	○ せっこう系	○ 10 mm
	○ セメント系	○ mm
	○ せっこう系	○ 10 mm
	○ セメント系	○ mm

▷ 16. セルフレベリング材塗り

● 第 7 章 塗装改修工事

項 目	特 記 事 項																											
▷ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (7.1.3) * F☆☆☆☆ ○ _____																											
▷ 2. 下地調整	(1) 塗替えでRB種の場合の既存塗膜の除去範囲 (7.2.1~7) * 劣化部分は除去し、活膜部分は残す ○ _____ (2) 下地調整種別 (7.2.2~7)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の種類</th> <th>種別 塗替え</th> <th>ひび割れ部の補修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>不透明塗料塗りの場合 * RB種 ○ RA種 ○ RB種 ○ RC種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>○ RA種 * RB種 ○ RC種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>○ RA種 * RB種 ○ RC種</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>モルタル面及び プaster面</td> <td>○ RA種 * RB種 ○ RC種</td> <td>○ 適用する ○ 適用しない</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面、 ALCパネル面</td> <td>○ RA種 * RB種 ○ RC種</td> <td>○ 適用する ○ 適用しない</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面、 (DP)</td> <td>○ RA種 ○ RB種 ○ RC種</td> <td>○ 適用する ○ 適用しない</td> </tr> <tr> <td>押出成形 セメント板面</td> <td>○ RA種 ○ RB種 ○ RC種</td> <td>○ 適用する ○ 適用しない</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード面 及びその他ボード面</td> <td>○ RA種 * RB種 ○ RC種</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	下地の種類	種別 塗替え	ひび割れ部の補修	木部	不透明塗料塗りの場合 * RB種 ○ RA種 ○ RB種 ○ RC種	—	鉄鋼面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	—	亜鉛めっき鋼面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	—	モルタル面及び プaster面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	○ 適用する ○ 適用しない	コンクリート面、 ALCパネル面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	○ 適用する ○ 適用しない	コンクリート面、 (DP)	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種	○ 適用する ○ 適用しない	押出成形 セメント板面	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種	○ 適用する ○ 適用しない	せっこうボード面 及びその他ボード面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	—
下地の種類	種別 塗替え	ひび割れ部の補修																										
木部	不透明塗料塗りの場合 * RB種 ○ RA種 ○ RB種 ○ RC種	—																										
鉄鋼面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	—																										
亜鉛めっき鋼面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	—																										
モルタル面及び プaster面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	○ 適用する ○ 適用しない																										
コンクリート面、 ALCパネル面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	○ 適用する ○ 適用しない																										
コンクリート面、 (DP)	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種	○ 適用する ○ 適用しない																										
押出成形 セメント板面	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種	○ 適用する ○ 適用しない																										
せっこうボード面 及びその他ボード面	○ RA種 * RB種 ○ RC種	—																										

▶ 3. 素地ごしらえ

素地ごしらえ種別

(7.3.2~7)

下地の種類	種別
木部	不透明塗料塗りの場合 * A種 ○ B種
	透明塗料塗りの場合 ○ A種 * B種
鉄鋼面	○ A種 ○ B種 * C種
鉄鋼面(DP)	○ A種 * B種 ○ C種
亜鉛めっき鋼面	○ A種 ○ B種
モルタル面及び プaster面	○ A種 * B種
コンクリート面、 ALCパネル面	○ A種 * B種
コンクリート面(DP)	○ A種 ○ B種
押出成形 セメント板面	○ A種 ○ B種
せっこうボード面 及びその他ボード面	○ A種 * B種

▷ 4. 錆止め塗料塗り

(7.4.2~3)

素地面	改修塗 り仕様	錆止め塗 料種別	錆止め塗料塗り種別				
鉄鋼面	SOP	* As種	新規	見え掛り部分	* A種	○ B種	○ C種
		○		見え隠れ部分	○ A種	* B種	○ C種
		塗替え	○ A種	○ B種	* C種		
	DP	○ Cs種	新規	* A種	○ B種	○ C種	
		○ Ds種	塗替え	○ A種	○ B種	○ C種	
	EP-G	○ As種	* Bs種	新規	見え掛り部分	* A種	○ B種
見え隠れ部分					○ A種	* B種	○ C種
塗替え		○ A種	○ B種	* C種			
亜鉛 めっき 鋼面	SOP	○ Az種	新規	○ A種	* B種	○ C種	
		* Bz種	塗替え	○ A種	○ B種	* C種	
	SOP(鋼 製建具 等)	* Az種	新規	* A種	○ B種	○ C種	
		○ Bz種	塗替え	○ A種	○ B種	* C種	
	DP	* Bz種	—				
	EP-G	* Cz種	新規	○ A種	* B種	○ C種	
		塗替え	○ A種	○ B種	* C種		
	EP-G(鋼 製建具 等)	* Cz種	新規	* A種	○ B種	○ C種	
塗替え			○ A種	○ B種	* C種		

5. 塗料塗り

(7.5.2~7.13.2)

種類	塗装面	新規	塗替え
合成樹脂調合ペイント (SOP)	木部屋外	* A種 ○ B種	○ A種 * B種 ○ C種
	木部屋内	○ A種 * B種	○ A種 * B種 ○ C種
	鉄鋼面	○ A種 ○ B種	○ A種 * B種 ○ C種
	亜鉛めっき鋼面	鋼製建具 ○ A種 * B種 その他 ○ A種 * B種	* A種 ○ B種 ○ C種 ○ A種 * B種 ○ C種
クリヤラッカー (CL)	木部屋内	○ A種 * B種	○ A種 * B種 A種の場合の工程2の適用 ○ 適用する ○ 適用しない ○ 溶剤形ステイン ○ オイルステイン
アクリル樹脂系非水分散形塗料 (NAD)	コンクリート面	○ A種 * B種	○ A種 * B種
	モルタル面	○ A種 * B種	○ A種 * B種
	押出成形セメント板面	○ A種 * B種	○ A種 * B種
耐候性塗料 (DP)	鉄鋼面	上塗り塗料 ○ A種 ○ B種	
	亜鉛めっき鋼面	上塗り塗料 ○ A種 ○ B種	
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	* A-1種 ○ B-1種 ○ C-1種	○ A-1種 ○ A-2種 ○ B-1種 ○ B-2種 ○ C-1種 ○ C-2種
つや有合成樹脂エマルジョンペイント (EP-G)	コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面	○ A種 * B種	○ A種 * B種 ○ C種 B種又はC種の場合は工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
	木部屋内	* A種 ○ B種	○ A種 * B種 ○ C種
	屋内鉄鋼面	○ A種 * B種	○ A種 * B種 ○ C種
	亜鉛めっき鋼面	* A種	* A種 ○ B種
合成樹脂エマルジョンペイント (EP)	コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面	○ A種 * B種	○ A種 * B種 ○ C種 B種又はC種の場合は工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
ウレタン樹脂ワニス (UC)	木部屋内	○ A種 * B種	○ A種 * B種 工程1の着色の適用 ○ 適用する ○ 適用しない ○ 油性顔料着色剤 ○ 溶剤形顔料着色剤
ピグメントステイン	木部屋内	7.12.2による	
木材保護塗料 (WP)	木部屋外	○ A種 * B種	○ A種 * B種

○ 第 8 章 耐震改修工事

● 第 9 章 環境配慮改修工事

項 目	特 記 事 項												
<p>▶ 1. 石綿含有建材の除去工事</p>	<p>(1) 事前調査 (9.1.1) 調査範囲 ・ 全ての材料について、設計図書等の書面調査及び現地での目視調査 ・ 調査結果報告書で確認 ・ 対象建築物の新築工事の着工日が平成18年9月1日以降であることを設計図書等で確認 既存の設計図書 * 貸与 ○ 無 石綿含有建材の調査報告書 * 貸与 ○ 無 分析結果 ● 石綿含有 ○ 石綿非含有 分析調査 ○ 適用する ○ 適用しない 適用する場合の調査範囲 ○ _____ 建材中の石綿含有率の分析方法について(基発0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号)による。 なお、分析調査は厚生労働大臣が定めた必要な知識及び技能を有する者が行うものとする。 事前調査の結果、設計図書等と異なる場合は、監督員と協議する。 調査結果を監督員に説明するとともに関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。</p> <p>(2) 石綿含有建材除去後の仕上げ ○ 図示</p> <p>(3) 石綿粉じん濃度測定 * 行う ● 行わない 測定方法 * 図示 ○ _____ 測定時期 * 図示 ○ _____ 測定場所 * 図示 ○ _____ 測定箇所数 * 図示 ○ _____</p> <p>(4) 石綿含有吹付け材の除去 (9.1.3) ア 除去方法 * 石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去する。 ○ _____ イ 除去した石綿含有吹付け材等の梱包 飛散防止措置 * 湿潤化 ○ 固形化 ウ 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 <table border="1" data-bbox="475 1317 1401 1391"> <tr> <td>処理区分</td> <td>* 最終処分(管理型) ○ 中間処理 (○ 無害化 ○ 熔融)</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>第1章 発生材の処理等による</td> </tr> </table> </p> <p>(5) 石綿含有保温材等の除去 (9.1.4) ア 除去方法 ○ 切断又は破砕 ○ 手ばらし イ 除去工法(煙突用断熱材は除く) * 湿潤化後手ばらし ○ ウ 煙突用断熱材の除去 * 図示 エ 除去した石綿含有保温材等の処分方法 <table border="1" data-bbox="475 1563 1401 1637"> <tr> <td>処理区分</td> <td>* 最終処分 ○ 中間処理 ○</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>第1章 発生材の処理等による</td> </tr> </table> </p> <p>(6) 石綿含有成形板等の除去 (9.1.5) ア 石綿含有成形板の種類 * 図示 イ 石綿粉じん飛散防止の養生 * 行う ○ 行わない ウ 除去した石綿含有成形板等の処分方法 <table border="1" data-bbox="475 1765 1401 1839"> <tr> <td>処理区分</td> <td>* 最終処分 (* 安定型 ○ 管理型) ○ 中間処理 (○ 無害化 ○ 熔融)</td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td>第1章 発生材の処理等による</td> </tr> </table> </p> <p>(7) 石綿含有仕上塗材の除去 (9.1.6) ア 除去工法 * 図示</p>	処理区分	* 最終処分(管理型) ○ 中間処理 (○ 無害化 ○ 熔融)	場 所	第1章 発生材の処理等による	処理区分	* 最終処分 ○ 中間処理 ○	場 所	第1章 発生材の処理等による	処理区分	* 最終処分 (* 安定型 ○ 管理型) ○ 中間処理 (○ 無害化 ○ 熔融)	場 所	第1章 発生材の処理等による
処理区分	* 最終処分(管理型) ○ 中間処理 (○ 無害化 ○ 熔融)												
場 所	第1章 発生材の処理等による												
処理区分	* 最終処分 ○ 中間処理 ○												
場 所	第1章 発生材の処理等による												
処理区分	* 最終処分 (* 安定型 ○ 管理型) ○ 中間処理 (○ 無害化 ○ 熔融)												
場 所	第1章 発生材の処理等による												

イ 除去した石綿含有成形板等の処分方法

処理区分	* 最終処分 (* 安定型 ○ 管理型) ○ 中間処理 (○ 無害化 ○ 溶融)
場所	第1章 発生材の処理等による

▷ 2. 外断熱改修工事

材料 (9.2.2)

- グラスウール
- グラスウールボード
- ビーズ法ポリスチレンフォーム
- 硬質ポリウレタンフォーム
- フェノールフォーム
- 吹込み用ロックウール
- 吹付け硬質ポリウレタンフォーム
- ロックウール
- ロックウールボード
- 押出法ポリスチレンフォーム
- ポリエチレンフォーム
- 吹込み用グラスウール
- 吹込み用セルロースファイバー

性能 * 図示

厚さ _____ mm

外装材の種類、防火性能 * 図示

既存外壁の処置 (9.2.3)

仕上げ材撤去 行う 行わない

下地面の清掃 行う(_____) 行わない

下地欠損部の改修 行う (工法 * 図示) 行わない

建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 (9.2.4)

* 適用する 工法: _____ 適用しない

不陸等の下地調整 _____ 図示

断熱材の施工 _____ 図示

外装材の施工 _____ 図示

通気層の有無及び厚さ * 図示

外装材の外壁への取付け * 図示

▷ 3. 断熱・防露改修工事

(1) 材料 (9.3.2)(9.3.3)(9.3.4)

適用	断熱材	種類	厚さ (mm)
<input type="radio"/>	ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		<input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号 <input type="radio"/> 3号 <input type="radio"/> 4号
<input type="radio"/>	押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	<input type="radio"/> 1種b <input type="radio"/> 2種b <input type="radio"/> 3種a <input type="radio"/> 3種b	<input type="radio"/> A <input type="radio"/> B <input type="radio"/> C <input type="radio"/> D
<input type="radio"/>	硬質ウレタンフォーム断熱材	<input type="radio"/> 1種 <input type="radio"/> 2種	<input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号 <input type="radio"/> 3号 <input type="radio"/> 4号
<input type="radio"/>	ポリエチレンフォーム断熱材	<input type="radio"/> 1種 <input type="radio"/> 2種 <input type="radio"/> 3種	<input type="radio"/> 1号 <input type="radio"/> 2号
<input type="radio"/>	フェノールフォーム断熱材	<input type="radio"/> 1種1号 <input type="radio"/> 1種2号 <input type="radio"/> 1種3号 <input type="radio"/> 2種1号 <input type="radio"/> 2種2号 <input type="radio"/> 2種3号 <input type="radio"/> 3種1号	<input type="radio"/> A I <input type="radio"/> A II <input type="radio"/> B I <input type="radio"/> B II <input type="radio"/> C I <input type="radio"/> C II <input type="radio"/> D I <input type="radio"/> D II <input type="radio"/> E I <input type="radio"/> E II

フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド放散量

* F☆☆☆☆ _____

(2) 断熱材現場発泡工法 (9.3.2)

ア 開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量

* F☆☆☆☆ _____

イ 種類 A種1 A種1H

ウ 吹付厚さ(mm) _____

(3) 断熱材後張り工法 (9.3.4)

ア 断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルの使用

適用する (パネルの仕様 * 図示 _____)

適用しない

▷ 4. 屋上緑化改修工事	イ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____ ウ 張り付け工法 ○ 後張りした断熱材に直接ボードの張り付け ○ 断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネル 特記事項 * 図示 (9.4.2~4)
---------------	---

● 第10章 屋根工事

項 目	特 記 事 項									
▶ 1. 長尺金属板葺	(1) 材料 (標仕13.2.2) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施 工 部 位</th> <th style="width: 60%;">規 格 名 称 (規 格 番 号)</th> <th style="width: 20%;">厚 さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)</td> <td>* 0.4 ● 0.35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ _____</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> (2) 下葺材の種類 ● JIS A 6005に基づくアスファルトルーフィング940 ○ 改質アスファルトルーフィング下葺材(一般タイプ又は粘着層付タイプ)(釘又はステーブルが打てない下地の場合は、粘着層付タイプ) (3) 屋根葺形式 (標仕13.2.3) * あり掛葺 ○ 横葺 ● 瓦棒葺(心木なし) ○ 立平葺 ○ (4) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 * 適用する ○ 適用しない (5) 葺材の寸法・厚さ、下地、留付け方法等 * 図示 (6) 横葺の場合のけらば ○ つかみ込み納め ○ けらば包み納め (7) 既存撤去範囲 ● 既存長尺カラー鉄板 ● アスファルトルーフィング ○ _____ (8) 雪止めの設置 ○ 設置する ○ 設置しない	施 工 部 位	規 格 名 称 (規 格 番 号)	厚 さ (mm)		* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)	* 0.4 ● 0.35		○ _____	○
施 工 部 位	規 格 名 称 (規 格 番 号)	厚 さ (mm)								
	* 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 (JIS G 3322)	* 0.4 ● 0.35								
	○ _____	○								
▷ 2. 折板葺き	(1) 形式 * 重ね形(K) ○ はげ締め形(H) ○ かん合形(G) (標仕13.3.2) 山高 ○ 150mm 厚0.5mm ○ 175mm 厚1.0mm ○ _____ (2) 山ピッチ _____ mm (3) 耐力 ○ 1種 ○ 2種 ○ 3種 ○ 4種 ○ 5種 (4) 材料による区分 * 鋼板製 ○ アルミニウム合金板製 (5) 厚さ _____ mm (6) 材質の種類 * 図示 (7) 軒先面戸板 * 有り ○ 無し (8) 断熱材 ○ 有り (種別 _____ 厚さ _____ mm) 防火性能等 ○ 耐火30分 ○ 不燃 ○ ○ 無し (9) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 (標仕13.3.3) * 適用する ○ 適用しない (10) 耐雪性能に対応した工法 * 適用する ○ 適用しない (11) けらば納め * けらば包み ○									

○ 第11章 その他

● 工事概要

項 目	特 記 事 項						
▶ 1. 電気工作物の種類	● 一般用電気工作物 ○ 事業用電気工作物(自家用電気工作物)						
▶ 2. 工事種目 【一般建物】							
	名 称	新 営	改 修	施工の範囲			備 考
	電灯設備	○ 一式	● 一式	○ 配管	● 配線	● 器具付	
	動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	電熱設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	雷保護設備	○ 一式	○ 一式				
	受変電設備	○ 一式	○ 一式				
	電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式				
	発電設備	○ 一式	○ 一式				
	構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	映像音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	誘導支援設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	中央監視制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	防犯入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
	構内配電線路設備	○ 一式	● 一式	○ 配管	● 配線	● 器具付	
	構内通信線路設備	○ 一式	○ 一式	○ 配管	○ 配線	○ 器具付	
▶ 3. 設備概要	<p>本工事対象建築物の設備概要は下記のとおりとする。</p> <p>なお、改修工事にあつては改修工事後の設備概要を示し、本工事の対象となっていない設備については記載していない。</p> <p>引込（電力） ○ 架空 ○ 地中</p> <p>引込（通信） ○ 架空 ○ 地中</p> <p>受電方式 ○ 低圧受電（○ 電灯 ○ 動力）</p> <p> ○ 高圧受電 _____KV</p> <p>受電設備 ○ 非常電源専用受電設備</p> <p> ○ 屋内 ○ 屋外</p> <p> ○ キュービクル式 ○ 高圧スイッチギア</p> <p>変圧器 単相 計 _____KVA</p> <p> 三相 計 _____KVA</p> <p>自家発電装置 種別 ○ ディーゼル機関</p> <p> ○ ガス機関</p> <p> ○ ガスタービン機関</p>						

発電機出力 _____ KVA
燃料 軽油 A重油
 灯油 ガス

その他発電装置 燃料電池発電装置
 太陽光発電装置
 風力発電装置

直流電源装置 鉛蓄電池 CS形
 PS形
 MSE形
 長寿命MSE形
 HSE形
 アルカリ蓄電池 ポケット式
 焼結式
 焼結式シール形

直流電源装置の用途 受変電機器制御電源 非常用照明

UPS装置 常時インバータ給電方式簡易形
 常時インバータ給電方式
 ラインインタラクティブ方式
 常時商用給電方式
停電補償時間 _____ 分

UPS装置の用途 (_____)

照明制御装置 人感センサ
 明るさセンサ タイマ
 その他 (_____)

幹線設備 電灯 単相2線式100V 50Hz
 単相3線式200/100V 50Hz
動力 三相3線式200V 50Hz
電熱設備 ロードヒーティング 単相100V
 単相200V
 三相200V
フロアヒーティング 単相100V
 単相200V
 三相200V

雷保護設備 受雷部 突針
 水平導体又はメッシュ導体
引き下げ導線システム
 引下げ導線
 構造体利用引下げ導線

構内情報通信網設備
インタフェース 100BASE-TX 1000BASE-T
 その他 (_____)

機器 L2スイッチ L3スイッチ
 ルーター メディアコンバーター

○ その他 (_____)

構内交換設備

回線種別 ○ アナログ ○ INS
○ 専用線 ○ 光
交換装置 ○ PBX ○ IP-PBX
○ VoIPサーバー ○ クラウド
実装数/容量数 局線数 _____ / _____
内線数 _____ / _____
電話機 ○ 一般形 ○ 多機能形
○ 停電用 ○ IP電話機
電源装置 停電補償時間 _____ 分

情報表示設備

○ マルチサイン装置
○ 出退表示装置
○ 時刻表示装置 出力回線数 _____ 回線

映像音響設備

○ 有 ○ 無

拡声設備

○ Hi形増幅器 増幅器容量 400 W
○ 一般放送用 ○ 非常放送用 ○ 一般非常兼用
○ 遠隔操作器 _____ 箇所

誘導支援設備

○ 音声誘導装置 ○ インターホン
その他機器 ○ テレビインターホン
○ 外部受付用インターホン
○ トイレ等呼出装置
○ 受付呼出装置

テレビ共同受信設備 アンテナ

○ UHF
○ BS・110°CS
○ CS
○ その他 (AM・FM)

火災報知設備

(1) 自動火災報知設備

受信機 _____ 形 _____ 級 _____ 回線

○ 単独盤 ○ 複合盤

○ 壁掛形 ○ 自立形

副受信機 _____ 台 _____ 回線

○ 自動試験機能 ○ 遠隔試験機能

○ GP型3級受信機 (住戸内)

発信機 _____ 形 _____ 級 ○ 組込形 ○ 露出形

警報ベル ○ 露出形 ○ 組込形

総合盤 ○ 単独 (○ 露出 ○ 埋込)

○ 消火栓箱組込形 (消火栓箱は別途工事)

(2) 自動閉鎖設備

自動閉鎖装置連動制御器 ○ 単独盤 ○ 複合盤

(3) 非常警報設備

○ 一体型 ○ 複合型

○ その他 (○ 非常ベル ○ 表示灯 ○ 起動装置)

(4) ガス漏れ警報設備 (機械設備のガス漏れ警報設備に係わる工事)

	<input type="checkbox"/> 電気設備工事で設置 <input type="checkbox"/> 機械設備工事で設置 施工の範囲 <input type="checkbox"/> 配管 <input type="checkbox"/> 配線 <input type="checkbox"/> 基台（警報機は別途） <input type="checkbox"/> 器具付け 基台は警報出力接点付き、アダプター付きとする。
	ガス種別 <input type="checkbox"/> L P G <input type="checkbox"/> 都市ガス
	中央監視装置 <input type="checkbox"/> 警報盤 <input type="checkbox"/> 簡易型監視制御装置 <input type="checkbox"/> 監視制御装置
	防犯入退室管理設備 <input type="checkbox"/> センサ <input type="checkbox"/> マグネットスイッチ <input type="checkbox"/> バイブレーションスイッチ <input type="checkbox"/> パッシブセンサ <input type="checkbox"/> 制御部 <input type="checkbox"/> キースイッチ <input type="checkbox"/> 暗証番号入力装置 <input type="checkbox"/> 磁気カード <input type="checkbox"/> I Cカード <input type="checkbox"/> 機器類は施設管理者リース品である。
	共用灯設備 電気方式 単相2線式（ <input type="checkbox"/> 100V <input type="checkbox"/> 200V ） 50Hz 照明制御装置 <input type="checkbox"/> 人感センサー <input type="checkbox"/> 明るさセンサ <input type="checkbox"/> タイマ
	外灯設備 <input checked="" type="checkbox"/> 架空 <input type="checkbox"/> 地中 ポール種別 <input type="checkbox"/> 鋼製塗装 <input type="checkbox"/> アルミ <input checked="" type="checkbox"/> 溶融亜鉛メッキ塗装 <input type="checkbox"/> 溶融亜鉛メッキリエステル粉体塗装 <input type="checkbox"/> 埋込式 <input checked="" type="checkbox"/> ベースプレート式 ランプ <input checked="" type="checkbox"/> LED <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
	点滅方式 <input checked="" type="checkbox"/> 自動式（ <input checked="" type="checkbox"/> 自動点滅器 <input type="checkbox"/> タイマ ） <input type="checkbox"/> 手動式
	電波障害防除設備 施工方法 <input type="checkbox"/> 架空配線式 <input type="checkbox"/> 地中配線式 <input type="checkbox"/> アンテナ対策 <input type="checkbox"/> CATV 受信点 <input type="checkbox"/> 当該施設のテレビアンテナより分岐 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設電波障害防除施設より分岐

● 電気設備共通事項

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 電気保安技術者	電気主任技術者を補佐し、監督員の承諾を受け電気工作物の保安業務を行う電気保安技術者をおくこと。

▶ 2. 諸手続

本工事の施工に必要な官公署その他への手続きは、受注者が代行し速やかに行い、費用は全て受注者の負担とする。

▶ 3. 試運転調整

この工事に必要な試運転調整の費用は全て受注者の負担とする。

▷ 4. 指定仮設

* なし ○ 本工事（仮設計画図による）

▶ 5. 足場及び橋類

別契約の関係受注者の定置する足場、栈橋の類は、無償で使用できる。

▷ 6. 交通誘導警備員

建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。

なお、交通誘導警備員の区分、配置位置及び設置日数は、次による。

区分： ○ 交通誘導警備員A ○ 交通誘導警備員B

位置： 図面による。 設置日数： _____

警備員詰所：（ ○ 設ける ○ 設けない）

表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。

交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は監督員と協議すること。

▶ 7. 工事用電力水等

1) 工事用水

構内既存の施設 ● 利用できる（ * 有償 ○ 無償 ）
* 利用できない

2) 工事用電力

構内既存の施設 ● 利用できる（ * 有償 ○ 無償 ）
* 利用できない

▶ 8. 使用機材等

使用する機材は「北海道建設部建築局建築整備課 令和8年度版 設備機材等指定名簿」を参考とする。

▷ 9. 製品の検査

次の機器は原則、監督員及び検査職員立会のもとに工場検査を行うこと。また、検査機器は出来高対象とする。

（ 対象機器： _____ ）

▶ 10. 参考図

図中参考図の寸法は概略寸法とする。

▶ 11. 発生材の処理

共通事項特記仕様書による。

▷ 12. 小型2次電池の処理

J B R Cの回収システムを利用すること。

▷ 13. イオン化式感知器の処理

共通事項特記仕様書 第1章 16による。

▷ 14. PCBを含む機器類

発生材にPCBを含む機器類がある場合は、PCBが飛散、流失、地下への浸透等がないよう適切な容器に収め、適切な場所に保管する。

保管場所・容器については、監督員の指示による。

▷ 15. 概数等発注

(1) 次に示した項目の工事数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること

7. 閲覧用設計書細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目

4. 次の項目

- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____

- (2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることができる。
- (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては施工前に監督員と協議すること。
 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。
- (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。
- (1) 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（日本建築センター発行）に基づき、耐震施工を行う。（100kgを超える機器については、計算書を提出すること）

● 一般の施設 ○ 特定の施設 ○ 甲類 ● 乙類

① 局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度 (Ks)

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び 地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) () 内の数値は防振支持機器の場合に適用する

② 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度 (Ks)

設置場所	耐震安全性の分類			
	特定の施設		一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び 地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器は、次のいずれかに該当するものをいう。また、一般機器とは重要機器以外をいう。

▶ 16. 耐震措置

	イ. 災害応急対策活動に必要な施設等において、施設目的に応じた活動を行うために必要な設備機器
	ロ. 危険物を貯蔵又は使用する施設において、危険物による被害を防止するための設備機器
	ハ. 避難、消火等の防災機能を果たす設備機器
	ニ. 火災、水害、避難の障害等の二次災害を引き起こす恐れのある設備機器
	ホ. その他これらに類する機器 重要水槽とは重要機器として扱う水槽類、一般水槽とは一般機器として扱う水槽類を示す また、水槽類にはオイルタンク等を含む
	(2) あと施工アンカーの場合は、監督員と事前協議の上使用することとし、施工後の確認試験は次による。
	①施工されたアンカーの固着状況を確認する試験（現場非破壊検査）とする。
	②試験箇所、試験荷重等を記載した試験計画書を、試験前に監督員に提出する。
	③引抜試験装置は、油圧式加力装置、レンチ式加力装置等とする。
▷ 17. 防災電源（非常電源）	次の設備は防災電源（非常電源）として関係法令等に適合したものであること。
	○ キュービクル等 ○ 蓄電池 ○ 発電装置
▷ 18. 配分電盤・端子盤類	図中に特記がある場合、及び住戸内を除き「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」を適用する。
▷ 19. 塗装工事	金属管の塗装箇所 * 無し ○ 有り（ _____ ）
▶ 20. 電線及びケーブル	1) 環境配慮形を使用することを原則とする。 2) アルミケーブルを使用する際は監督員と協議すること。 3) 高圧架橋ポリエチレンケーブル ○ E-Eタイプ（押出成形） ○ E-Tタイプ（テープ巻）
▷ 21. 直線接続材（低圧）	標準仕様書に記載のあるほか下記による。 * JCAA A102 * JCAA K1101
▷ 22. 直線接続材（高圧）	標準仕様書に記載のあるほか下記による。 * JCAA A305
▷ 23. 端末処理材（低圧）	標準仕様書に記載のあるほか下記による。 * JCAA K1101
▷ 24. 端末処理材（高圧）	標準仕様書に記載のあるほか下記による。 * JCAA K1301
▷ 25. 位置ボックス	図面に特記がある場合を除き標準仕様書の使用区分による。 ○ 気密処理を行う。
▷ 26. 配線器具用プレート	図中に特記がない場合は下記による。 住戸内 ○ 合成樹脂製 その他 ● アルミ合金製 ○ 合成樹脂製 ○ ステンレス製 ○ ネジ止め
▷ 27. フロアプレート	床ボックスに取付のもの（二重床を除く）は水平高低調整形プレートを用いる。
▷ 28. つりボルト	床下ピット等の湿気のある場所に使用するつりボルトは亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▶ 29. ボルト・ナット等	屋外又はそれに類する場所で使用するボルト、ナット等は亜鉛メッキ又はステンレス製とする。
▷ 30. プルボックス	天井内隠蔽部分及び高所取付のプルボックスの蓋に用いるビスは脱落防止ビスとする。

▶ 31. 結露防止	(1) 断熱材は可能な限り欠損させないこと。ただしこれによりがたい場合は、同等以上の処理を行う。
▶ 32. 呼び線	(2) 断熱処理箇所に使用するインサートは断熱インサートとする。 長さ1m以上の通線を行わない配管には、導入線（樹脂被覆鉄線等）を挿入する。
▷ 33. はつり工事	<p>はつり作業を行う場合は、事前調査を入念に行い、埋込配管及び主鉄筋への損傷、じんあい処置等について注意して行うこと。</p> <p>作業実施日時を施設管理者と共有し、施工場所の設備機能は、原則として停止すること。</p> <p>電動器具を用いて、はつり工事を行う場合は、金属センサードラム等から電源を供給すること。</p> <p>イ. 埋設物の探査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> * 電磁波検査など ○ 放射線透過検査 <p>対象ヶ所、躯体厚さ、フィルムサイズは図示による。</p> <p>ロ. 設備機能の停止に伴う代替措置</p> <p>影響範囲 ()</p> <p>代替措置 ()</p> <p>放射線透過検査を行う場合は、労働安全衛生法等に定めるところによるほか、次による。</p> <p>作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。</p> <p>放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入り禁止措置を講ずる。</p> <p>露出時間は、コンクリート厚さ等により、適宜調整する。</p> <p>付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。</p> <p>躯体の墨出しは、表裏でズレがないよう措置を講ずる。</p>
▷ 34. その他	(1) MCCB回路とELCB回路に施工する接地は別接地とする。

● 電力設備工事

項 目	特 記 事 項
▷ 1. フロアコンセント	床： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ 上下可動形 ○ ハイテンションアウトレット 床（OAフロア）： ○ アップ形 ○ プラグ収納形 ○ ハーネス式 材質： ○ アルミ合金 ○ 銅合金 ○ 樹脂 床（ステージ）： ○ プラグ収納形（アルミ合金鋳物プレート製）
▷ 2. タンブラスイッチ	○ 大角形連用 ○ ワイドハンドル形
▷ 3. コンセント	特殊コンセントは表示及びプラグ付きとする。 ○ 大角形連用 ○ ワイド形 ○ 単一形
▷ 4. 住戸内分電盤	住戸内の分電盤は、樹脂製とし、主幹ブレーカーは中性線欠相保護機能付漏電遮断器とする。
▷ 5. インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は、原則として下表の数値以上とする。

電動機出力(kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5
インバータ効率(%)	86.0	88.5	92	93	94.0	94	94.5

電動機出力(kW)	11	15	18.5	22	30	37	45
インバータ効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

- ※1) 電動機の供給電圧は200V又は400V
 ※2) 規約効率、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率の算出方法」により計算した損失を用い算出した効率とする。ただし、リアクトルを設けた場合にあっては、上記規約効率を満たすものとする。
 ※3) 規約効率、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

▷ 6. 雷保護設備適用規格	○ JIS A 4201:2003 保護レベル ○ I ○ II ○ III ○ IV ○ JIS A 4201:1992
▷ 7. 幹線	○ プレハブケーブル ○ EM-CETケーブル ○ IE
▶ 8. 接地極	(1) A種・B種・C種接地は銅板(900×900×1.5t)とし、それ以外の接地は銅又は銅覆鋼製接地棒とする。 (2) 接地極上端の埋設深さは、凍結深度以上とする。ただし、凍結深度0.75m未満の場合は、埋設深さを0.75mとする。
▷ 9. 接地極埋設標	形状は、140H×90W×1.0tとし、文字は刻記、腐食加工とし、設置者名は「帯広市」とする。 ○ 黄銅製 ○ ステンレス製
▷ 10. 分電盤等の予備配管	予備の配線用遮断器が4個以下の場合は、(PF22)相当を1本以上、5個以上の場合は、(PF22)相当を2本以上を二重天井内まで立ち上げるものとする。ただし、シャフト内は適用しない。
▷ 11. 電動機等への接続	別途工事の電動機等への配線接続は本工事とする。
▷ 12. 住戸内の屋内配管及びボックス	○ 内装プレハブ (該当箇所の配管及びボックスについて、専門業者と協議すること。) ○ 内装在来工法
▷ 13. 一般照明の照度測定	JIS C 7612「照度測定方法」に準拠し、照度測定を行うこととし、測定箇所については、監督員と協議の上決定すること。

発電設備工事

通信・情報設備工事

映像・音響設備工事

構内配電線路設備
構内通信線路設備

項目	特記事項
▷ 1. 標識シート	(1) シートは、繊維補強付樹脂シートとし、2倍以上重ね合わせ、おおむね2mの間隔で用途又は電圧種別(通信線路は用途)を表示する。

<p>▷ 2. ケーブル標識</p> <p>▷ 3. 高圧柱上機器仕様</p> <p>▷ 4. 高圧ケーブルの屋外端末処理仕様</p> <p>▷ 5. 端末処理者銘板</p> <p>▷ 6. ハンドホール</p> <p>▷ 7. ケーブル保護管</p> <p>▶ 8. 外灯遮断方式</p> <p>▶ 9. 外灯金属部の接地</p> <p>▶ 10. 土工</p> <p>▷ 11. その他</p>	<p>(2) 埋設シートを設ける範囲は次による。</p> <p>○ 高圧又は特別高圧 ○ 低圧 ○ 通信線路</p> <p>高圧用・低圧用： コンクリート製（80角×300）の頂部に矢印（赤）を刻印したもの。</p> <p>通信用： コンクリート製（80角×300）の頂部に矢印（黄）を刻印したもの。</p> <p>鉄製（舗装面用）： 25φ</p> <p style="text-align: center;">7.2 K V A</p> <p>○ 重耐塩形 ○ 過電流ロック付</p> <p>○ 地絡保護装置付 ○ 密閉形</p> <p>○ 耐塩形</p> <p>屋内外とも、高圧ケーブルの端末処理者銘板を取り付けること。</p> <p>ハンドホールにケーブル支持金物（亜鉛メッキ軽量形鋼同等品）を2本以上取り付け、接地する。（低圧を除く）</p> <p>マンホール、ハンドホール内のケーブルは、1個所で1巻き以上の余長を見込むこと。</p> <p>○ G L T ○ F E P</p> <p>○ G P（内外面溶融亜鉛めっき・土中は防食テープ巻き）</p> <p>外灯ポール内には配線用遮断器（防水型仕様）を設置する。</p> <p>原則として、ポールごとに接地極を設置する。</p> <p>発生土等処理</p> <p>○ 構外搬出（約 _____ k m）</p> <p style="padding-left: 40px;">捨て場所（ _____ ）</p> <p style="padding-left: 40px;">捨て土ならし ○ 有り ○ 無し</p> <p>● 構内敷ならし ○ 構内指示場所に堆積</p> <p>埋め戻し</p> <p>● 良質土 ● 山砂 ○ 切込砂利</p> <p>外線工事は、北海道電力（株）の外線工事要領に準ずる。</p>
---	--

○ 環境配慮改修工事

● 機器取り付け高さ

項 目	特 記 事 項		
▶ 1. 機器の取付高さは図示のほか下記を標準とする。			
【一般建物／公営住宅】			
	名 称	測 定	取 付 高 (mm)
共電 通力	取引用計器	地上～窓中心	1, 800～2, 000
	引込開閉器	床上～中心	1, 800
電 灯	分電盤	床上～中心	1, 500（上端1, 900以下）
	スイッチ	〃	1, 150
	スイッチ（公住）※	〃	1, 100
	コンセント（一般）	〃	400（帯広市独自で改定）
	〃（和室）	〃	200
	〃（台上）	台上～中心	150
	〃（土間）	床上～中心	600～1, 300（帯広市独自で改定）
	コンセント（公住）※	〃	400
	〃（冷蔵庫用）（公住）※	床上～中心	1, 800
	〃（給湯器・洗面台用）（公住）※	〃	1, 300

	ブラケット（一般）	＼	2, 100~2, 500
	＼（踊場）	＼	2, 500
	＼（鏡上）	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1, 500（上端1, 900以下）
	開閉器箱	＼	1, 500
	操作スイッチ	＼	1, 300
	操作スイッチ（公住）※	＼	1, 100
電 話	端子盤	床上～下端	300（帯広市独自で改定）
	保安器箱	床上～中心	1, 500（上端1, 900以下）
	壁付位置ボックス	＼	400（帯広市独自で改定）
	＼（和室）	＼	200
	壁付位置ボックス（公住）※	＼	400
	壁付インターホン	＼	1, 150
	壁付位置ボックス	＼	1, 150
	＼（和室）	＼	200
時 計 拡 声	壁掛形親時計	床上～中心	1, 500（上端1, 900以下）
	子時計	＼	2, 300
	壁掛形スピーカ	＼	2, 300
	アッテネーター	＼	1, 150
表 示	表示盤	床上～中心	2, 300
	表示盤（公住）※	＼	1, 300
	壁付発信器	＼	1, 150
	壁付発信器（公住）※	＼	1, 100
	ベル・ブザー・チャイム	＼	2, 300
	壁付ボタン		1, 150
共 同 受 信 テ レ	多目的便所呼出ボタン	＼	400・850（帯広市独自で改定）
	分配器箱	床上～上端	1, 500（上端1, 900以下）
	テレビアウトレット	床上～中心	400（帯広市独自で改定）
	＼（和室）	＼	200
火 災 報 知	テレビアウトレット（公住）※	＼	400
	收容箱	床上～上端	1, 500（上端1, 900以下）
	受信機・副受信機	床上～中心	1, 300（帯広市独自で改定）
	受信機（公住）※	床上～操作盤	800～1, 500
	総合盤	＼	1, 300
	発信機	＼	1, 300
	電鈴	＼	2, 300
	表示灯	＼	2, 100（帯広市独自で改定）

I 工事概要及び範囲

1. 工事場所 帯広市以平町西8線12番地6

2. 解体する建築物等の概要

(1) 解体建物 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	構造種別・階数	数量	単位	備考
●	以平農業センター体育館	木造平屋	228.55	m ²	詳細は図示による
●	渡り廊下	木造平屋	1.75	m ²	
○					
○					
○					

内訳

	名称	構造	階数	型別	戸数	延べ面積	備考
●	以平農業センター体育館	木造	平屋	2DK	戸	228.55m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
●	渡り廊下	木造	平屋	2DK	戸	1.75m ²	
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
				2DK	戸		
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		
				2DK	戸		
				2LDK	戸		
				3LDK	戸		
				住戸計	戸		

(2) 解体附帯施設等 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	品 種	規格	数量	単位	備考
●	仮設トイレ	FRP	H=2,150	0.8	m ²	
○						
○						
○						
○						

3. 建物の解体後に設置する工作物等（塀、柵等） ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名称	品 種	規格	数量	単位	備考
○	木製防護柵	焼き丸太	H=1,000		m	範囲は、図面による
○	鋼製防護柵	丸パイプ	H=1,000		m	範囲は、図面による
○						
○						
○						

4. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無

5. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期 契約日より 令和 年 月 日まで

Ⅱ 各 工 事

1. 図面(閲覧用設計書を含む)及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という。)、
「公共建築改修工事標準仕様書 令和7年版(各工事編)」(以下「改修標準仕様書」という。)、
「公共建築木造工事標準仕様書 令和7年版」、
「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という。)
及び「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和7年10月版)」による。
2. 特記事項の適用については次による。
 - (1) 章は●印を、項目は▶印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
 - ・ ●印の付かない場合は、*印の付いたものを適用する。
 - ・ ●印と*印の付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。
4. 本工事における工事監理業務委託の予定の有無 ○ 有 * 無
5. 関係法令等
 - (1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)
 - ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)
 - ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)
 - ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法(以下「PCB特別措置法」という。)
 - ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という。)
 - ・ ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 労働安全衛生法
 - ・ 大気汚染防止法
 - ・ 騒音規制法
 - ・ 振動規制法
 - ・ 水質汚濁防止法
 - ・ 石綿障害予防規則
 - ・ 特定化学物質障害予防規則
 - ・ 建築基準法
 - ・ 環境基本法
 - ・ 土壌汚染対策法
 - ・ 建設副産物適正処理推進要綱
 - (2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。
6. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。
 - ・ 施工・仮設計画については、監督員との協議によって行うものとする。
 - ・ 工事工程表の作成については、監督員と十分打合わせを行うこと。
 - ・ 工事期間中は安全最優先で施工を行うこと。
 - ・ 工事車両が敷地内を通行する際は、他の車両及び施設利用者に十分注意すること。
 - ・ 飛散防止に十分注意し解体工事を進めること。

● 第 1 章 一般共通事項

記載のない限り1.1.1等の3つの数字は、建築物解体工事共通仕様書の章・節・項を示す

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	<p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事指示・協議書のいずれかで示すこと。</p> <p>不明な点については、監督員と協議すること。</p>
▶ 2. 地元材等の優先使用	<p>本工事に使用する主要資材は、地元資材及び道産資材、北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）</p>
▶ 3. 環境への配慮	<p>(1) 環境物品等の調達</p> <p>本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。</p> <p>上記における同調達方針として、資材（材料及び機材を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。</p>
▶ 4. 地域材の優先使用	<p>本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。</p> <p>地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。</p>
▶ 5. 合法木材の使用	<p>木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。</p> <p>また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのライドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。</p>
▶ 6. 工事写真	<p>工程写真は、営繕工事写真撮影要領 令和5年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。</p> <p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)による。</p> <p>完成写真は、監督員と協議すること。</p>
▶ 7. 技能士	<p>(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により監督員に報告すること。</p> <p>ただし、作業の軽微なものは、監督員との協議により省略することができる。</p> <p>なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。</p> <p><職種></p> <p>型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウエ</p>

ルポイント施工、建具製作、畳製作

- (2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。
- (3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

▷ 8. 電気保安技術者

○ 配置する * 配置しない

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等

受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。

- (1) 労働者の安全衛生教育を徹底すること。
- (2) 工事現場の安全パトロールを励行すること。
- (3) 建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。
- (4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。
- (5) 公害防止に努めること。
- (6) 公道の汚染防止に努めること。
- (7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、監督員と協議する。

▶ 10. 交通安全管理

受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。

- (1) 工事施工中の安全管理について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。
- なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。
- (2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜、監督員に報告する。
- (3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により監督員に報告する。
- (4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。
- (5) 建設機械（ブルドーザー、バックホウ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。

▶ 11. 工事完成時の提出図書等

工事が完成した時は、帯広市営繕工事現場管理要領により、書類を整理のうえ、イージーキャビネット（A4版）に収納し提出すること。完成図の製本は専門業者によるものとする。

- (1) 完成図 * 作成する ○ 作成しない
- ・ 縮小版製本（A3二つ折り） ● 2部 ○ 3部
 - ・ 100%製本 ○ 1部
 - ・ 別途工事分完成図について ○ まとめる ○ まとめない
 - ・ 電子データ（完成図JWW・PDF）（完成写真PDF）
CD-R等による提出
 - ・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し
 - ・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し
- (2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ 部）
- (3) 建物滅失証明書（提出部数 * ● 1部）
- 添付資料 : 会社の印鑑証明書（1部）
履歴事項全部証明書（1部）

▶ 12. 高度技術、創意工夫

▶ 13. 発生材の処理等

(4) その他、必要とする書類については、監督員の指示による。

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

発生材の処理等は次により、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量の確認のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を監督員に提示すること。

なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途監督員と協議をすること。

- (1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲： _____

- (2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： 金属 _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

- ア. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）
- イ. 金属くず商許可業者（警察許可）

また、処分を行った場合は、その施設の許可書（写し）と受入伝票又はマニフェスト伝票等、及び許可書等の写しを監督員に提出すること。

- (3) 上記以外のものの処理は、4章「建設廃棄物の処理」及び5章「特別管理産業廃棄物等の処理等」によること。

- (4) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車						
業者名	(○	○	○	○)
許可番号		×	×	×	×	×

- (5) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

なお、受注者による再生資源利用（促進）計画書及び実施書の保存期間は工事完成後5年間とする。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
(次表の一つでも該当するもの)

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	500 m ³ 以上
砕 石	500 t 以上
加熱アスファルト混合物	200 t 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	500 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
アスファルト・コンクリート塊	200 t 以上
建設発生木材	

(6) 発生材の処理に関し、変更が生じる場合は、別途、監督員と協議すること。

▶ 14. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

▶ 15. 季節労働者などの雇用

工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努めること。

▷ 16. 自主施工期間の施工条件

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

▶ 17. 法定外の労災保険の付保

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を監督員と十分協議の上、施工するものとする。

本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。

- (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。
- (2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。
- (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、監督員へ提出しなければならない。
- (4) 契約書第23条に基づき本工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、監督員へ提出しなければならない。
- (5) 本工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 18. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▷ 19. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。

- (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。

(2) 快適トイレとは、次の1)及び2)の各項目を全て満たすものとする。3)については、必須ではないが、装備していればより快適になるとと思われる項目なので、設置を検討すること。

1) 快適トイレに求める標準仕様

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること）
- ④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- ⑤ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- ⑩ 鏡付きの洗面台
- ⑪ 便座除菌シート等の衛生用品

3) 推奨する仕様、付属品

- ⑫ 便房内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- ⑬ 擬音装置
- ⑭ 着替え台
- ⑮ フラッパー機能の多重化
- ⑯ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

(3) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。

7. 男女別で1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で1基ずつ2基/現場まで、一体型で1基/現場までとする。

4. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。

ウ. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。

▶ 20. 建設業退職金共済制度

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。

▶ 21. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

900

工 事 名
工 期 自 令 和 年 月 日 至 令 和 年 月 日
発 注 者 帯 広 市
監 理 帯 広 市 都 市 環 境 部 都 市 建 築 室 住 宅 営 繕 課
受 注 者

← 1,800 →

注 1 黒文字・丸ゴシック カラー鉄板（白）タルキ下地

▶ 22. 工事実績情報の登録

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（10日以内）工事実績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない（ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみ登録するものとする。）。また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に、提出しなければならない。（対象工事：請負代金額500万円以上の全工事）

▶ 23. 施工体制台帳の整備

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を監督員に提出しなければならない。

また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

(1.4.1)

▶ 24. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。

また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を監督員に報告しなければならない。

(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、監督員と協議するものとする。

▶ 25. 週休2日工事

(1) 本工事は、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事の対象工事であり、当初予定価格は月単位の週休2日以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。

(2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者と協議を行い、協議が整った場合に完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日による施工を行うこととする。
なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても、通期の週休2日による施工を行わなければならない。

(3) 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。受注者の責によらず、土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上（現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の現場閉所日を含む。）の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態）の現場閉所がされている状

態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、達成しているものとみなす。

通期の週休2日とは、対象期間の全体を通じた期間において、土日・祝日にかかわらず、4週8休以上の現場閉所がされている状態をいう。

対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（各種仮設物を撤去し、現場の清掃を完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。

契約後、週休2日の対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

- (4) 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (5) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (6) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ・ 受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - ・ 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
- (7) 発注者が必要に応じ週休2日の実施状況の聞き取り等を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (8) 補正の対象となる経費は、労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費とし、現場閉所の達成状況の結果、完全週休2日（土日）を達成した場合は、増額的设计変更を行い、月単位の週休2日に満たない場合は、減額的设计変更を行う。また、市場単価についても月単位の週休2日に満たない場合は設計変更を行う。

なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については補正の対象としない。
- (9) 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- (10) 週休2日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期に影響はないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。
- (11) その他の事項については、帯広市週休2日工事実施要領によるものとする。

▷ 26. 施工数量調査

* 行う ○ 行わない
調査範囲: * 図示
調査方法: * 図示

(1.5.2)

項 目	特 記 事 項												
▶ 1. 監督員事務所及び備品等	<p>監督員事務所 * 設ける ● 設けない (* 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度 備品は次に掲げるものの中から監督員との協議による。</p>												
▶ 2. 工事用便所	<p>机・椅子・書棚・黒板・寒暖計・ゴム長靴・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・請負者加入電話の子機・衣類ロッカー・暖房機器・消火器・湯沸器・掃除機等</p>												
▶ 3. 工事用水	<p>* 設ける</p>												
▶ 4. 工事用電力	<p>構内既存の施設 ● 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない</p>												
▶ 5. 指定仮設	<p>構内既存の施設 ● 利用できる (* 有償 ○ 無償) * 利用できない</p>												
▶ 6. 騒音・粉じん等対策	<p>* 仮設計画図による。</p> <p>(1) 建物を解体するに当たり、騒音及び粉じん等の対策のため、次のとおり養生を行う。</p> <p>なお、シート類は、防災処理（防災2類）されたものとする。</p> <table border="1" data-bbox="582 974 1404 1160"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>区分</th> <th>設置範囲及び高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>防音パネル</td> <td rowspan="4">* 図面による</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>防音シート</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>メッシュ金網</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>養生シート</td> </tr> </tbody> </table>	対象	区分	設置範囲及び高さ	○	防音パネル	* 図面による	○	防音シート	○	メッシュ金網	●	養生シート
対象	区分	設置範囲及び高さ											
○	防音パネル	* 図面による											
○	防音シート												
○	メッシュ金網												
●	養生シート												
▶ 7. 足場	<p>足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</p>												
▷ 8. 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所	<p>* 図示 (1.3.5)</p>												
▷ 9. 交通誘導警備員	<p>建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。</p> <p>なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。</p> <p>配置位置：図面 警備員詰所：(○ 設ける * 設けない)</p> <p>表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方</p> <table border="1" data-bbox="630 1646 1404 1803"> <thead> <tr> <th>工事現場の出入り口を設ける道路（路線）</th> <th>交通誘導警備員区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街地（DID）内の路線</td> <td>交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線</td> <td>交通誘導警備員A</td> </tr> <tr> <td>上記以外の路線</td> <td>交通誘導警備員B</td> </tr> </tbody> </table> <p>市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置すること。</p> <p>交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、監督員と協議すること。</p>	工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分	市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A	北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	交通誘導警備員A	上記以外の路線	交通誘導警備員B				
工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分												
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A												
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	交通誘導警備員A												
上記以外の路線	交通誘導警備員B												

▶ 10. 清掃員	建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。
▷ 11. 環境測定等	<p>(1) 建設作業騒音レベル測定 ○ 行う ○ 行わない 測定方法： JIS Z 8731の方法に準ずる ○ _____ 測定時期： * 監督員の指示による (_____ 日間 _____ ケ所) 測定場所： ○ 図示による</p> <p>(2) 建設作業振動レベル測定 ○ 行う ○ 行わない 測定方法： JIS Z 8735の方法に準ずる ○ _____ 測定時期： * 監督員の指示による (_____ 日間 _____ ケ所) 測定場所： ○ 図示による</p>

● 第 3 章 解体施工

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 事前措置	<p style="text-align: right;">(3.2.1)</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物等がある場合は、5章「特別管理産業廃棄物の処理等」による処理を行う。</p> <p>(2) 石綿含有建材は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による処理を行う。</p> <p>(3) 特殊な建設副産物は7章「特殊な建設副産物の処理」による処理を行う。</p> <p>(4) 各種設備機器の停止並びに給水、ガス電力及び通信の供給が停止していることを確認すること。</p> <p>(5) ガス管は、供給者と協議の上、処理すること。</p> <p>(6) 給水管は、給水本管の分水部分を閉止し、水道事業者及び道路管理者と協議の上処理すること。</p> <p>(7) 引き込み電気は、施設管理者と打ち合わせの上、処理すること。</p> <p>(8) 電話線の処理は、施設管理者と打ち合わせの上、通信業者に依頼すること。</p> <p>(9) 建築物の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は監督員と協議の上、駆除する。</p> <p>(10) 電気設備のコンデンサは、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。</p> <p>(11) 蓄電池は、充電状態の確認を行い、短縮による事故を防止する。</p> <p>(12) 排水管・排水槽類、浄化槽・衛生陶器類は、汚物の抜き取り及び次により洗浄・消毒を行うこと。 洗浄： 屋外配管及び柵は、洗浄圧力10MPa、吐出量100L/min以上で高圧洗浄を行う。 屋外配管及び柵以外は、洗浄圧力7MPa、吐出量25L/min以上で高圧洗浄を行う。 消毒： 洗浄後に行う。(消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム溶液)濃度100mg/L以上) 消毒後、30分以上放置する。</p>

	(13) オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の事前回収及び洗浄 * 適用 <input type="radio"/> _____
	(14) オイルタンク、オイルサービスタンク及び油管は、洗浄・中和し、洗浄水・スラッジは、廃油として処理すること。
	(15) 廃油は5章「特別管理産業廃棄物の処理等」により処理することとし、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。
▶ 2. 解体方法等	原則分別解体を行うこととし、解体手順及び方法は、次による(3.3.2)ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は、手順を変更し、監督員に報告する。 (3.3.2) (3.4.1) (3.5.1)
	(1) 設備機器及び内・外装材を人力（監督員と協議のうえ必要に応じて機械併用）により取外しする。
	(2) 屋根葺き材等の取外し ● 人力 ○ 機械併用 (3.3.2) (3.6.1) (3.6.2)
	(3) 躯体は機械により取壊しする。 (3.8.2)
	(4) 基礎・杭その他は、騒音・振動等に配慮し取壊しする。 (3.9.1) (3.9.2)
▶ 3. 基礎等の解体	(5) 構内舗装等、地下埋設物及び埋設配管 (3.10.1) (3.11.1)
	(1) 建築物、工作物等の土中解体範囲：図面に指定がない場合は、基礎捨てコンクリート（砂利地業を除く）までとする。
	(2) 建築物解体に伴う地下埋設物（排水管・柵・電線管・給水管等）の解体範囲：図面に指定がない場合は、建物周囲とする。
▷ 4. 杭の解体	(1) 杭の解体の有無 (3.9.2) ○ 有[撤去範囲：* 図面による ○ _____] ○ 無
	(2) 解体方法（○ 引き抜き工法 ○ 破碎）
	(3) 杭の解体後は、地盤の安定性を維持するため山砂等の充填材を充填すること。
▶ 5. さく、照明設備等	(1) さく、照明設備等の解体 (3.10.1) ● 有[撤去範囲：* 図面による ○ _____] ○ 無
▶ 6. 構内舗装、樹木等の処理	(1) 構内舗装等の撤去 (3.11.1) ○ 有[撤去範囲：* 図面による ○ _____] ● 無
	(2) 樹木等の撤去 ● 伐採伐根 ○ 抜根のみ ○ 伐採抜根 ○ 移植 移植場所：* 図面による ○ 監督員の指示による
▶ 7. 地下埋設物、埋設配管等	(1) 地下埋設物、埋設配管等 (3.12.1) ● 有[撤去範囲：* 図面による ○ _____] ○ 無
▶ 8. 整地・埋戻し・盛土	(1) 埋戻し・盛土は、次の材料で行うこと。 (3.13.1) ○ 山砂 ○ 現場内の良質土 ○ 建設発生土受入 ● その他

	(2) 建設発生土受入場所 () 受入量 _____ m ³ (3) 埋め戻し及び敷き均しの工法は、次のとおりとする。 埋戻し方法：各層300mm程度ごとに締固める。 ブルドーザによる押土程度： ● 15 t ○ 3 t 盛土の高さ： ○ 現状GL+ _____ m ○ 図面による
--	--

● 第 4 章 建設廃棄物の処理

項 目	特 記 事 項																					
▶ 1. 再資源化等及び最終処分	(4.3.1) (4.4.1)																					
	(1) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td>コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先： 株式会社 ティーワイ</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (15.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先： 株式会社 ティーワイ</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (15.5 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>建設発生木材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先： 株式会社 ティーワイ</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (15.5 km)</td> </tr> </table>	種 類	コンクリート塊	場 所	受入先： 株式会社 ティーワイ	片道運搬距離 (15.5 km)	種 類	アスファルト・コンクリート塊	場 所	受入先： 株式会社 ティーワイ	片道運搬距離 (15.5 km)	種 類	建設発生木材	場 所	受入先： 株式会社 ティーワイ	片道運搬距離 (15.5 km)						
種 類	コンクリート塊																					
場 所	受入先： 株式会社 ティーワイ																					
	片道運搬距離 (15.5 km)																					
種 類	アスファルト・コンクリート塊																					
場 所	受入先： 株式会社 ティーワイ																					
	片道運搬距離 (15.5 km)																					
種 類	建設発生木材																					
場 所	受入先： 株式会社 ティーワイ																					
	片道運搬距離 (15.5 km)																					
	(2) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td> <input type="checkbox"/> 金属類 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 木材 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> </table>	種 類	<input type="checkbox"/> 金属類 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 木材	場 所	受入先：	片道運搬距離 (km)																
種 類	<input type="checkbox"/> 金属類 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 <input type="checkbox"/> 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 <input type="checkbox"/> ガラス <input type="checkbox"/> 木材																					
場 所	受入先：																					
	片道運搬距離 (km)																					
	(3) 縮減するもの <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td>木材</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">場 所</td> <td>受入先：</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (km)</td> </tr> </table>	種 類	木材	場 所	受入先：	片道運搬距離 (km)																
種 類	木材																					
場 所	受入先：																					
	片道運搬距離 (km)																					
	(4) 再資源化し現場で使用する範囲は次による。 現場で使用する範囲： _____																					
	(5) その他の発生材 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">種 類</td> <td>廃石膏ボード</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>● 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>受入先： 有限会社 野崎重機</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (27.2 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>金属くず</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>● 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>受入先： 株式会社マテック本社工場</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (26.9 km)</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td>処理区分</td> <td>● 中間処理 ○ 最終処分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処分場所</td> <td>受入先： 株式会社マテック第二工場</td> </tr> <tr> <td>片道運搬距離 (26.8 km)</td> </tr> </table>	種 類	廃石膏ボード	処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	受入先： 有限会社 野崎重機	片道運搬距離 (27.2 km)	種 類	金属くず	処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	受入先： 株式会社マテック本社工場	片道運搬距離 (26.9 km)	種 類	廃プラスチック類	処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分	処分場所	受入先： 株式会社マテック第二工場	片道運搬距離 (26.8 km)
種 類	廃石膏ボード																					
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分																					
処分場所	受入先： 有限会社 野崎重機																					
	片道運搬距離 (27.2 km)																					
種 類	金属くず																					
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分																					
処分場所	受入先： 株式会社マテック本社工場																					
	片道運搬距離 (26.9 km)																					
種 類	廃プラスチック類																					
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分																					
処分場所	受入先： 株式会社マテック第二工場																					
	片道運搬距離 (26.8 km)																					

種類	ガラス及び陶磁器くず
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	受入先： 有限会社 中札内運輸 片道運搬距離 (16.8 km)
種類	がれき類
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	受入先： 有限会社 中札内運輸 片道運搬距離 (16.8 km)
種類	アスファルト防水（アスファルトルーフィング）
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： 株式会社DISPO 片道運搬距離 (29.5 km)
種類	木くず類（伐採伐根）
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)ティー・ワイ 片道運搬距離 (15.5 km)
種類	蛍光灯 [°] ・HID [°] ランプ
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)北海道エコシス 片道運搬距離 (29 km)
種類	外壁サイディング
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： 株式会社マテック本社工場 片道運搬距離 (26.9 km)
種類	仮設トイレ
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： (株)北海道エコシス 片道運搬距離 (29.0 km)
種類	石綿含有廃棄物
処理区分	○ 中間処理 ● 最終処分
処分場所	受入先： (株)北海道エコシス豊頃ドーム 片道運搬距離 (37.1 km)
種類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)
種類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先： 片道運搬距離 (km)

▶ 2. 処理に注意を要する建設廃棄物	種 類		
	処理区分	<input type="radio"/> 中間処理	<input type="radio"/> 最終処分
	処分場所	受入先：	
		片道運搬距離 (km)	

● 木造建築物を解体する場合 (4.5.1)
 CCA含有調査を実施し、含有が確認された場合は、監督員と協議の上、適切に処理すること。

処理区分	* 中間処理	
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

○ ひ素・カドミウム含有石膏ボード
 ひ素・カドミウム含有調査を実施し、含有が確認された場合は、監督員と協議の上、適切に処理すること。

処理区分	<input type="radio"/> 製造業者	<input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

○ その他

種 類		
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理	<input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

種 類		
処理区分	<input type="radio"/> 中間処理	<input type="radio"/> 最終処分
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (km)	

● 第 5 章 特別管理産業廃棄物等の処理等

項 目	特 記 事 項												
▶ 1. 施工計画調査	<p>特別管理産業廃棄物等の分析調査は、次による。 (5.1.2) なお、廃石綿等の処理は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。</p> <p>(1) PCB含有機器類</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>① 変圧器</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 要調査</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>② コンデンサ</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 要調査</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>③ 蛍光灯器具の安定器</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 要調査</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> 調査済</td> </tr> <tr> <td>④ その他 _____</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 要調査</td> <td style="text-align: center;"><input type="radio"/> 調査済</td> </tr> </table> <p>(2) PCB含有シーリング材 部 位 _____ <input type="radio"/> 要調査 <input type="radio"/> 調査済</p> <p>(3) ダイオキシン類 部 位 _____ <input type="radio"/> 要調査 <input type="radio"/> 調査済；レベル _____</p>	① 変圧器	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済	② コンデンサ	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済	③ 蛍光灯器具の安定器	<input type="radio"/> 要調査	<input checked="" type="radio"/> 調査済	④ その他 _____	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済
① 変圧器	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済											
② コンデンサ	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済											
③ 蛍光灯器具の安定器	<input type="radio"/> 要調査	<input checked="" type="radio"/> 調査済											
④ その他 _____	<input type="radio"/> 要調査	<input type="radio"/> 調査済											

部 位 _____ ○ 要調査
 ○ 調査済；レベル _____
 (4) その他の特別管理型産業廃棄物等
 部 位 _____ ○ 要調査
 ○ 調査済；レベル _____
 部 位 _____ ○ 要調査
 ○ 調査済；レベル _____ (5. 4. 1)

▶ 2. 特別管理産業廃棄物の処理等

特別管理産業廃棄物等の処理等は、次による。
 なお、廃石綿等の処理は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。

(1) PCB含有機器類等は、PCBの飛散、流出等がないように適切な容器に収めること。
 なお、保管場所は、次による。

● 同一敷地内に保管
 保管場所：同施設
 運搬方法：* 施工業者による運搬
 ○ 施設管理者による運搬

○ 敷地外に保管
 住 所：_____ (_____ km)
 保管場所：_____
 運搬方法：○ PCB運搬許可業者
 ○ 施工業者（施設管理者を同乗）が運搬
 ○ その他

(2) 臭気リチウム水溶液等

処理区分	○ 製造者	○ 専門業者
処分場所	受入先：	
	片道運搬距離 (_____ km)	

(3) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液

処理区分	○ 中間処理
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (_____ km)

(4) その他 (5. 4. 1)

種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	受入先：
	片道運搬距離 (_____ km)

● 第 6 章 石綿含有建材の除去及び処理

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 石綿含有建材の除去工事	(1) 事前調査 (1.4.1) 調査範囲 ○ 全ての材料について、設計図書等の書面調査及び現地での目視調査 ● 調査結果報告書で確認 ○ 対象建築物の新築工事の着工日が平成18年9月1日以降であることを設計図書等で確認 既存の設計図書 * 貸与 ○ 無 石綿含有建材の調査報告書 * 貸与 ○ 無

分析結果 ● 石綿含有 ○ 石綿非含有
 分析調査 ○ 適用する ○ 適用しない
 適用する場合の調査範囲 ○ _____
 ○ _____

建材中の石綿含有率の分析方法について(基発0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号)による。

なお、分析調査は厚生労働大臣が定めた必要な知識及び技能を有する者が行うものとする。

事前調査の結果、設計図書等と異なる場合は、監督員と協議する。調査結果を監督員に説明するとともに関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。

- (2) 石綿含有建材除去後の仕上げ ○ 図示
- (3) 石綿粉じん濃度測定 * 行う ○ 行わない
 測定方法 * 図示 ○ _____
 測定時期 * 図示 ○ _____
 測定場所 * 図示 ○ _____
 測定箇所数 * 図示 ○ _____

▷ 2. 石綿含有吹付け材の除去

(6.3.2)

- (1) 除去方法
 * 石綿含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去する。
 ○ _____
- (2) 除去した石綿含有吹付け材等の梱包
 飛散防止措置 * 湿潤化 ○ 固化
- (2) 石綿含有吹き付け材の除去工法
 * 粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去
 ○ _____
- (3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法

処 理	* 最終処分(管理型)	
区 分	○ 中間処理(無害化)	○ 中間処理(溶融)
場 所	第4章 建設廃棄物の処理による	

(6.4.1)

▷ 3. 石綿含有保温材等の除去

- (1) 除去方法 ○ 切断又は破碎 ○ 手ばらし
- (2) 除去工法(煙突用断熱材は除く)
 * 湿潤化後手ばらし ○ _____
- (3) 除去した石綿含有吹付け材等の梱包種類
 飛散防止措置 * 湿潤化 ○ 固化
- (4) 煙突用断熱材の除去 * 図示
- (5) 除去した石綿含有保温材等の処分方法

処 理	* 最終処分(管理型)	
区 分	○ 中間処理(無害化)	○ 中間処理(溶融)
場 所	第4章 建設廃棄物の処理による	

(6.5.1)

▶ 4. 石綿含有成形板等の除去

- (1) 石綿含有成形板の種類 * 図示
- (2) 石綿粉じん飛散防止の養生 * 行う ○ 行わない
- (3) 除去した石綿含有成形板等の処分方法

種類	石綿含有フレキシブルボード
処 理 区 分	*最終処分(管理型)
場 所	第4章 建設廃棄物の処理による

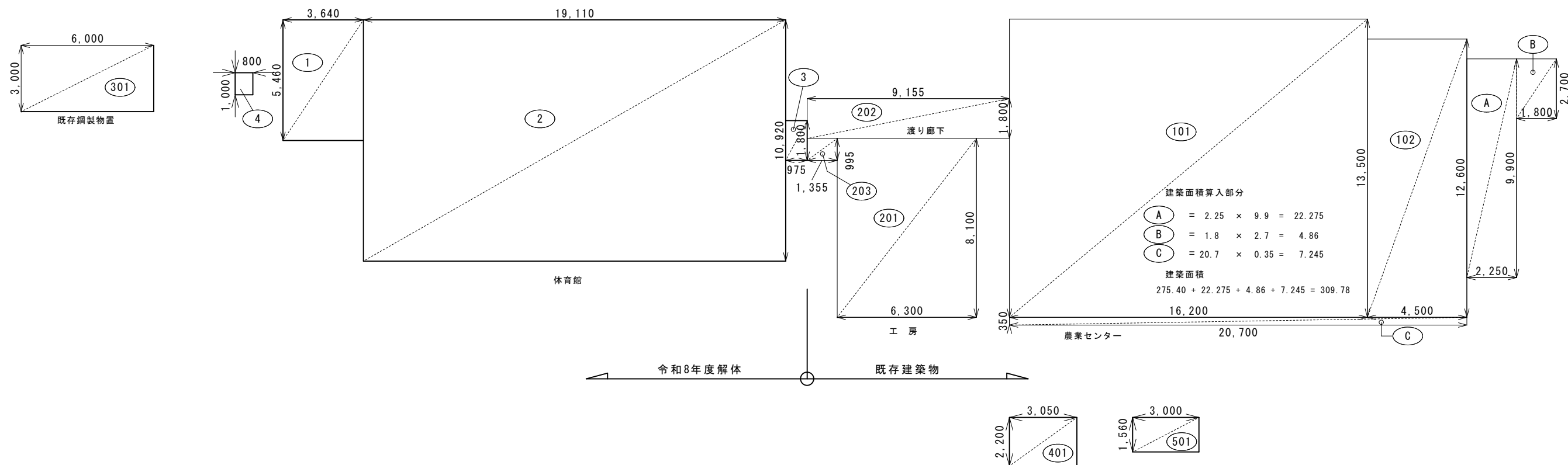
	種類	アスファルトルーフィング・FFストープ	
	処 理	* 最終処分(管理型)	
	区 分	○ 中間処理(無害化)	○ 中間処理(溶融)
	場 所	第4章 建設廃棄物の処理による	
▷ 5. 石綿含有仕上塗材の除去	(4)	除去した成形板の集積及び積み込みは、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。 (6.6.1)	
	(5)	破碎された成形板は、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 (6.6.1)	
	(1)	除去工法	* 図示
	(2)	除去した石綿含有成形板等の処分方法	
	処 理	* 最終処分(管理型)	
	区 分	○ 中間処理(無害化)	○ 中間処理(溶融)
	場 所	第4章 建設廃棄物の処理による	

第 7 章 特殊な建設副産物の処理

第 8 章 その他

以平農業センター体育館解体工事

建築主体工事					
建築主体			電気設備		機械設備
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	案内図・建築概要・配置図	S-01	基礎伏図	E-01	案内図・建築概要・配置図・外灯改修図
A-02	求積図・求積表	S-02	床伏図	E-02	照明器具・電灯分電盤撤去図
A-03	仕上表	S-03	小屋伏図	E-03	弱電配線・電灯設備撤去図
A-04	アスベスト含有建材使用箇所図				
A-05	平面図				
A-06	屋根伏図				
A-07	立面図				
A-08	矩計図(1)				
A-09	矩計図(2)				
A-10	矩計図(3)・改修矩計図・改修立面図				
A-11	建具キープラン・建具表				
A-12	平面詳細図(1)				
A-13	解体取合い部分平面詳細図(2)・屋根伏図・小屋伏図				
A-14	床伏図・天井伏図				
A-15	詳細図				
A-16	外構整地計画図				
A-17	伐探図				
A-18	樹木詳細				
A-19	仮設計画図				



求積図 S=1:200

解体部分 床面積・建築面積 求積表				既存部分 床面積 求積表				既存附属建築物 床面積 求積表				
名称	記号	計算	面積 (㎡)	名称	記号	計算	面積 (㎡)	名称	記号	計算	面積 (㎡)	
体育館	①	3.64 × 5.46 = 19.8744	228.5556	農業センター	⑩1	16.2 × 13.5 = 218.7	275.40	既存鋼製物置	③01	6.0 × 3.0 = 18.00	18.00	
	②	19.11 × 10.92 = 208.6812	→228.55		⑩2	4.5 × 12.6 = 56.7		帯広市防災倉庫	④01	3.05 × 2.2 = 6.71	6.71	
渡り廊下 (工房)	③	1.8 × 0.975 = 1.755	→ 1.75	工房	②01	6.3 × 8.1 = 51.03	77.096725 →77.09	自主防災倉庫	⑤01	3.0 × 1.56 = 4.68	4.68	
仮設便所	④	0.8 × 1.0 = 0.8	→ 0.80		②02	9.155 × 2.7 = 24.7185		合計		延べ床面積		29.39
合計		228.55 + 1.75 + 0.8 = 231.1	231.10		②03	1.355 × 0.995 = 1.348225		建築面積	309.78 + 77.09 = 386.87	379.62	建築面積	
延べ床面積			231.10	合計		275.40 + 77.09 = 352.49	352.49	延べ床面積			352.49	
建築面積			231.10	延べ床面積			352.49	建築面積			379.62	

体育館外部仕上表						※備考 ◎はアスベスト含有建材を示す
基礎	外壁	屋根	破風・水切	軒天	ポーチ	備考
モルタル刷毛引き t=30 (15+15)	仕上：リシン吹付 ラスモルタルt=20 下地：アスファルトフェルト 下地：木摺り t=18	体育館屋根 仕上：カラー鉄板 t=0.35 立平葺き 下地：◎アスファルトルーフィング 野地板 縦t=18,横 t=9 タルキ~45×45@455, 母屋~120×120@910 下屋部分(玄関・ホール部分屋根) 仕上：カラー鉄板 t=0.35 一文字葺き 下地：アスファルトフェルト 野地板 縦t=12,横 t=9 タルキ~45×45@455, 母屋~105×105@910	破風・鼻隠し：カラー鉄板 t=0.35 木下地 水切等役物：カラー鉄板 t=0.35 木下地	仕上：吹付タイル ラスモルタルt=20 下地：木摺り t=18 木下地	モルタル金ゴテ	窓枠・ドア枠 ◎シーリング

体育館内部仕上表										※備考 ◎はアスベスト含有建材を示す	
階数 年代	室名	床		巾木	壁		天井		廻り縁	天井高	備考
		仕上	下地		仕上	下地	仕上	下地			
1 階	玄関	モルタル金ゴテ t=30	コンクリート	モルタル	ラスモルタル t=20 塗装	下地板 t=12	合板 t=4 塗装	木下地	木製36×30 塗装	2,650	
	ホール	モルタル金ゴテ t=30	コンクリート	モルタル	ラスモルタル t=20 塗装	下地板 t=12	合板 t=4 塗装	木下地	木製36×30 塗装	2,750	
	運動場	プライフロアー t=15	合板 t=12 根太 45×105 @303 大引 105×150 @1,300	木製 150×18 塗装	上部：プリント合板 t=4 下部：パーチクルボード t=7 塗装	下地板 t=9	プリント合板 t=4	木下地	木製45×30 塗装	4,655~ 5,675	
	ステージ	プライフロアー t=15	合板 t=12 根太 45×105 @303 大引 105×150 @1,300	木製 150×18 塗装	上部：プラスター・ラスモルタル t=20 下部：パーチクルボード t=7 塗装 (H=1,800)	上部：下地板 t=12 下部：合板t=4,t12 ラスモルタル t=20,下地板 t=12	合板 t=4 塗装	木下地	木製36×30 塗装	5,450	
	器具室	プライフロアー t=15	合板 t=12 根太 45×105 @303 大引 105×150	木製 150×18 塗装	ラスモルタル t=20 塗装	下地板 t=12	合板 t=4	木下地	木製36×30 塗装	3,350	木製棚 ◎FFストーブ

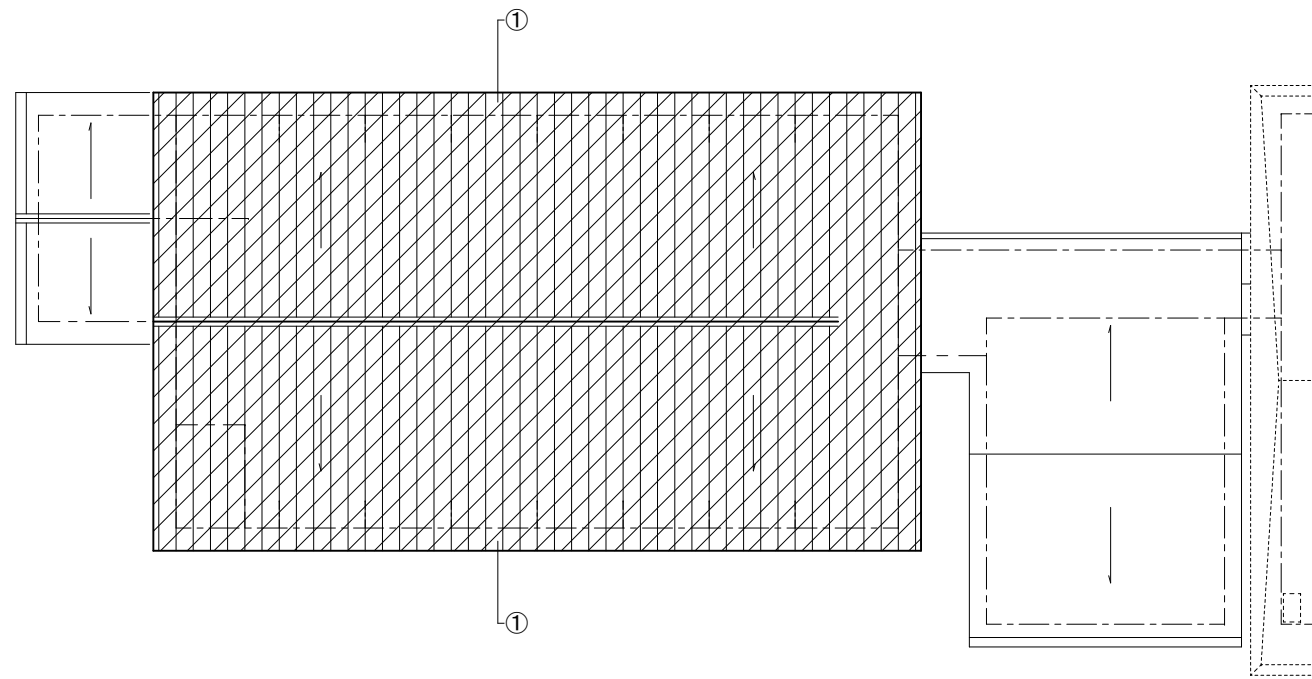
工房外部仕上表						※備考 ◎はアスベスト含有建材を示す
基礎	外壁	屋根	破風・水切	軒天	ポーチ	備考
コンクリート打放し AEP 既存のまま 外断熱材t=37~38 AEP 既存のまま	防火サイディングt=12 塗装品 縦張り 一部撤去 横胴縁 18×45@450 既存のまま シーキングボードt=12 既存のまま 体育館ポーチ階段部分 ガルバリウム鋼板t=0.35 Kスパン 縦張り 新設 横胴縁 18×45@450 新設 透湿防水シート 新設 構造用合板 t=12 新設 木下地 新設	長尺カラー鉄板 t=0.35 瓦葺葺き 一部撤去 アスファルトルーフィング 22kg 一部撤去 コンパネt=12 一部撤去 長尺ガルバリウム鋼板t=0.35 瓦葺葺き 一部新設 アスファルトルーフィング 940 一部新設 構造用合板t=12 一部撤去 木下地 一部新設	カラー鉄板 t=0.35 一部撤去 木下地 一部撤去 ガルバリウム鋼板t=0.354 一部新設 木下地 一部新設	◎フレキシブルボードt=4 有孔板 AEP 一部撤去 木下地 一部撤去 着色フレキシブルボードt=4 有孔板 AEP 一部新設 木下地 一部新設		

工房内部仕上表										※備考 ◎はアスベスト含有建材を示す	
階数 年代	室名	床		巾木	壁		天井		廻り縁	天井高	備考
		仕上	下地		仕上	下地	仕上	下地			
1 階	渡り廊下	歩行用コンクリートブロック 500角 既存のまま	砂敷t=50,切込砂利t=250 既存のまま	コンクリート 既存のまま	シナ合板t=5.5 SOP 既存のまま	木下地 既存のまま	石膏吸音板t=9.5 一部撤去・新設	木下地 既存のまま	合成樹脂見切縁45号 既存のまま	2,900	
	体育館ポーチ階段部分	モルタル金ゴテ t=30 一部撤去 モルタルはつり部分小口 ラスモルタルt=25 新設(補修)	コンクリート 一部撤去 コンクリートはつり部分小口 ラスモルタルt=25 新設(補修)	コンクリート 撤去	シナ合板t=5.5 SOP 撤去	木下地 撤去	石膏吸音板t=9.5 撤去	木下地 撤去	塩ビ製45号 撤去	2,060~ 2,600	
	ポーチ	コンクリートコテ仕上げ 既存のまま		コンクリート 既存のまま	シナ合板t=5.5 SOP 既存のまま	木下地 既存のまま	石膏吸音板t=9.5 既存のまま	木下地 既存のまま	合成樹脂見切縁45号 既存のまま	2,900	
	玄関	磁器質タイル 既存のまま	モルタルt=22,コンクリート 既存のまま	塗床材t=6 H=100 既存のまま	ケイ酸カルシウムt=10 突付け VP 既存のまま	木下地 既存のまま	石膏吸音板t=9.5 既存のまま	木下地 既存のまま	合成樹脂見切縁45号 既存のまま	2,400	
	食品工房	エポキシ系塗床材t=3 既存のまま	モルタルt=28,コンクリート 既存のまま	塗床材t=6 H=100 既存のまま	ケイ酸カルシウムt=10 突付け VP 回転蓋：陶器タイル100角 既存のまま	木下地 既存のまま	石膏吸音板t=9.5 既存のまま	木下地 既存のまま	合成樹脂見切縁45号 既存のまま	2,400	
	小上り	クッションフロアt=2.3 既存のまま	コンパネt=12,木下地 既存のまま		エポキシ系塗床材t=6 既存のまま	木下地,コンパネt=12,ラスモルタルt=15 既存のまま	石膏吸音板t=9.5 既存のまま	木下地 既存のまま	合成樹脂見切縁45号 既存のまま	2,200	

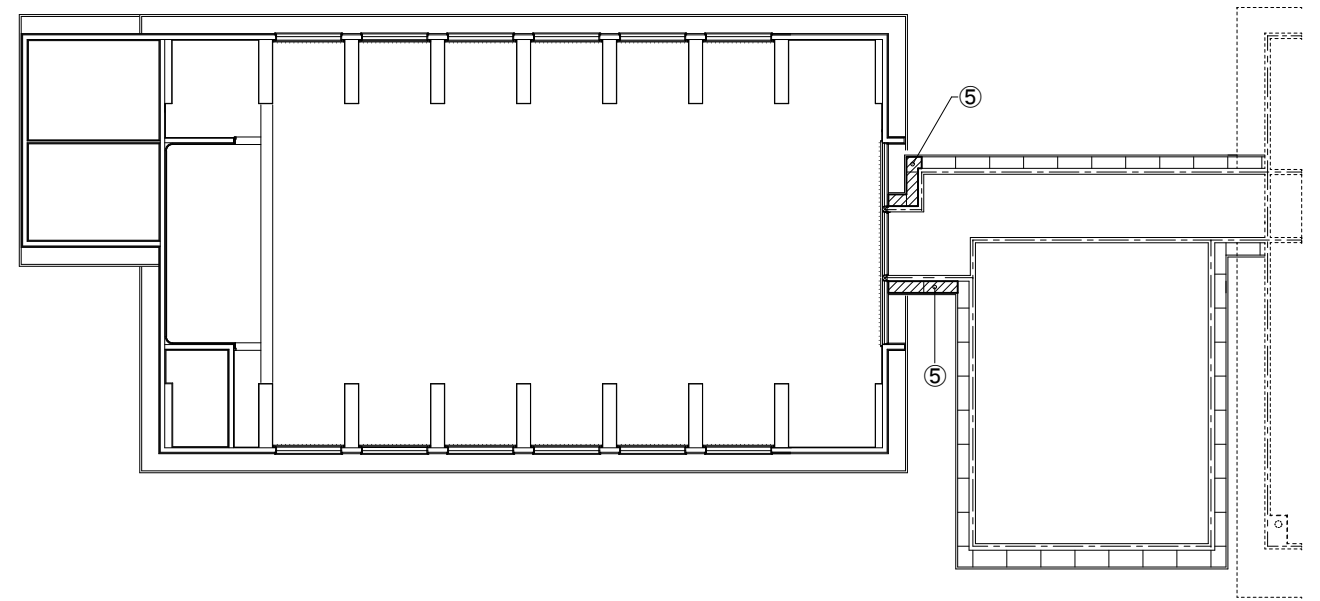
アスベスト含有建材			
棟名称	場所・部位	アスベスト含有建材名称	レベル
体育館	屋根下地(下屋除く)	アスファルトルーフィング	3
体育館	外部仕上	窓枠 シーリング	3
体育館	外部仕上	ドア枠 シーリング	3
体育館	器具室	密閉式石油ストーブ	3
工房(渡り廊下)	軒天	フレキシブルボードt=4 有孔板 AEP	3

※アスベスト含有建材使用箇所図参照

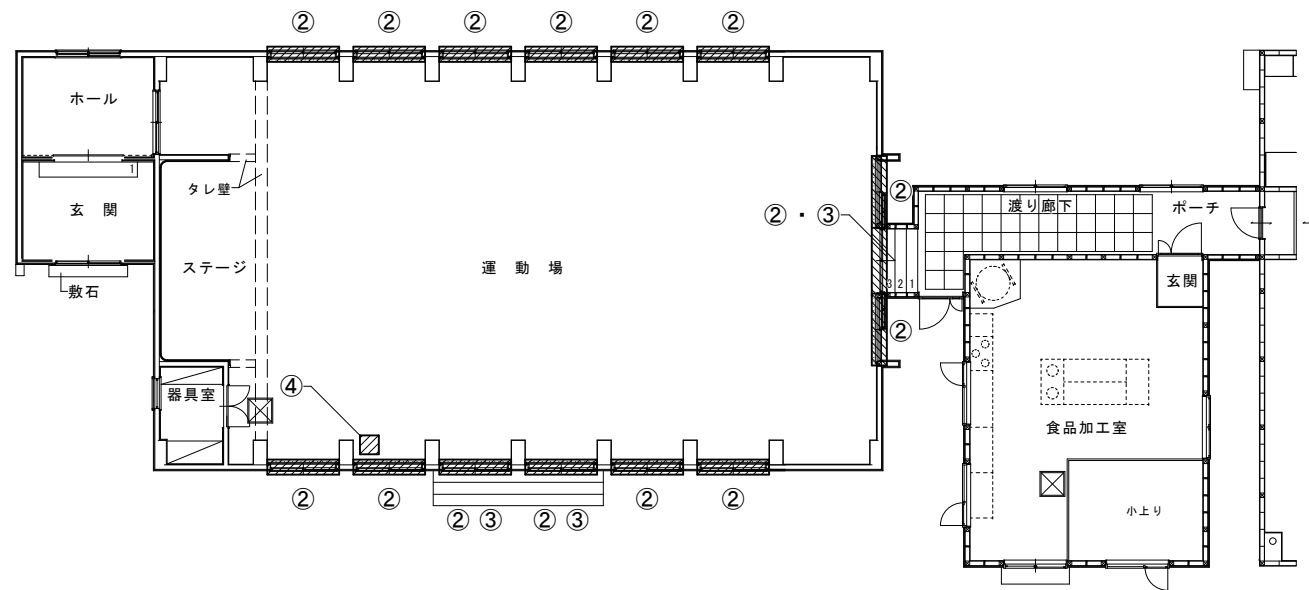
特記				有限会社 福井設計	帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録事務所(十)107 1級建築士登録番号(275038) 1級建築士 坂口剛	日付 令和7年9月 核図 核図 担当 担当 製図	工事名 以平農業センター体育館解体工事 図面名 仕上表	図番 A-03 A1 A3
----	--	--	--	-----------	---	-----------------------------	--------------------------------	---------------------



アスベスト使用箇所図（屋根伏図） S=1:200

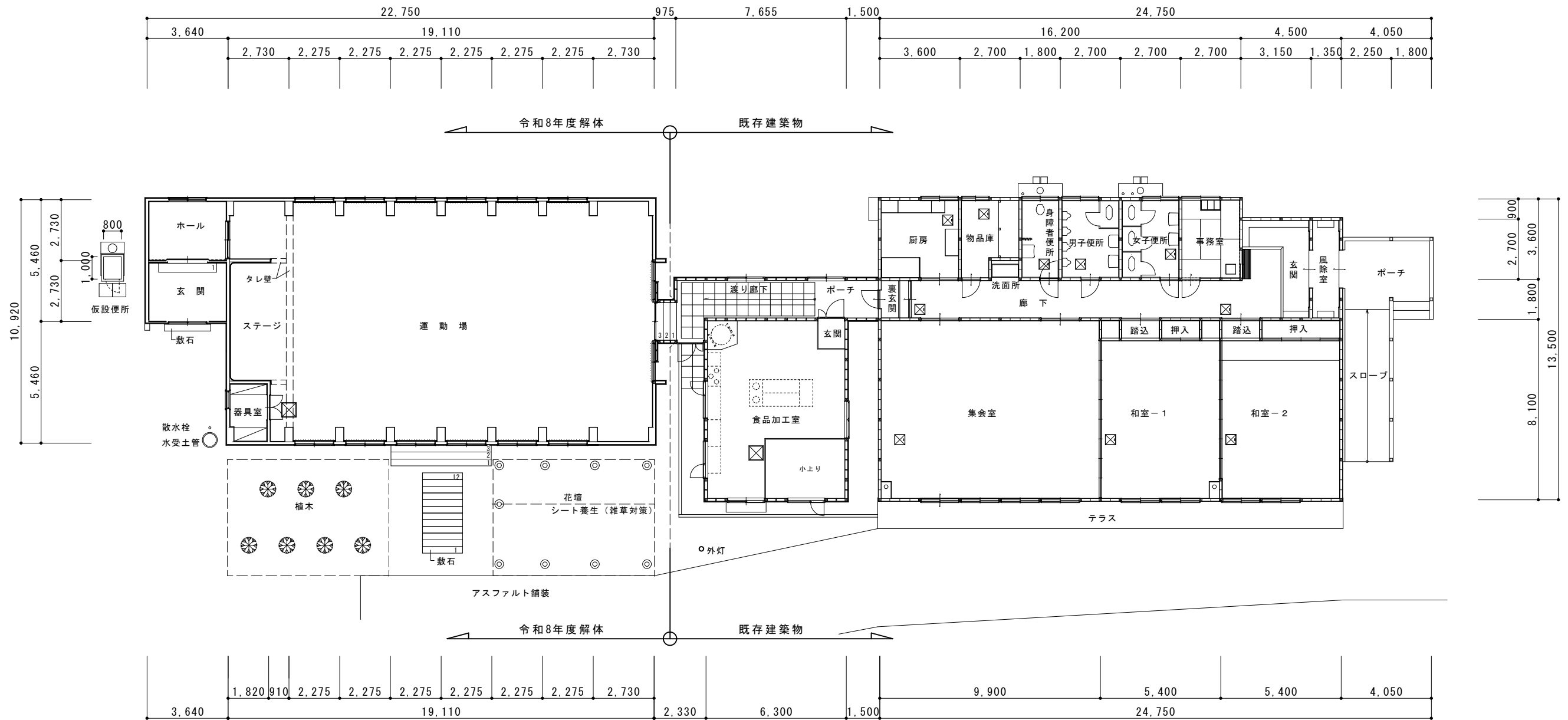


アスベスト使用箇所図（軒天部分） S=1:200



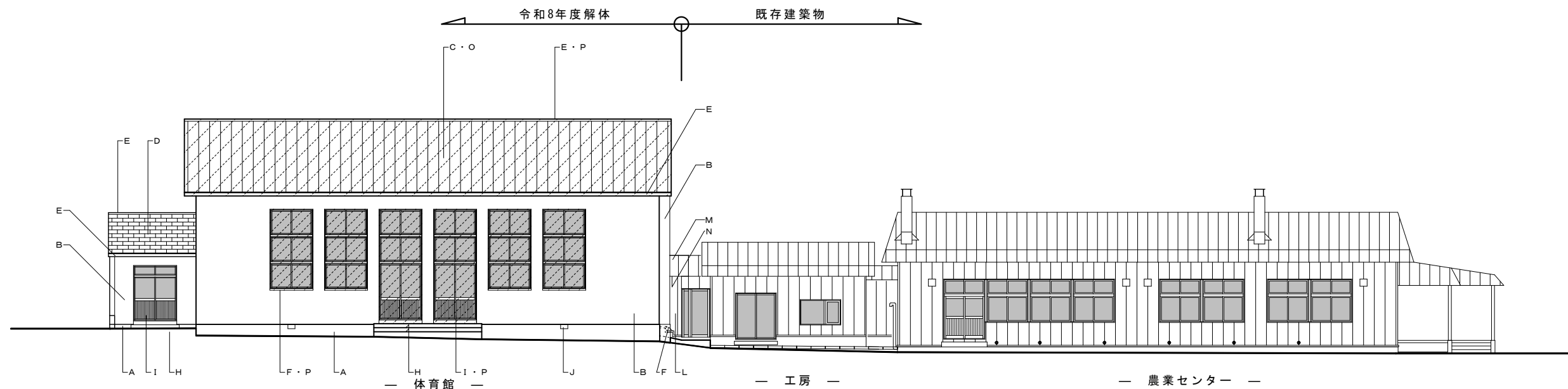
アスベスト使用箇所図（平面図） S=1:200

凡例 アスベスト含有建材					
記号	棟名称	場所・部位	アスベスト含有建材名称		レベル
①	体育館	屋根下地（下屋除く）	アスファルトルーフィング	アスベスト含有範囲を示す	3
②	体育館	外部仕上	窓枠 シーリング		3
③	体育館	外部仕上	ドア枠 シーリング		3
④	体育館	器具室	密閉式石油ストーブ		3
⑤	工房（渡り廊下）	軒天	フレキシブルボードt=4 有孔板 AEP	撤去範囲を示す	3

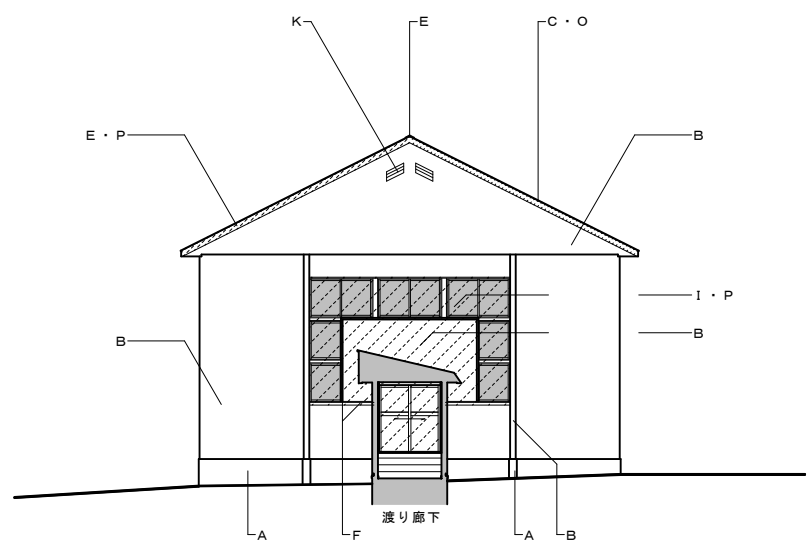


平面図 S=1:200

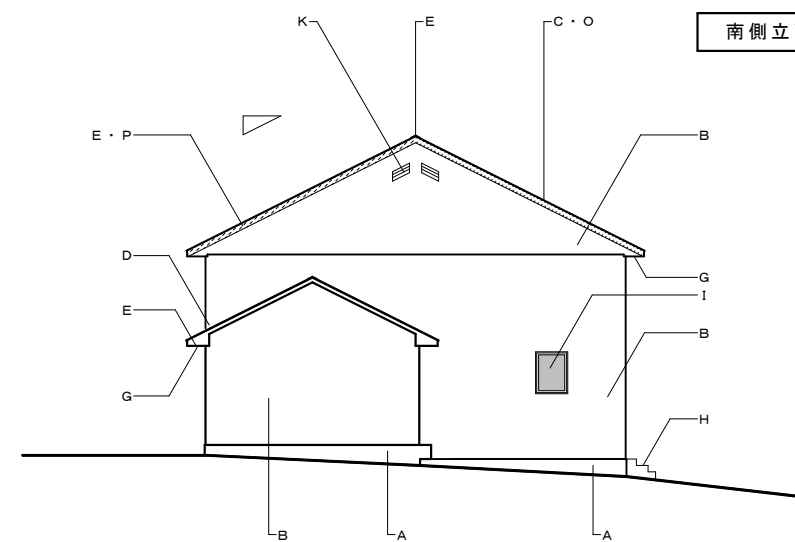
特記		有限会社 福井設計	帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録事務所(十)107 1級建築士登録番号(275038) 1級建築士 坂口剛	日付	令和7年9月		工事名	以平農業センター体育館解体工事		図面名	平面図	
				検図	検図	担当		担当	製図		図面名	A1 1:100 A3 1:200



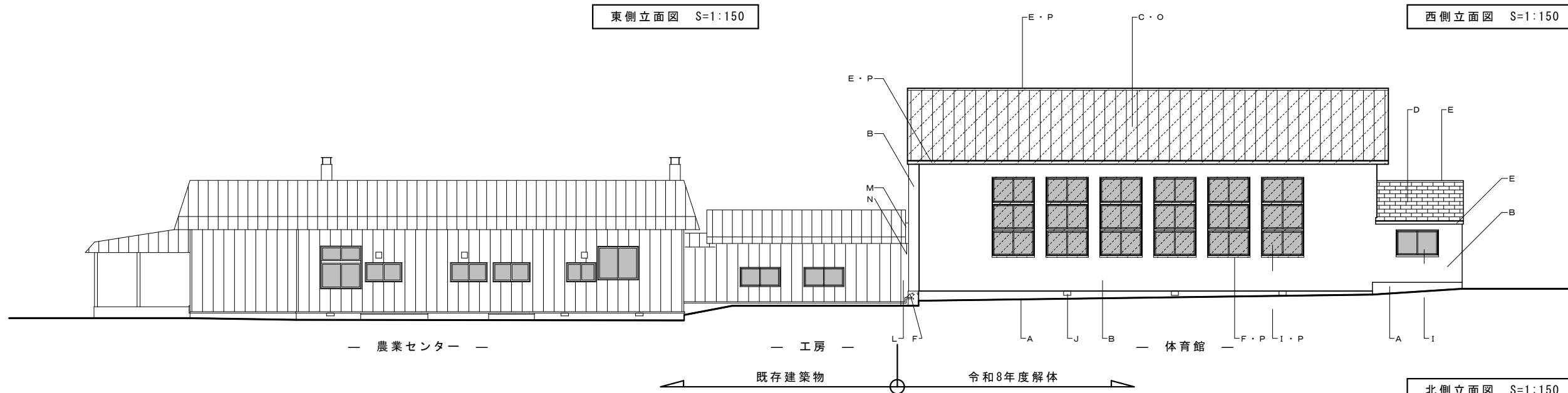
南側立面図 S=1:150



東側立面図 S=1:150

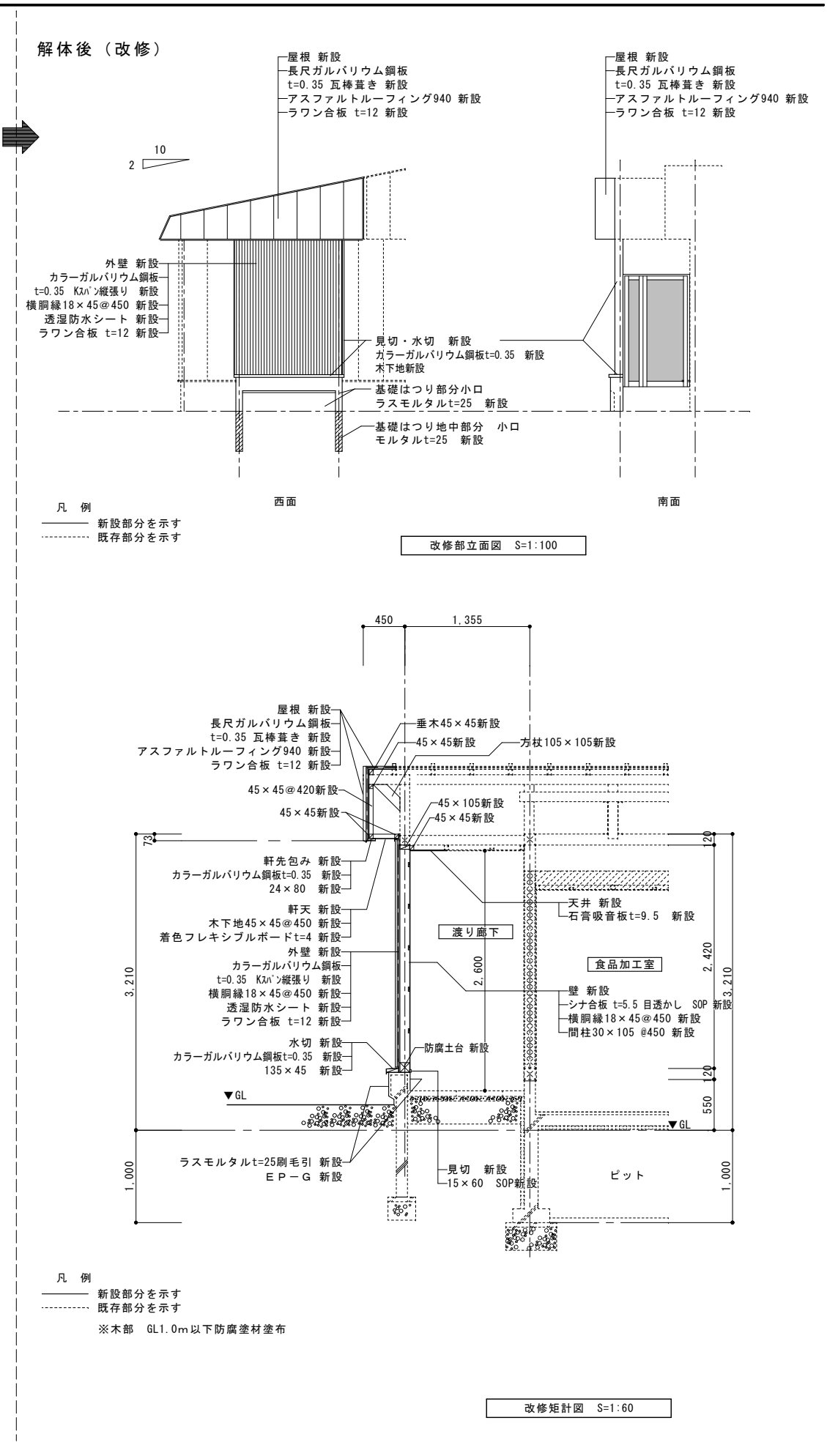
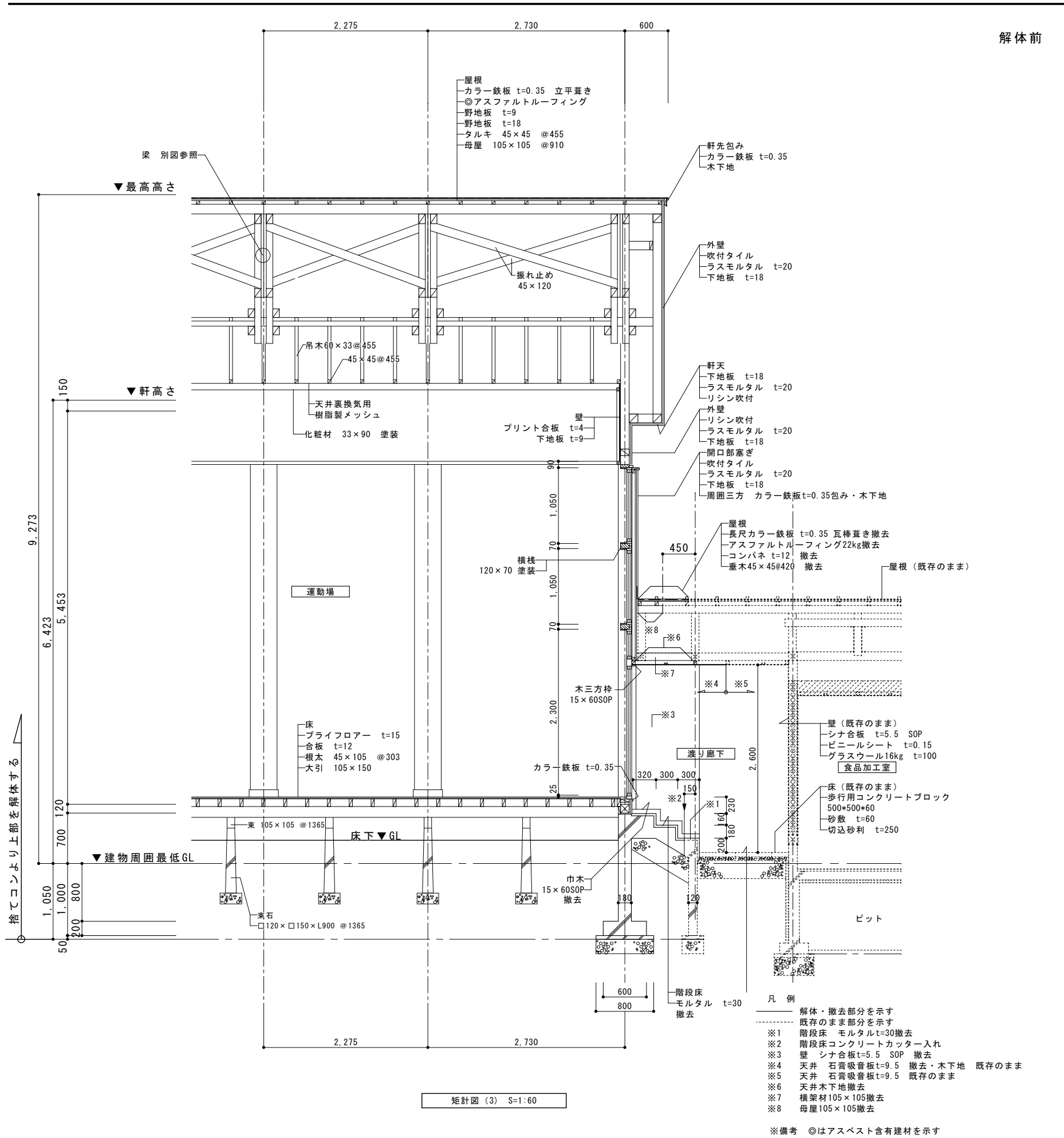


西側立面図 S=1:150

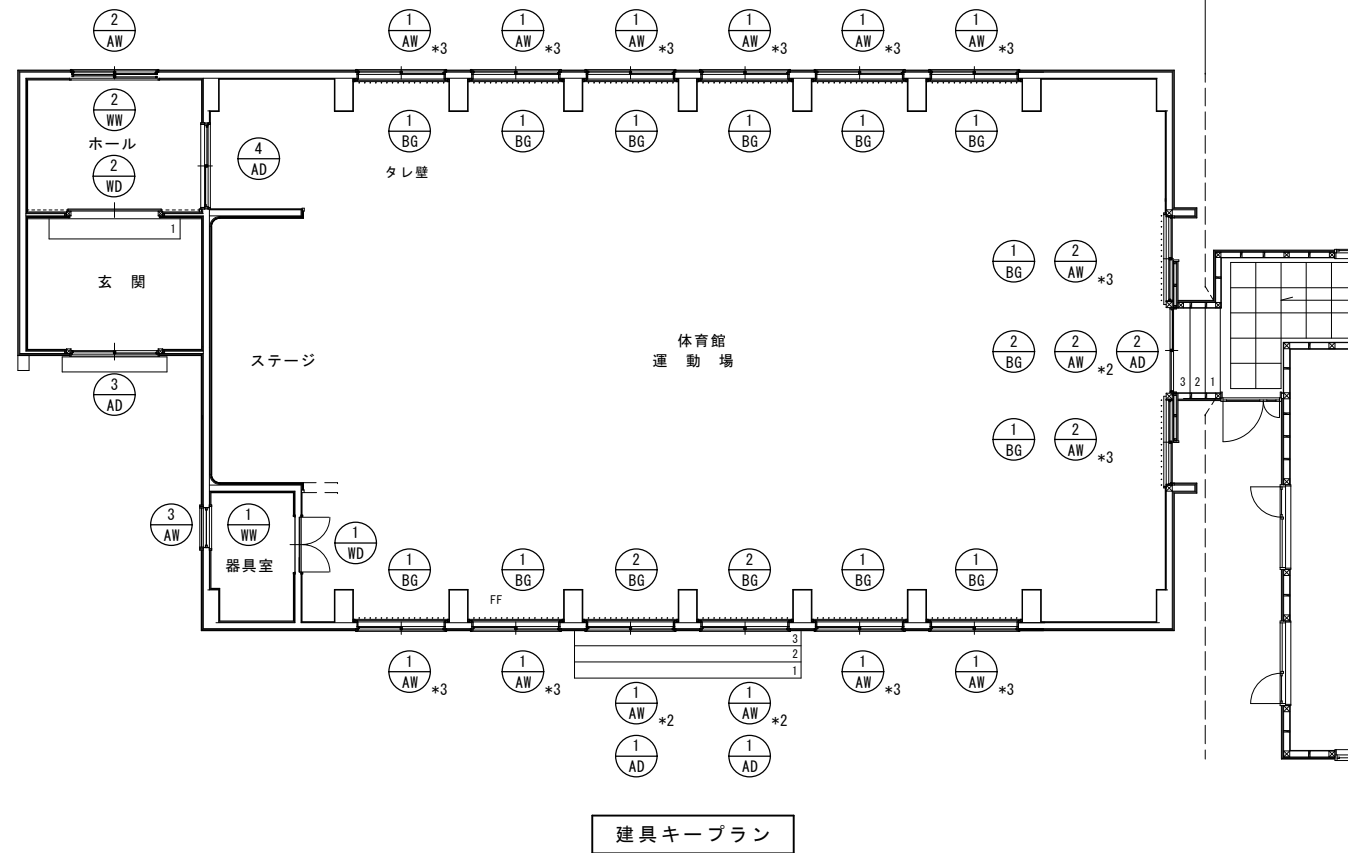


北側立面図 S=1:150

A	基礎：モルタル刷毛引き t=30 (15+15)	B	外壁：ラスモルタルt=20 の上 吹付タイル	C	屋根：カラー鉄板 t=0.35 立平葺き	D	屋根：カラー鉄板 t=0.35 一文字葺き	E	破風・鼻隠し・棟包み：長尺カラー鉄板 t=0.35	F	水切・その他役物：長尺カラー鉄板 t=0.35
G	軒天：ラスモルタルt=20 の上 吹付タイル	H	ポーチ階段：モルタル金ゴテ	I	建具：アルミ製	J	床下換気口：木製枠・金網	K	小屋裏換気口：木製枠・金網	L	外壁：防火サイディングt=12塗装版
M	屋根：カラー鉄板 t=0.35 瓦葺き	N	軒天：◎フレキシブルボードt=4 有孔板 AEP	O	屋根下地：◎アスファルトルーフィング	P	窓・ドア枠：◎シーリング材		◎はアスベスト含有建材を示す		



特記	有限会社 福井設計				帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録事務所(十)107 1級建築士登録番号(275038) 1級建築士 坂口剛				日付	令和 7年 9月			工事名	以平農業センター体育館解体工事		図面番号	A-10
					棟図	横断	断面	詳細	製図	図面名	矩計図(3)・改修矩計図・改修立面図		縮尺	A1 1:30, 1:200 A3 1:60, 1:100			



建具キープラン

■ 建具表 ■ S=1:100

記号	AW-1	34箇所	AW-2	9箇所	AW-3	1箇所	WW-1	1箇所	WW-2	1箇所	BG-1	12箇所	BG-2	3箇所
形状・寸法														
型式・見込	引き違い窓	70	引き違い窓	70	FIX窓	70	FIX窓	33	引き違い窓	33	防球ガード		防球ガード	
材質・仕上	アルミ製		アルミ製		アルミ製		木製		木製		鋼製		鋼製	
硝子・備考	トーメイ 3mm		トーメイ 3mm		トーメイ 3mm		トーメイ 3mm		トーメイ 3mm		—		—	
記号	AD-1	2箇所	AD-2	1箇所	AD-3	1箇所	AD-4	1箇所	WD-1	1箇所	WD-2	1箇所		
形状・寸法														
型式・見込	引違い戸	70	引違い戸 ランマ：引違い窓	70	引違い戸 ランマ：引違い窓	70	引違い戸	70	両開き戸	33	引き分け戸（アウトセット）	33		
材質・仕上	アルミ製		アルミ製		アルミ製		アルミ製		木製		木製			
硝子・備考	トーメイ 3mm		トーメイ 3mm		トーメイ 3mm		型ガラス 4mm		—		トーメイ 3mm			

特記

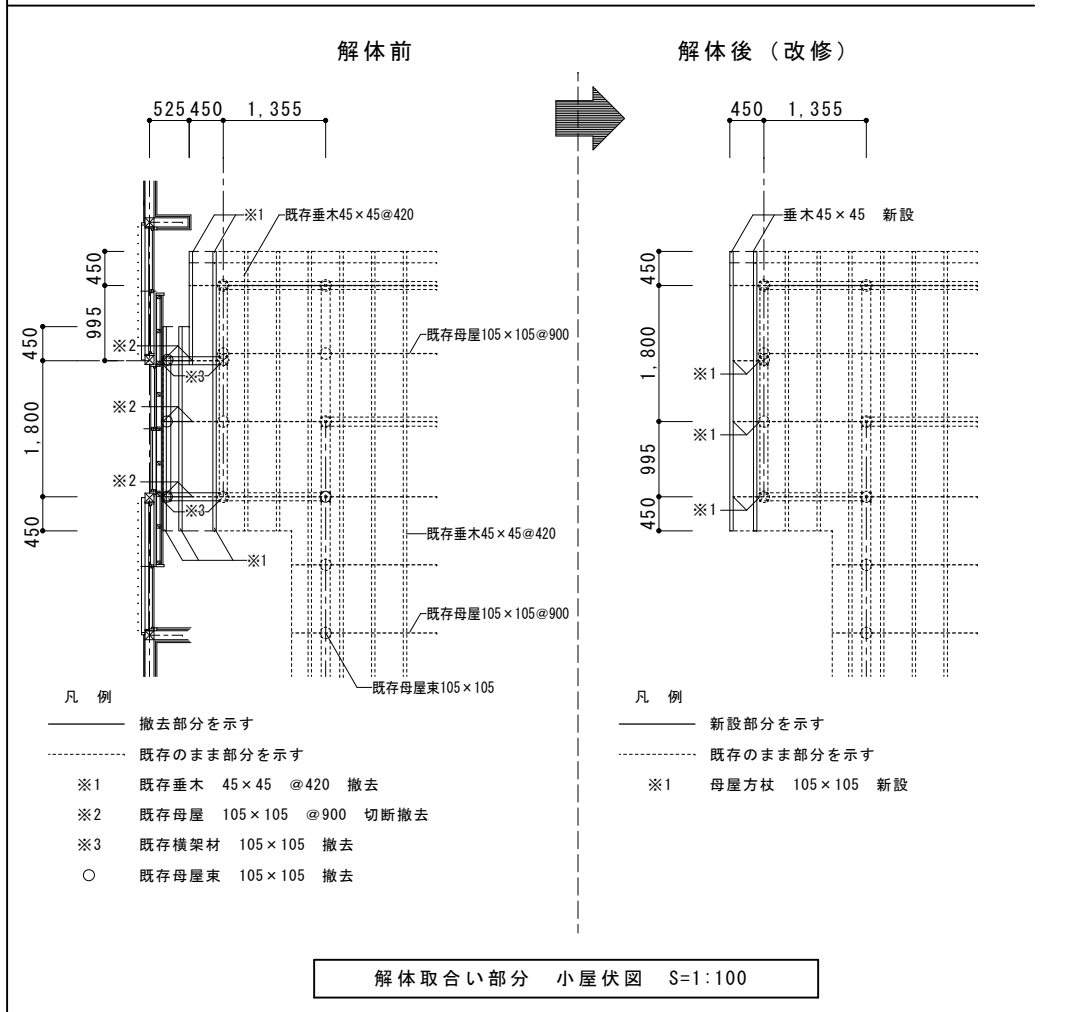
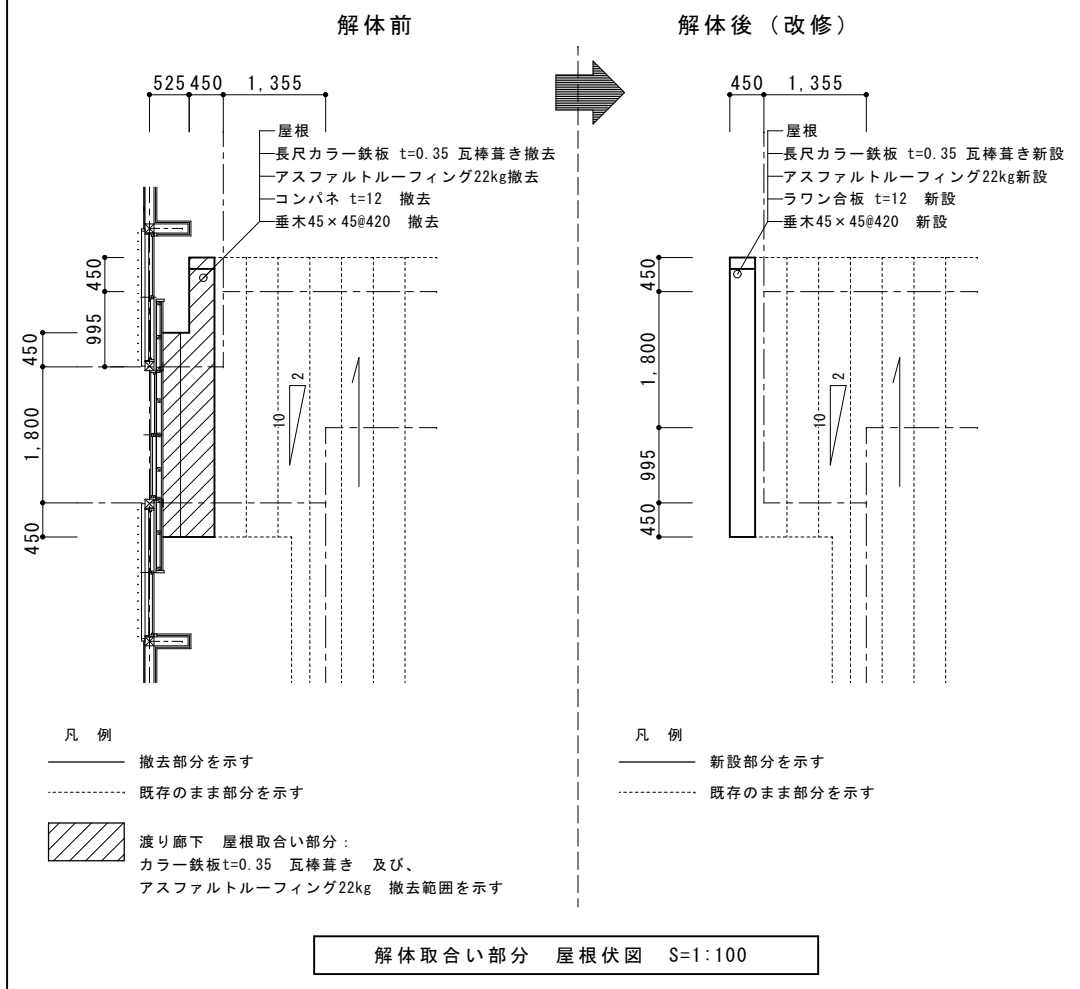
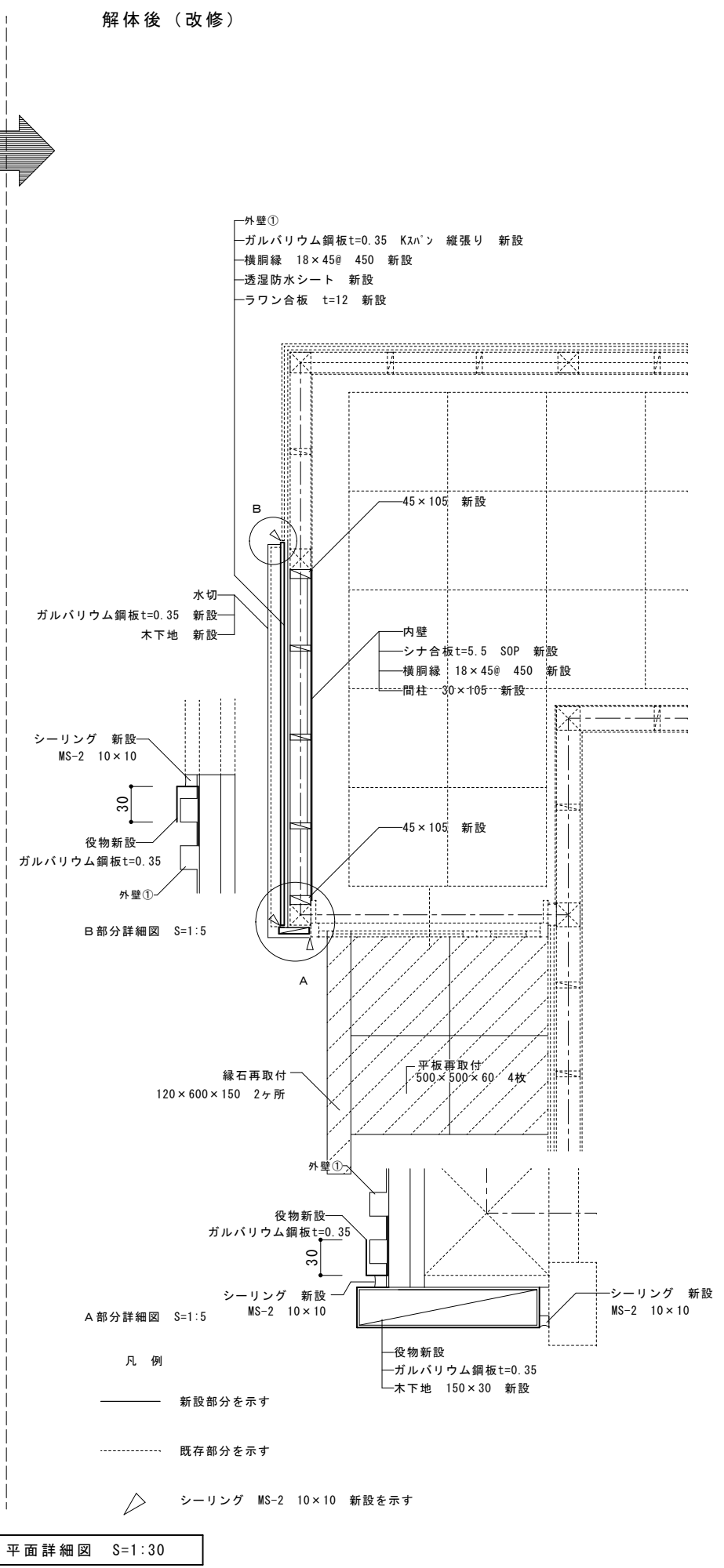
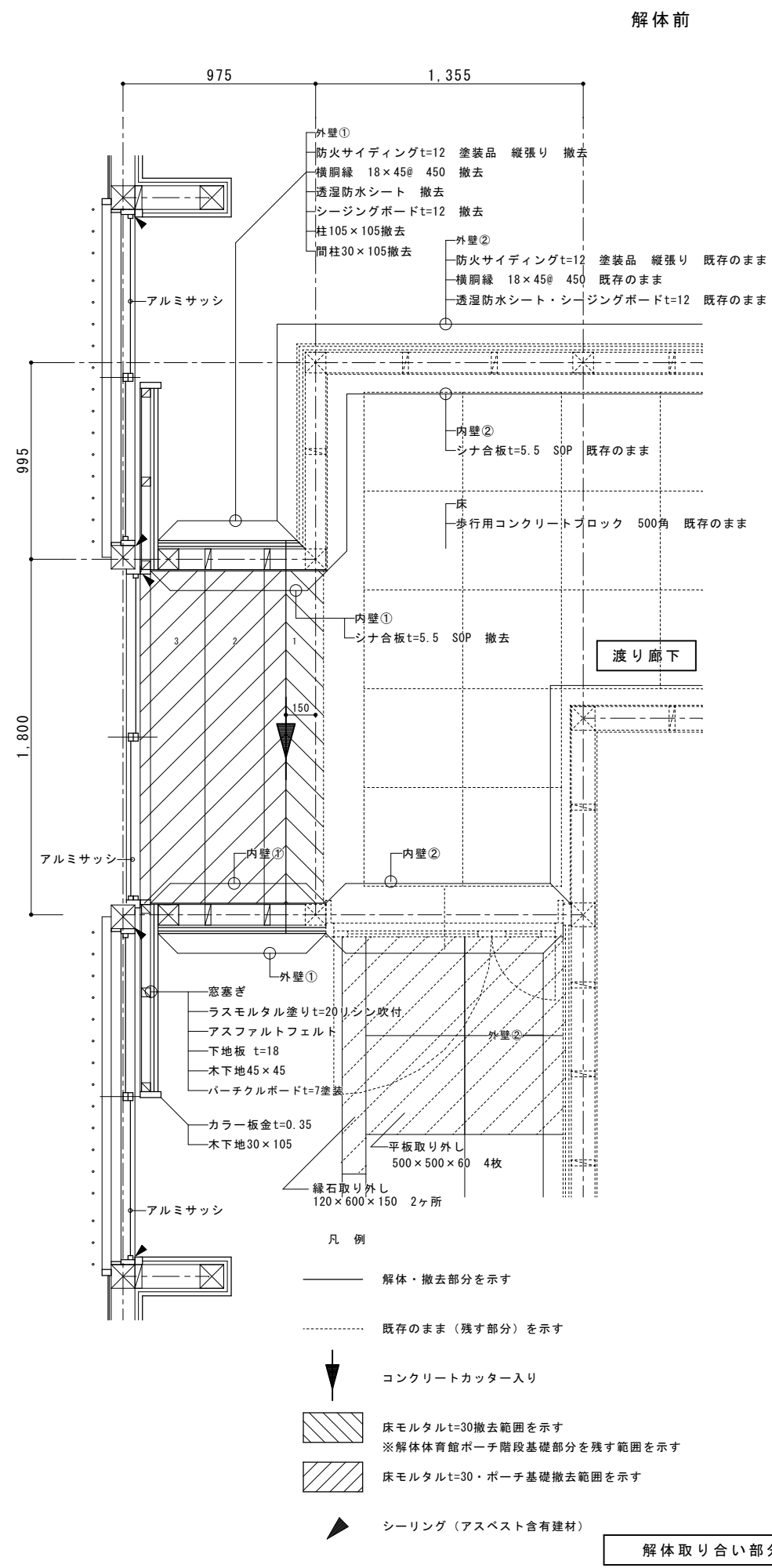
有限会社 福井設計

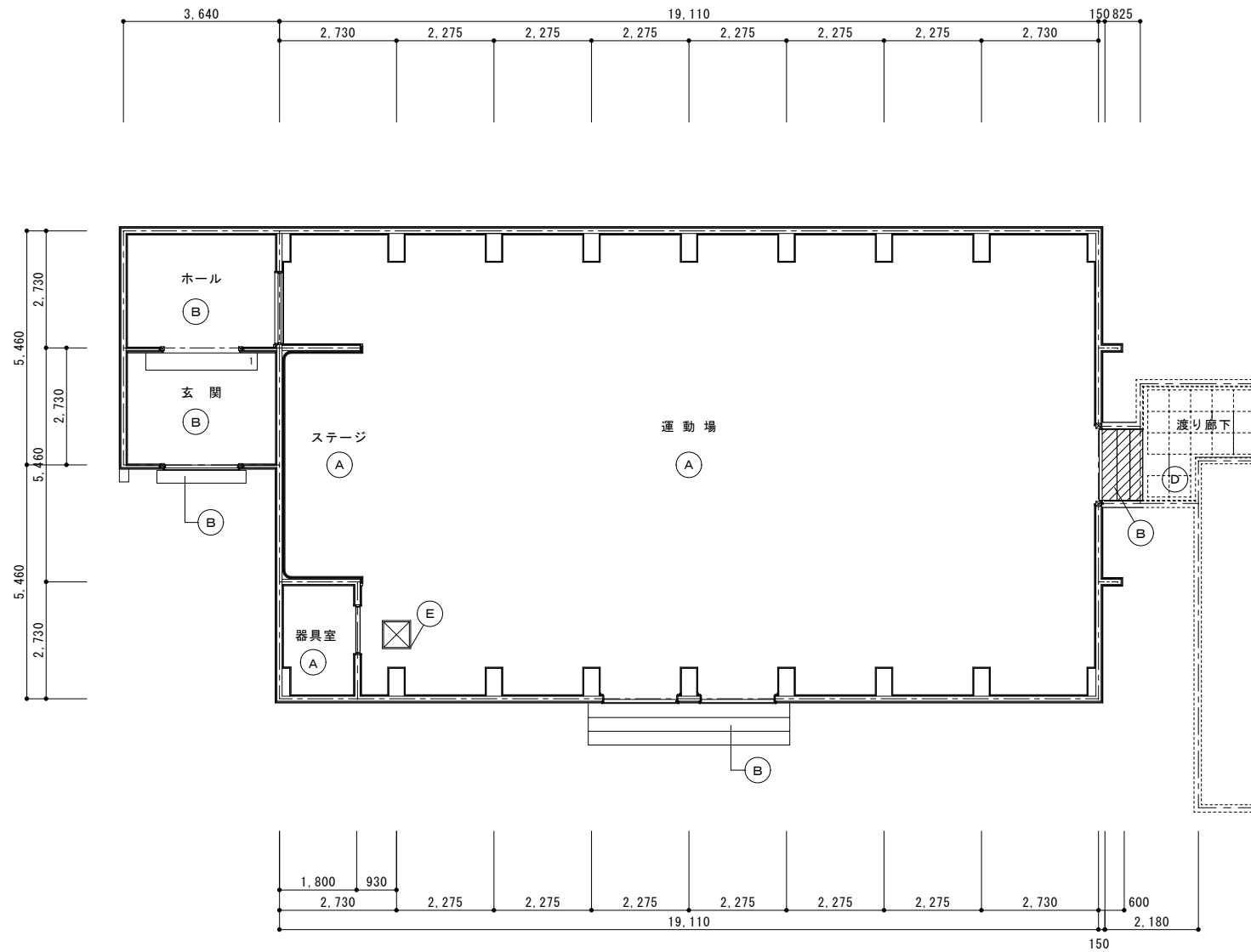
帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1
 1級建築士登録事務所(+)107
 1級建築士登録番号(275038)
 1級建築士 坂口剛

日付 令和7年9月
 検図 検図 担当 担当 製図

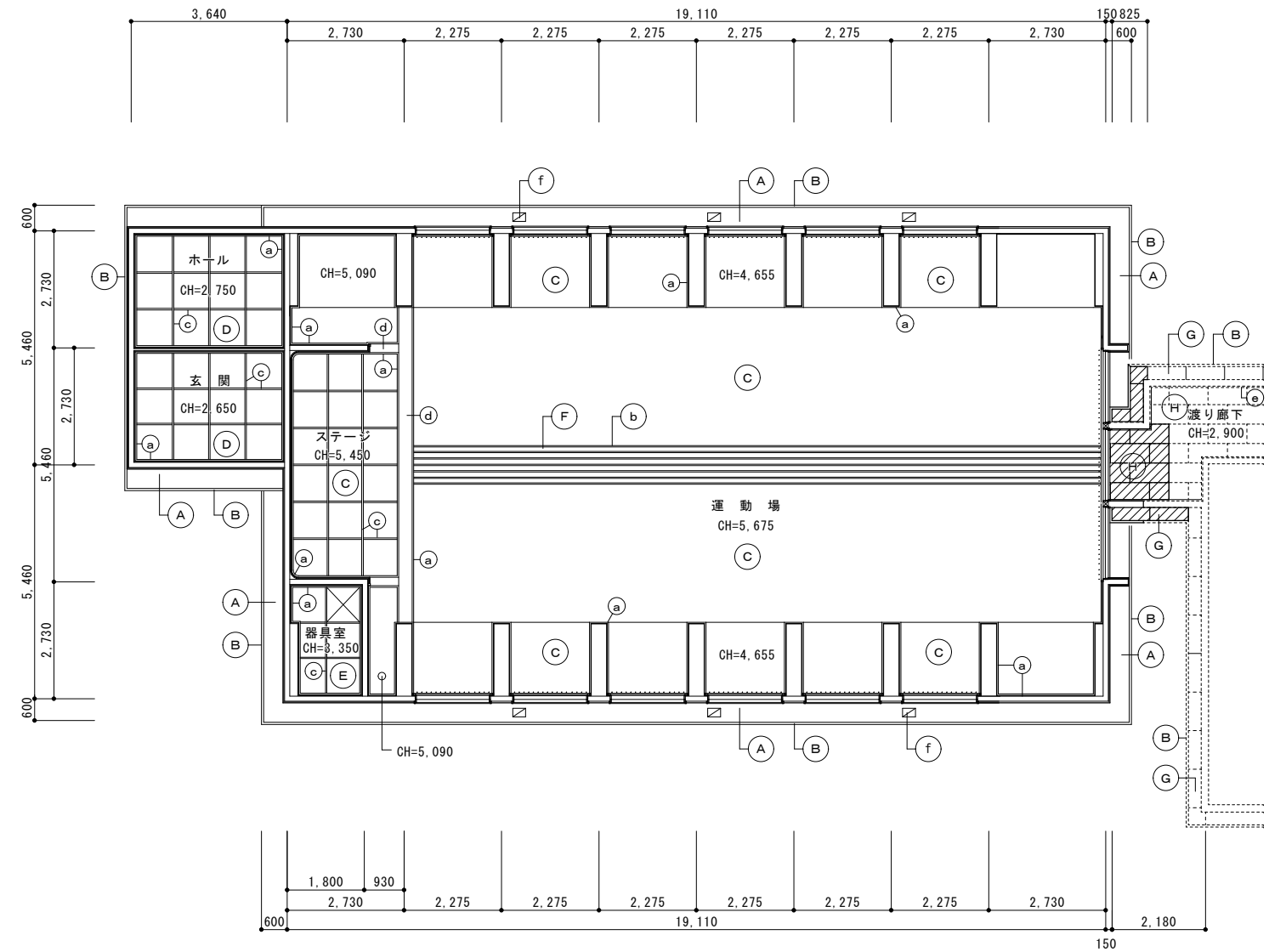
工事名 以平農業センター体育館解体工事
 図面名 建具キープラン、建具表

A-11
 A1 1:75, 1:50
 A3 1:150, 1:100





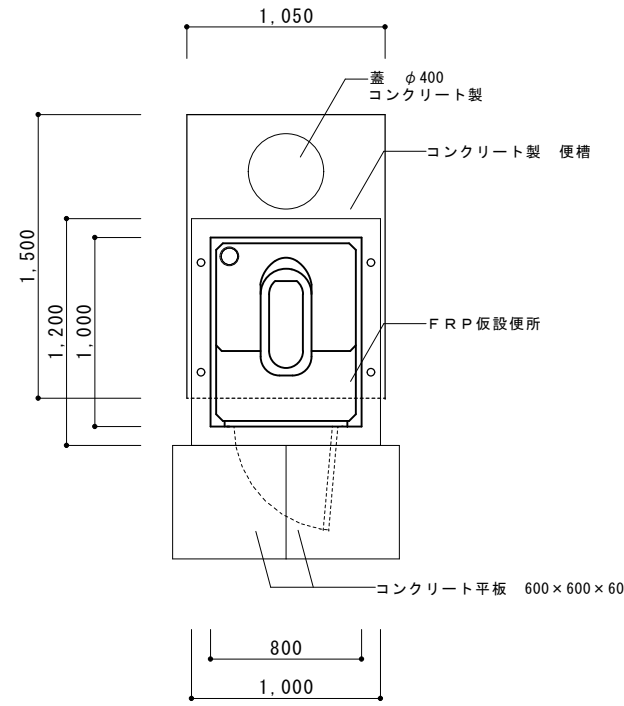
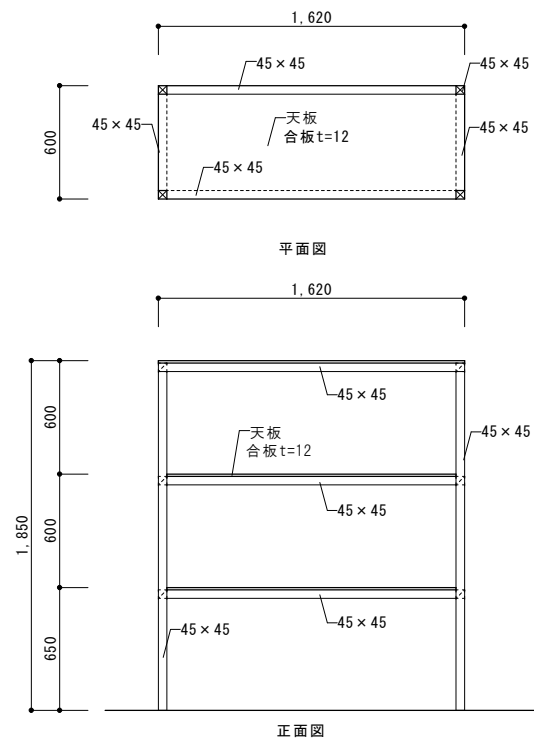
床伏図 S=1:150



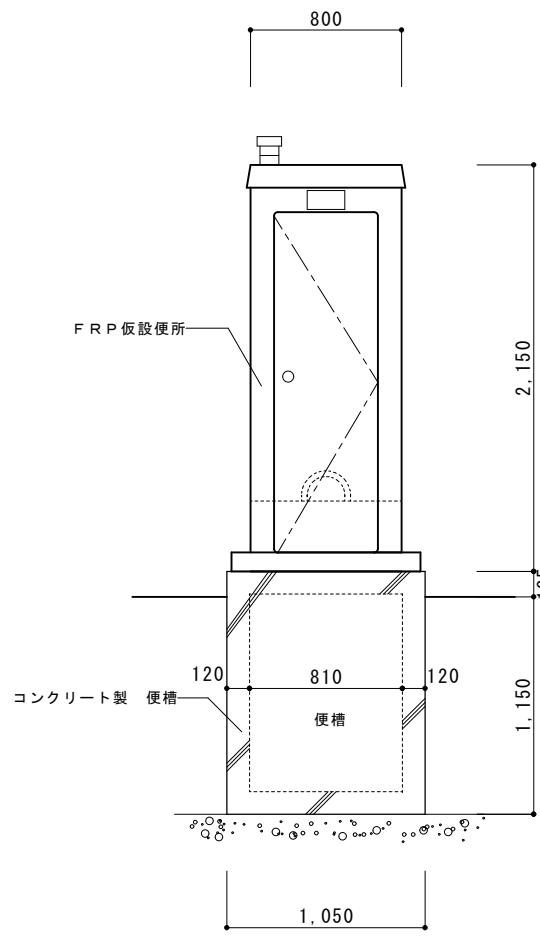
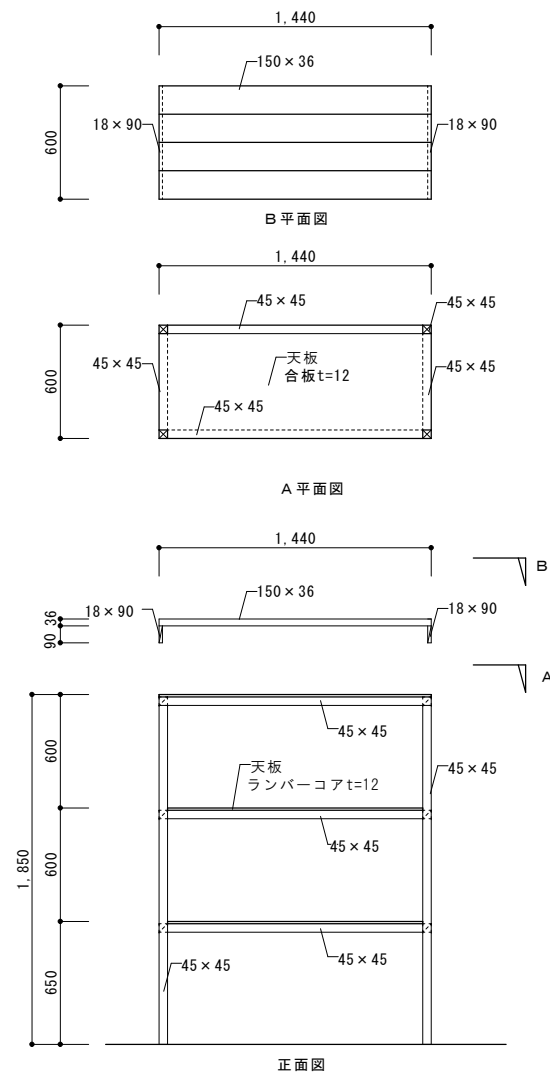
天井伏図 S=1:150

凡例			
(A)	仕上: プライフロアー t=12 下地: コンパネt=12 幅木: 木製 150×18	(B)	仕上: モルタル金ゴテ 下地: コンクリート金ゴテ
(C)	仕上: 歩行用コンクリートブロック コンクリート製500×500×60 周囲モルタル金ゴテ	⊠	床下点検口600角 アルミ製
		—	解体・撤去部分を示す
		---	既存のまま部分を示す
		▨	既存取り合い部分撤去範囲を示す

凡例			
(A)	軒天仕上: ラスモルタルt20リシン吹付	(B)	軒先: カラー鉄板 t=0.35
(D)	仕上: 合板 t=4 塗装	(E)	仕上: 合板 t=4
(G)	既存軒天仕上: フレキシブルボード t=4 有孔板 アスベスト含有建材	(H)	仕上: 石膏ボード吸音板 t=9.5
(a)	廻縁: 木製36×30 塗装	(b)	化粧材 33×90 塗装
(c)	飾り格子36×30 塗装	(d)	下がり壁下材: 木製 t=36 塗装
(e)	廻縁: 合成樹脂見切縁45号	(f)	軒下換気口: 木製 300×200
		⊠	天井点検開口
		—	解体・撤去部分を示す
		---	既存のまま部分を示す
		▨	既存取り合い部分撤去範囲を示す

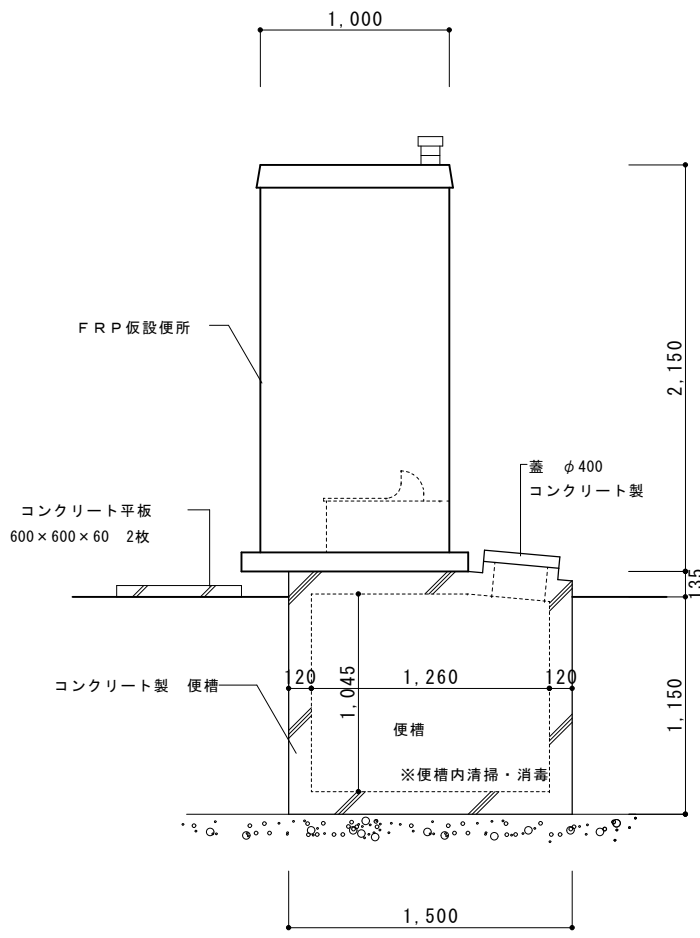


平面図 S=1:40



正面図 S=1:40

— 仮設便所 —



側面図 S=1:40

特記

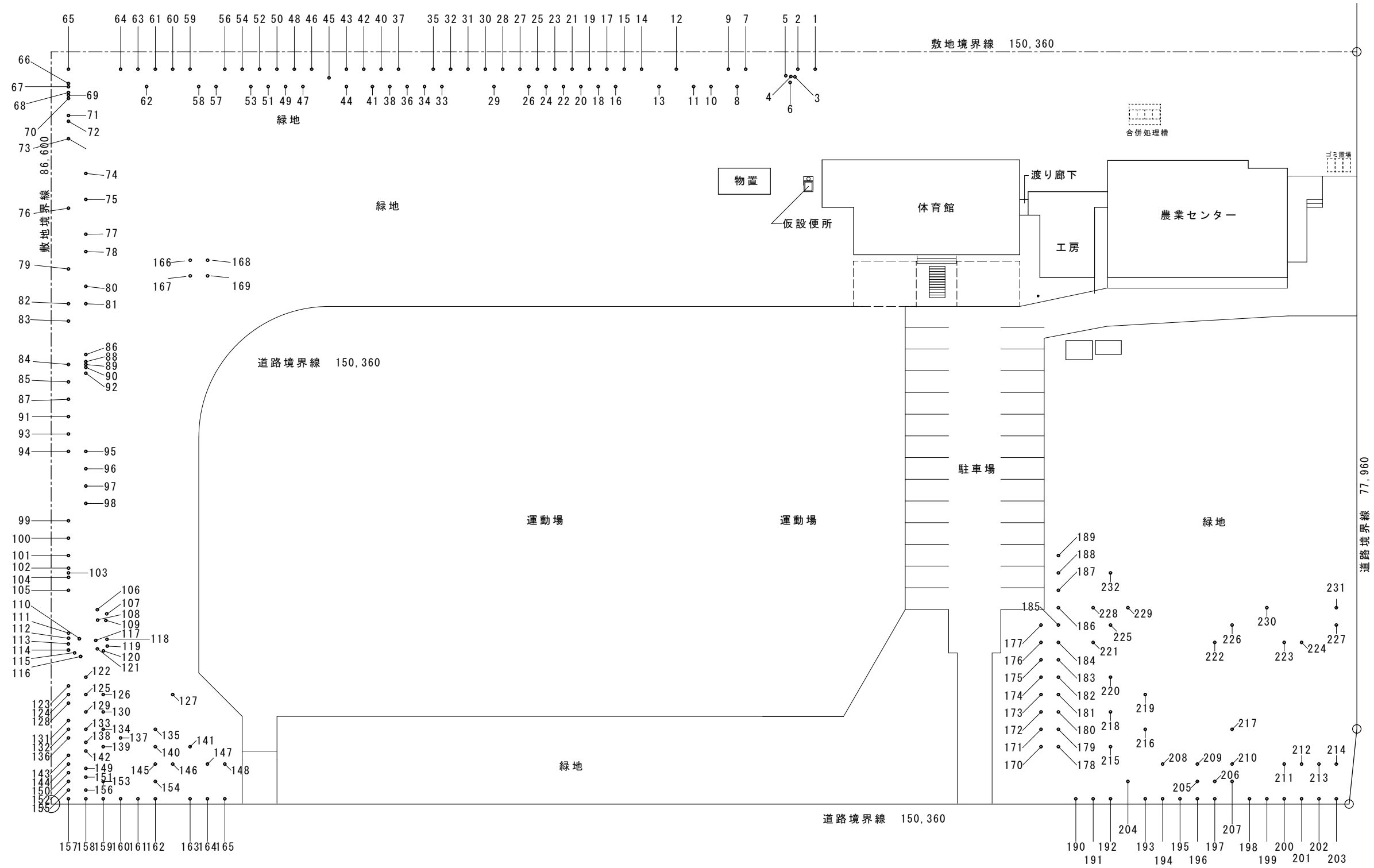
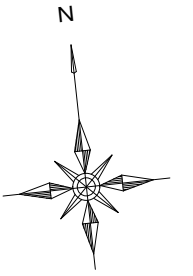
有限会社 福井設計

帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1
 1級建築士登録事務所(〒107)
 1級建築士登録番号(275038)
 1級建築士 坂口剛

日付 令和 7年 9月
 検図 検図 担当 担当 製図

工事名 以平農業センター体育館解体工事
 図面名 詳細図

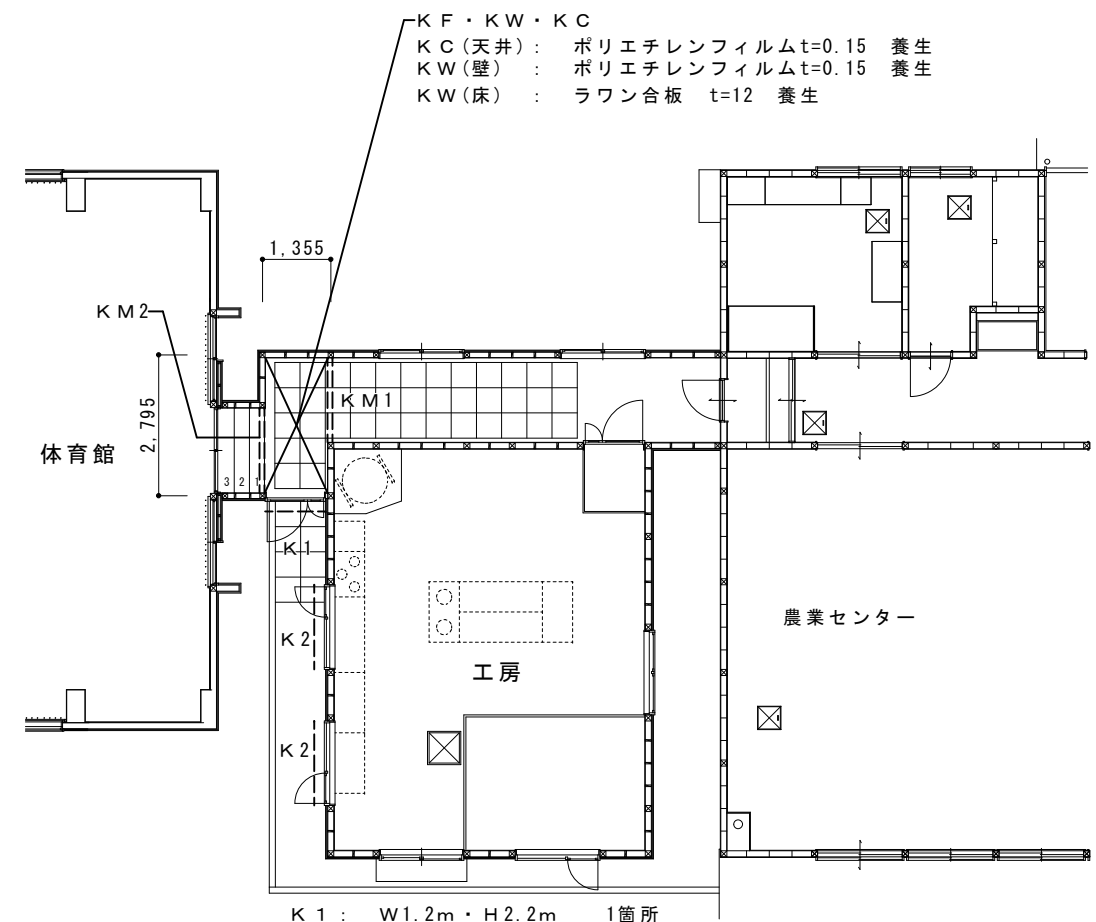
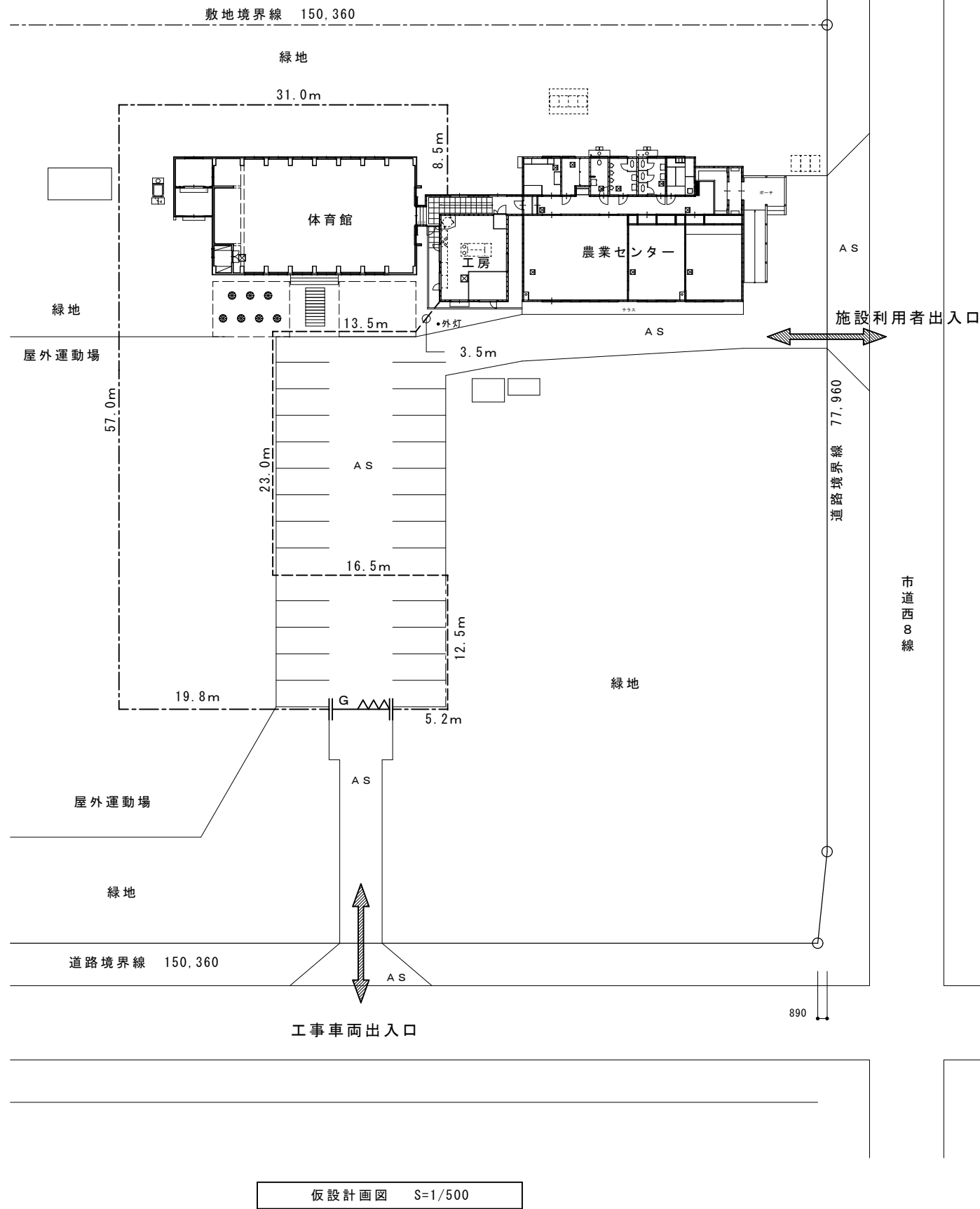
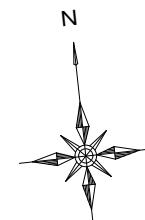
図番 A-15
 縮尺 A1 1:20
 A3 1:40



伐採図 S=1:500

特記		有限会社 福井設計	帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録事務所(+)107 1級建築士登録番号(275038) 1級建築士 坂口剛				日付 令和7年9月 棟図 棟図 担当 担当 製図				工事名 以平農業センター体育館解体工事	図面番号 A-17
			図面名 伐採図		編尺 A1 1:250 A3 1:500							

凡 例 (伐採・抜根・抜根)																	
番号	種 別	規格・寸法	番号	種 別	規格・寸法	番号	種 別	規格・寸法	番号	種 別	規格・寸法	番号	種 別	規格・寸法	番号	種 別	規格・寸法
No. 1	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ10m	No. 41	伐採	径4.5cm 幹周 14cm 高さ 2m	No. 81	伐採	径13cm 幹周 40cm 高さ 4m	No. 121	伐採	径12cm 幹周 37cm 高さ 3m	No. 160	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ 9m	No. 200	伐採	径23cm 幹周 72cm 高さ 7m
No. 2	伐採	径25cm 幹周 79cm 高さ12m	No. 42	伐採	径25cm 幹周 79cm 高さ12m	No. 82	伐採	径43cm 幹周135cm 高さ12m	No. 122	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ12m	No. 161	伐採	径38cm 幹周120cm 高さ12m	No. 201	伐採	径38cm 幹周120cm 高さ12m
No. 3	伐採	径32cm 幹周101cm 高さ12m	No. 43	伐採	径23cm 幹周 72cm 高さ12m	No. 83	伐採	径37cm 幹周115cm 高さ12m	No. 123	伐採	径10cm×2本 幹周 30cm 高さ 4m	No. 162	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ10m	No. 202	伐採	径45cm 幹周140cm 高さ12m
No. 4	伐採	径20cm 幹周 63cm 高さ12m	No. 44	伐採	径15cm 幹周 47cm 高さ 4m	No. 84	伐採	径38cm 幹周120cm 高さ12m	No. 124	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ 9m	No. 163	伐採	径32cm 幹周100cm 高さ12m	No. 203	伐採	径48cm 幹周150cm 高さ15m
No. 5	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ12m	No. 45	伐採	径25cm 幹周 79cm 高さ12m	No. 85	伐採	径37cm 幹周115cm 高さ12m	No. 125	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ 8m	No. 164	伐採	径49cm 幹周155cm 高さ14m	No. 204	伐採	径14cm 幹周 45cm 高さ 7m
No. 6	伐採	径30cm 幹周 94cm 高さ12m	No. 46	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ10m	No. 86	伐採	径32cm 幹周100cm 高さ12m	No. 126	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ10m	No. 165	伐採	径14cm 幹周 45cm 高さ 7m	No. 205	伐採	径18cm 幹周 55cm 高さ 9m
No. 7	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ15m	No. 47	伐採	径22cm 幹周 69cm 高さ10m	No. 87	伐採	径37cm 幹周 115cm 高さ13m	No. 127	伐採	径67cm 幹周210cm 高さ15m	No. 166	伐採	径41cm 幹周130cm 高さ 5m	No. 206	伐採	径33cm 幹周105cm 高さ10m
No. 8	伐採	径25cm 幹周 79cm 高さ13m	No. 48	伐採	径17cm 幹周 53cm 高さ 8m	No. 88	伐採	径 5cm 幹周 15cm 高さ 3m	No. 128	伐採	径29cm 幹周 90cm 高さ13m	No. 167	伐採	径41cm 幹周130cm 高さ 4m	No. 207	伐採	径4cm×9本 幹周 13cm 高さ 4m
No. 9	伐採	径25cm 幹周 79cm 高さ13m	No. 49	伐採	径32cm 幹周101cm 高さ13m	No. 89	伐採	径 6cm 幹周 20cm 高さ 4m	No. 129	伐採	径29cm 幹周 90cm 高さ13m	No. 168	伐採	径41cm 幹周130cm 高さ 4m	No. 208	伐採	径4cm×9本 幹周 13cm 高さ 4.5m
No. 10	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ10m	No. 50	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ 8m	No. 90	伐採	径 8cm 幹周 25cm 高さ 4m	No. 130	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ 8m	No. 169	伐採	径41cm 幹周130cm 高さ 5m	No. 209	伐採	径4cm×3本 幹周 13cm 高さ 4m
No. 11	伐採	径32cm 幹周101cm 高さ13m	No. 51	伐採	径 8cm 幹周 25cm 高さ2.5m	No. 91	伐採	径32cm 幹周100cm 高さ13m	No. 131	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ 8m	No. 170	伐採	径13cm 幹周 42cm 高さ 6m	No. 210	伐採	径4cm×9本 幹周 13cm 高さ 2.5m
No. 12	伐採	径32cm 幹周101cm 高さ13m	No. 52	伐採	径25cm 幹周 79cm 高さ12m	No. 92	伐採	径 8cm 幹周 25cm 高さ 4m	No. 132	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ 6m	No. 171	伐採	径48cm 幹周150cm 高さ15m	No. 211	伐採	径4cm×8本 幹周 13cm 高さ 3m
No. 13	伐採	径25cm 幹周 79cm 高さ12m	No. 53	伐採	径26cm 幹周 82cm 高さ12m	No. 93	伐採	径38cm 幹周119cm 高さ12m	No. 133	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ 7m	No. 172	伐採	径13cm 幹周 40cm 高さ 4m	No. 212	伐採	径29cm 幹周 90cm 高さ10m
No. 14	伐採	径15cm 幹周 47cm 高さ 8m	No. 54	伐採	径22cm 幹周 69cm 高さ10m	No. 94	伐採	径38cm 幹周118cm 高さ13m	No. 134	伐採	径13cm 幹周 40cm 高さ 6m	No. 173	伐採	径51cm 幹周160cm 高さ14m	No. 213	伐採	径6cm×7本 幹周 20cm 高さ 5m
No. 15	伐採	径30cm 幹周 94cm 高さ13m	No. 55	伐採	径29cm 幹周 91cm 高さ13m	No. 95	伐採	径37cm 幹周115cm 高さ13m	No. 135	伐採	径70cm 幹周220cm 高さ15m	No. 174	伐採	径13cm 幹周 40cm 高さ 5m	No. 214	伐採	径6cm×7本 幹周 20cm 高さ 5m
No. 16	伐採	径28cm 幹周 88cm 高さ13m	No. 56	伐採	径24cm 幹周 75cm 高さ10m	No. 96	伐採	径10cm 幹周 30cm 高さ 4m	No. 136	伐採	径13cm 幹周 40cm 高さ 6m	No. 175	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ 6m	No. 215	伐採	径23cm 幹周 72cm 高さ12m
No. 17	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ15m	No. 57	伐採	径10cm 幹周 31cm 高さ 4m	No. 97	伐採	径23cm 幹周 72cm 高さ12m	No. 137	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ 8m	No. 176	伐採	径28cm 幹周 87cm 高さ 9m	No. 216	伐採	径67cm 幹周 210cm 高さ15m
No. 18	伐採	径20cm 幹周 63cm 高さ10m	No. 58	伐採	径23cm 幹周 72cm 高さ12m	No. 98	伐採	径19cm 幹周 61cm 高さ10m	No. 138	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ 8m	No. 177	伐採	径21cm 幹周 66cm 高さ 7m	No. 217	伐採	径54cm 幹周 168cm 高さ12m
No. 19	伐採	径20cm 幹周 63cm 高さ10m	No. 59	伐採	径13cm 幹周 41cm 高さ 5m	No. 99	伐採	径10cm 幹周 31cm 高さ 6m	No. 139	伐採	径29cm 幹周 90cm 高さ10m	No. 178	伐採	径38cm 幹周120cm 高さ10m	No. 218	伐採	径63cm 幹周 199cm 高さ15m
No. 20	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ15m	No. 60	伐採	径28cm 幹周 88cm 高さ12m	No. 100	伐採	径36cm 幹周112cm 高さ15m	No. 139	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ 9m	No. 179	伐採	径48cm 幹周150cm 高さ15m	No. 219	伐採	径36cm 幹周 114cm 高さ12m
No. 21	伐採	径18cm 幹周 57cm 高さ10m	No. 61	伐採	径18cm 幹周 57cm 高さ 4m	No. 101	伐採	径50cm 幹周158cm 高さ13m	No. 140	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ 8m	No. 180	伐採	径36cm 幹周112cm 高さ10m	No. 220	伐採	径10cm 幹周 32cm 高さ 4m
No. 22	伐採	径20cm 幹周 63cm 高さ10m	No. 62	伐採	径11cm 幹周 35cm 高さ 4m	No. 102	伐採	径10cm 幹周 32cm 高さ 4m	No. 141	伐採	径19cm 幹周 60cm 高さ 8m	No. 181	伐採	径29cm 幹周 90cm 高さ 8m	No. 221	伐採	径8cm 幹周 25cm 高さ 4m
No. 23	伐採	径33cm 幹周104cm 高さ13m	No. 63	伐採	径14cm 幹周 44cm 高さ 4m	No. 103	伐採	径9cm 幹周 28cm 高さ 4m	No. 142	伐採	径32cm 幹周100cm 高さ11m	No. 182	伐採	径19cm×13cm 幹周60,40cm 高さ 6m	No. 222	伐採	径67cm 幹周209cm 高さ15m
No. 24	伐採	径20cm 幹周 63cm 高さ10m	No. 64	伐採	径14cm 幹周 44cm 高さ 5m	No. 104	伐採	径7cm 幹周 22cm 高さ 4m	No. 143	伐採	径19cm 幹周 60cm 高さ 8m	No. 183	伐採	径48cm 幹周150cm 高さ15m	No. 223	伐採	径46cm 幹周146cm 高さ12m
No. 25	伐採	径27cm 幹周 85cm 高さ12m	No. 65	伐採	径47cm 幹周148cm 高さ10m	No. 105	伐採	径41cm 幹周130cm 高さ12m	No. 144	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ 7m	No. 184	伐採	径35cm 幹周111cm 高さ12m	No. 224	伐採	径21cm 幹周 65cm 高さ 8m
No. 26	伐採	径30cm 幹周 94cm 高さ13m	No. 66	伐採	径18cm 幹周 57cm 高さ 8m	No. 106	伐採	径13cm 幹周 40cm 高さ 6m	No. 145	伐採	径19cm 幹周 60cm 高さ 8m	No. 185	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ10m	No. 225	伐採	径10cm 幹周 30cm 高さ 4m
No. 27	伐採	径30cm 幹周 94cm 高さ13m	No. 67	伐採	径20cm 幹周 63cm 高さ 8m	No. 107	伐採	径 9cm 幹周 28cm 高さ 4m	No. 146	伐採	径61cm 幹周190cm 高さ14m	No. 186	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ13m	No. 226	伐採	径64cm 幹周201cm 高さ15m
No. 28	伐採	径28cm 幹周 88cm 高さ3.5m	No. 68	伐採	径60cm 幹周188cm 高さ12m	No. 108	伐採	径10cm 幹周 32cm 高さ3.5m	No. 147	伐採	径32cm 幹周100cm 高さ12m	No. 187	伐採	径57cm 幹周180cm 高さ14m	No. 227	伐採	径26cm 幹周 83cm 高さ 8m
No. 29	伐採	径23cm 幹周 72cm 高さ10m	No. 69	伐採	径20cm 幹周 63cm 高さ 8m	No. 109	伐採	径 5cm 幹周 16cm 高さ 3m	No. 148	伐採	径4cm×6本 幹周 10cm 高さ3.5m	No. 188	伐採	径61cm 幹周190cm 高さ15m	No. 228	伐採	径22cm 幹周 68cm 高さ 6m
No. 30	伐採	径28cm 幹周 88cm 高さ12m	No. 70	伐採	径15cm 幹周 47cm 高さ 8m	No. 110	伐採	径20cm 幹周 62cm 高さ11m	No. 149	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ 7m	No. 189	伐採	径51cm 幹周160cm 高さ12m	No. 229	伐採	径17cm 幹周 54cm 高さ 6m
No. 31	伐採	径13cm 幹周 41cm 高さ 4m	No. 71	伐採	径21cm 幹周 66cm 高さ 8m	No. 111	伐採	径 8cm 幹周 25cm 高さ 4m	No. 150	伐採	径 8cm 幹周 25cm 高さ 4m	No. 190	伐採	径49cm 幹周155cm 高さ14m	No. 230	伐採	径32cm 幹周100cm 高さ10m
No. 32	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ15m	No. 72	伐採	径18cm 幹周 57cm 高さ 8m	No. 112	伐採	径 6cm 幹周 18cm 高さ 3m	No. 151	伐採	径29cm 幹周 90cm 高さ13m	No. 191	伐採	径11cm 幹周 34cm 高さ 6m	No. 231	伐採	径25cm 幹周 78cm 高さ 6m
No. 33	伐採	径12cm 幹周 38cm 高さ2.5m	No. 73	伐採	径35cm 幹周110cm 高さ15m	No. 113	伐採	径12cm 幹周 38cm 高さ2.5m	No. 152	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ12m	No. 192	伐採	径45cm 幹周140cm 高さ14m	No. 232	伐採	径 9cm 幹周 27cm 高さ 4m
No. 34	伐採	径13cm 幹周 41cm 高さ2.5m	No. 74	伐採	径14cm 幹周 45cm 高さ 4m	No. 114	伐採	径 4cm 幹周 14cm 高さ2.5m	No. 153	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ13m	No. 193	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ 8m			
No. 35	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ2.5m	No. 75	伐採	径13cm 幹周 40cm 高さ 4m	No. 115	伐採	径 6cm 幹周 20cm 高さ2.5m	No. 154	伐採	径19cm 幹周 60cm 高さ 9m	No. 194	伐採	径27cm 幹周 85cm 高さ 6m			
No. 36	伐採	径23cm 幹周 72cm 高さ10m	No. 76	伐採	径43cm 幹周135cm 高さ10m	No. 116	伐採	径10cm 幹周 32cm 高さ 3m	No. 155	伐採	径 6cm 幹周 20cm 高さ 4m	No. 195	伐採	径21cm 幹周 65cm 高さ 7m			
No. 37	伐採	径23cm 幹周 72cm 高さ10m	No. 77	伐採	径19cm 幹周 60cm 高さ 8m	No. 117	伐採	径 3cm 幹周 10cm 高さ2.5m	No. 156	伐採	径19cm 幹周 60cm 高さ 8m	No. 196	伐採	径45cm 幹周140cm 高さ14m			
No. 38	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ 4m	No. 78	伐採	径21cm 幹周 65cm 高さ 9m	No. 118	伐採	径 3cm 幹周 10cm 高さ2.5m	No. 157	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ 8m	No. 197	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ 8m			
No. 39	伐採	径20cm 幹周 63cm 高さ10m	No. 79	伐採	径56cm 幹周175cm 高さ12m	No. 119	伐採	径 4cm 幹周 13cm 高さ2.5m	No. 158	伐採	径41cm 幹周130cm 高さ12m	No. 198	伐採	径45cm 幹周140cm 高さ12m			
No. 40	伐採	径25cm 幹周 79cm 高さ12m	No. 80	伐採	径22cm 幹周 70cm 高さ 8m	No. 120	伐採	径 5cm 幹周 17cm 高さ2.5m	No. 159	伐採	径16cm 幹周 50cm 高さ 8m	No. 199	伐採	径25cm 幹周 80cm 高さ 8m			

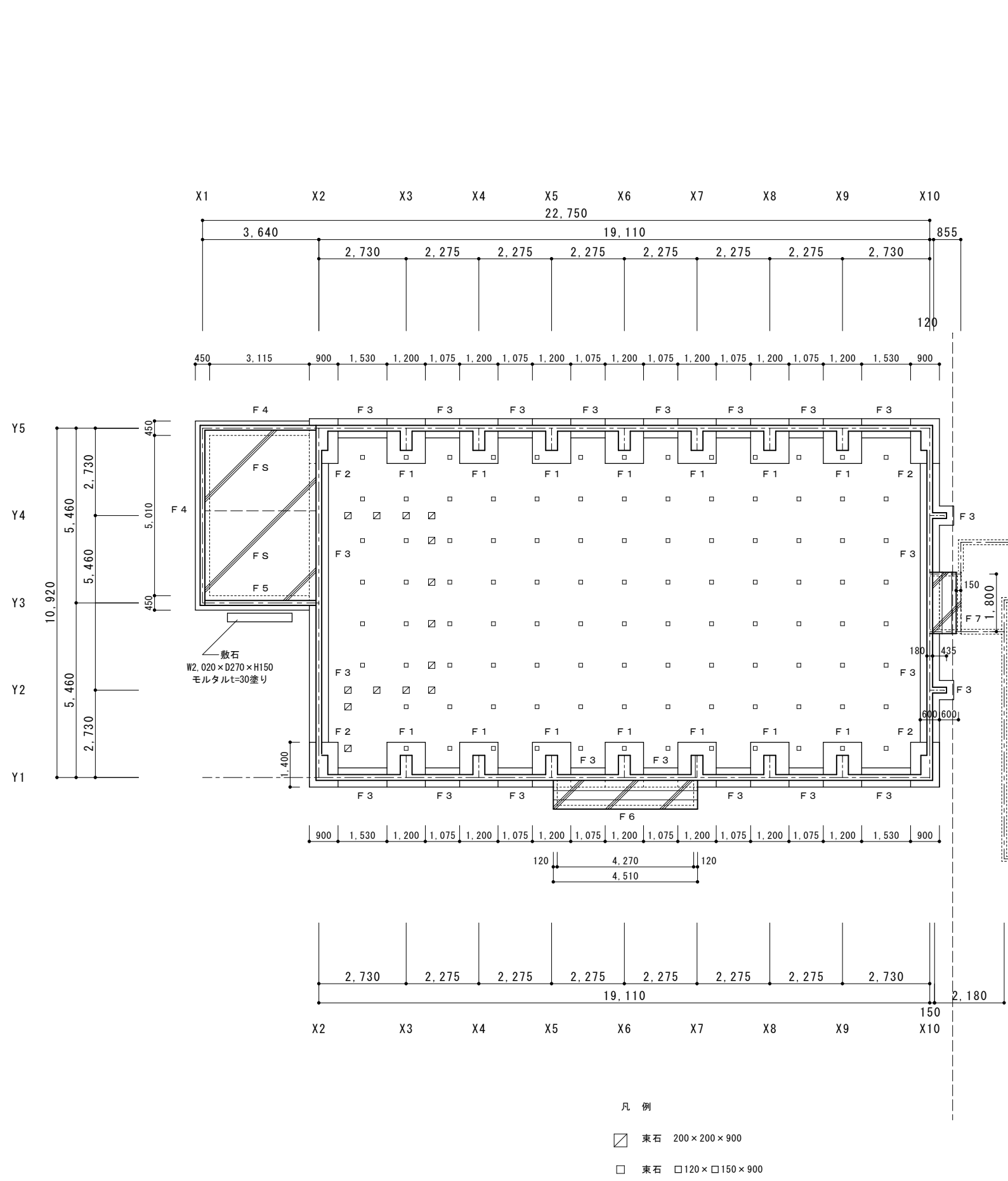


K F・K W・K C
 K C (天井) : ポリエチレンフィルム t=0.15 養生
 K W (壁) : ポリエチレンフィルム t=0.15 養生
 K W (床) : ラワン合板 t=12 養生

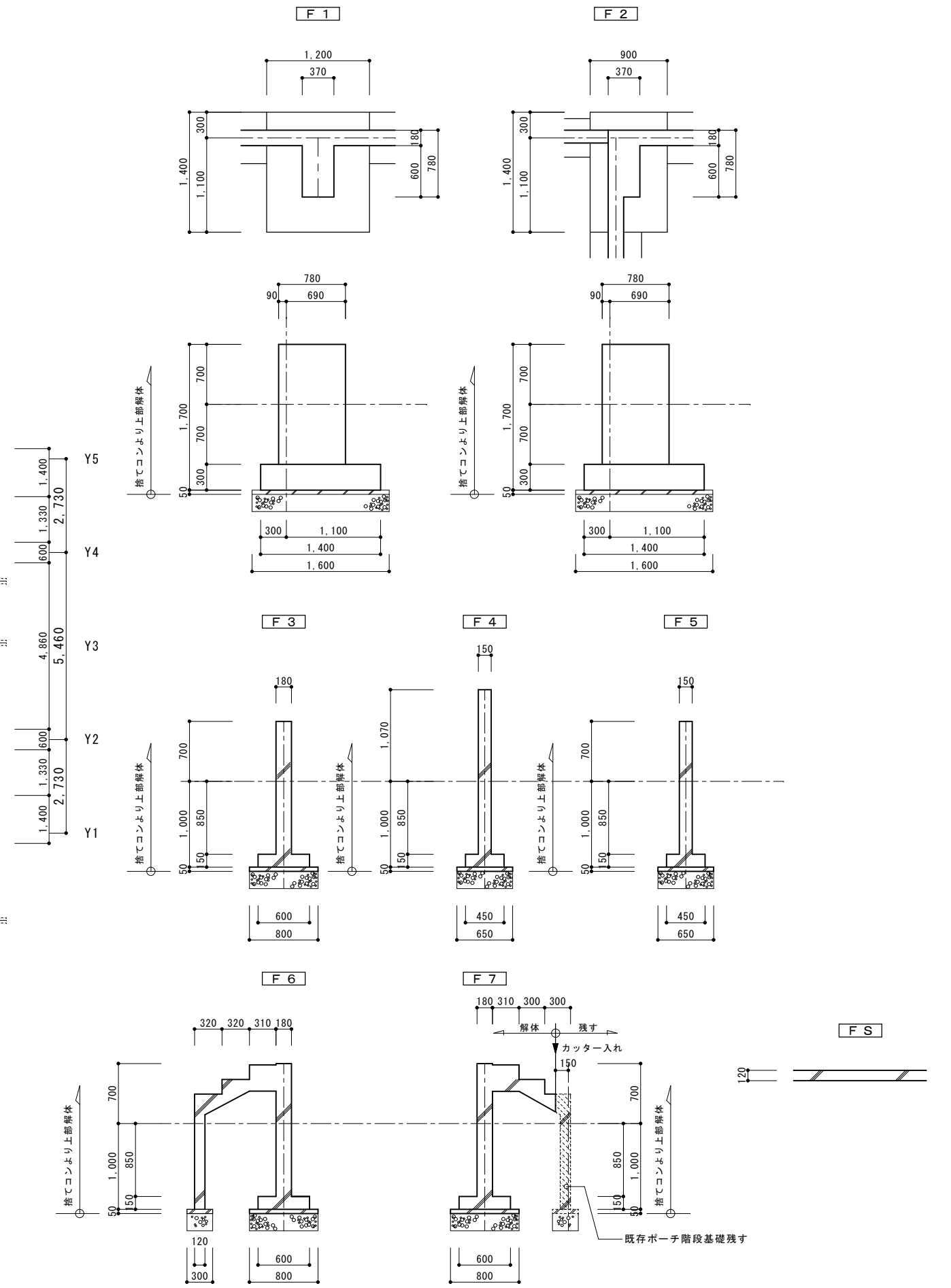
K 1 : W1.2m・H2.2m 1箇所
 K 2 : W2.0m・H1.3m 2箇所
 K M 1 : W1.67m・H2.6m
 K M 2 : W1.67m・H2.4m
 K C (天井) : 1.355×2.795
 K W (壁) : (1.355+2.795)×2×2.6
 K F (床) : 1.355×2.795

既存外部・内部仮設計画図 S=1/150

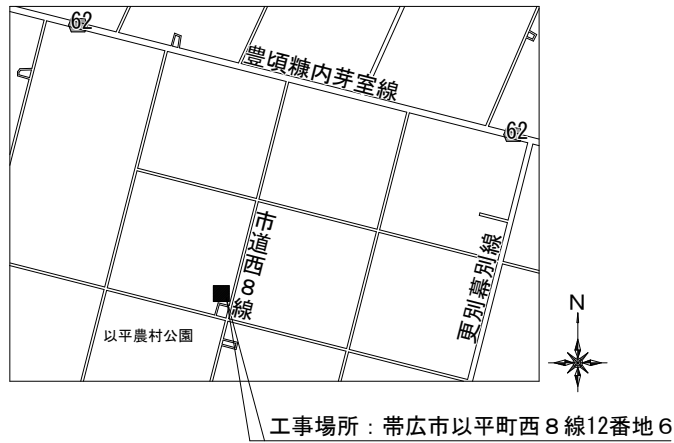
凡例	名称・仕様・規格	数量
---	ガードフェンス H=1.8m	190.5m
	クロスゲート 両開き6.0m 180型 存置3箇月	1箇所
$\frac{K1 \sim 2}{=}$	開口部養生(ラワン合板 t=12)	7.8m ²
$\frac{KM1}{=}$	仮間仕切りA 下地LGS t=50, 仕上片面 石膏ボードt=9.5	4.3m ²
$\frac{KM2}{=}$	仮間仕切りB (渡り廊下撤去後) 下地LGS t=50, 仕上片面 ラワン合板t=9 (外部側) 四周 シリク MS-2 10×10	4.0m ² 8.1m
K F (床)	ラワン合板 t=12 養生	3.8m ²
K W (壁)	ポリエチレンフィルムt=0.15養生	21.5m ²
K C (天井)	ポリエチレンフィルムt=0.15養生	3.8m ²



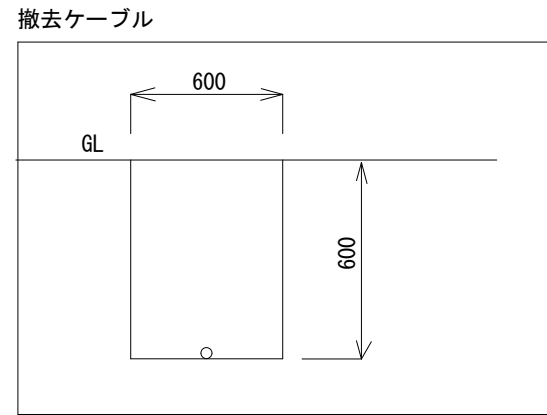
- 凡例
- ▣ 東石 200 x 200 x 900
 - 東石 □120 x □150 x 900



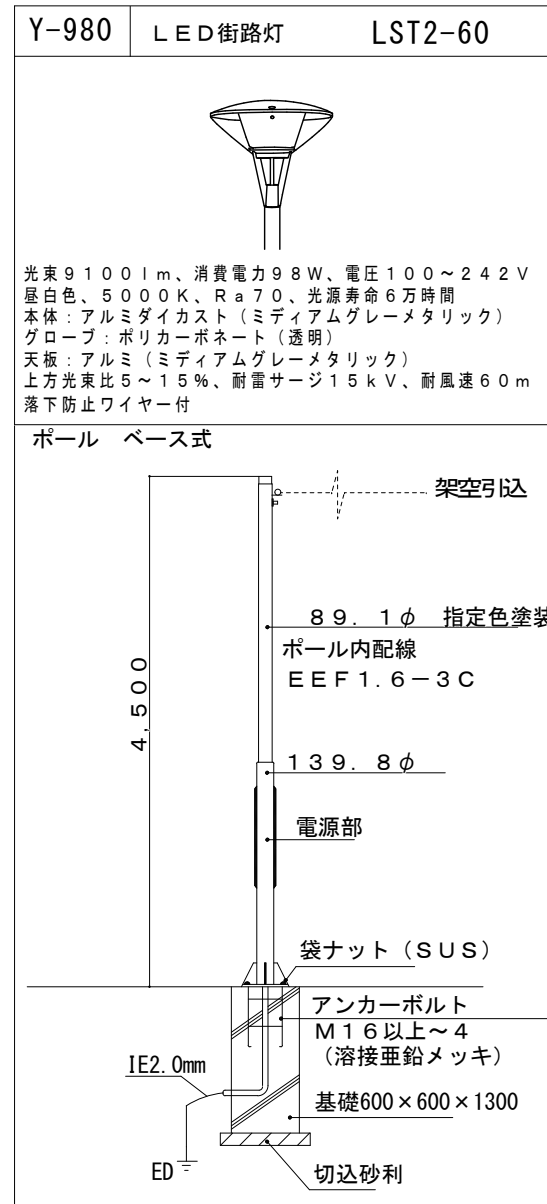
特記	株式会社 福井設計 〒510-0855 福井県福井市緑ヶ丘1条通5丁目6-1 1級建築士登録 事務所 (十) 107 1級建築士登録 番号 (275038) 1級建築士 坂口 剛	日付	令和 7年 9月	工事名	以平農業センター体育館解体工事	図面名	基礎伏図	図番 S-01 縮尺 A1 1:75, 1:30 A3 1:150, 1:60
		棟図	棟図		担当		担当	



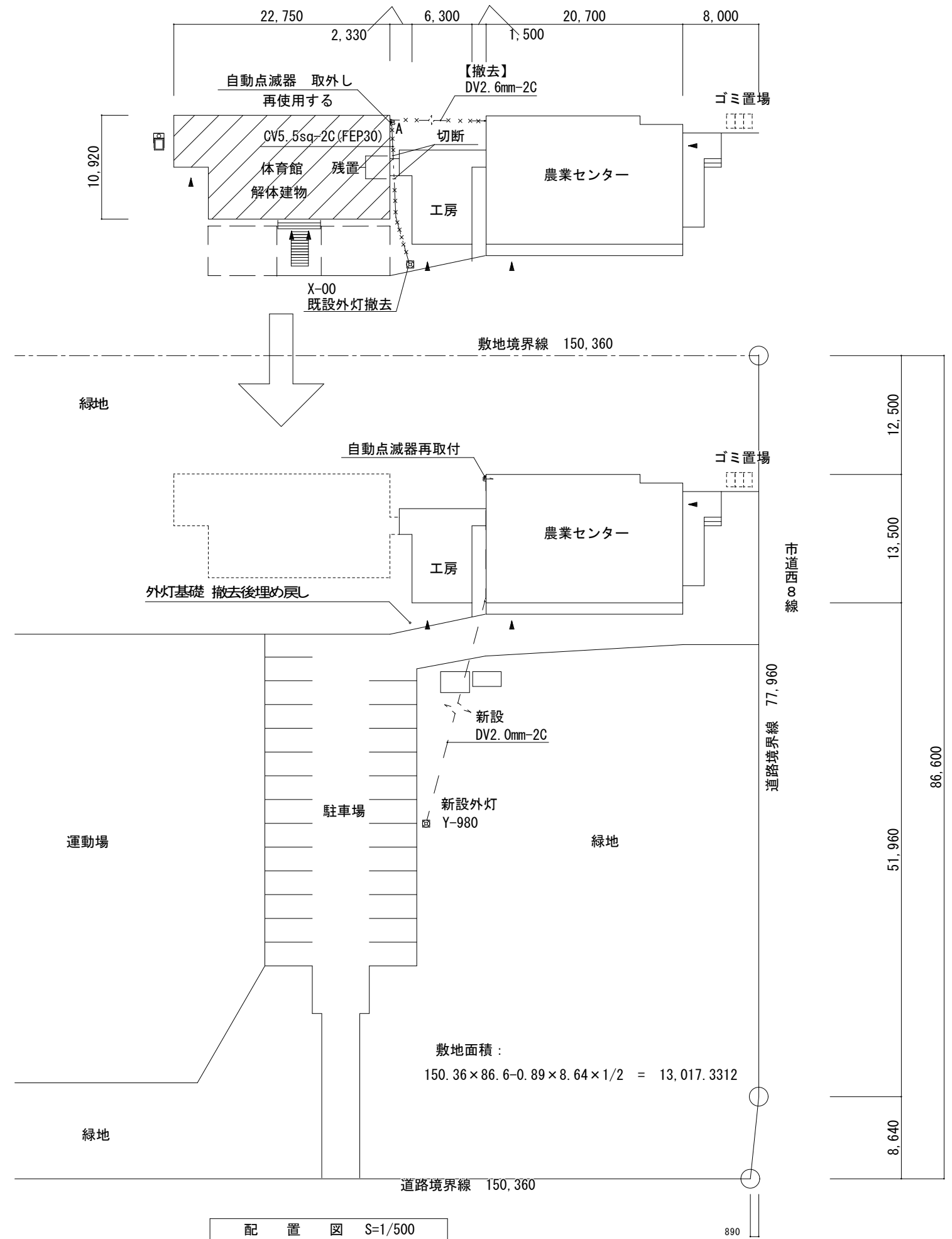
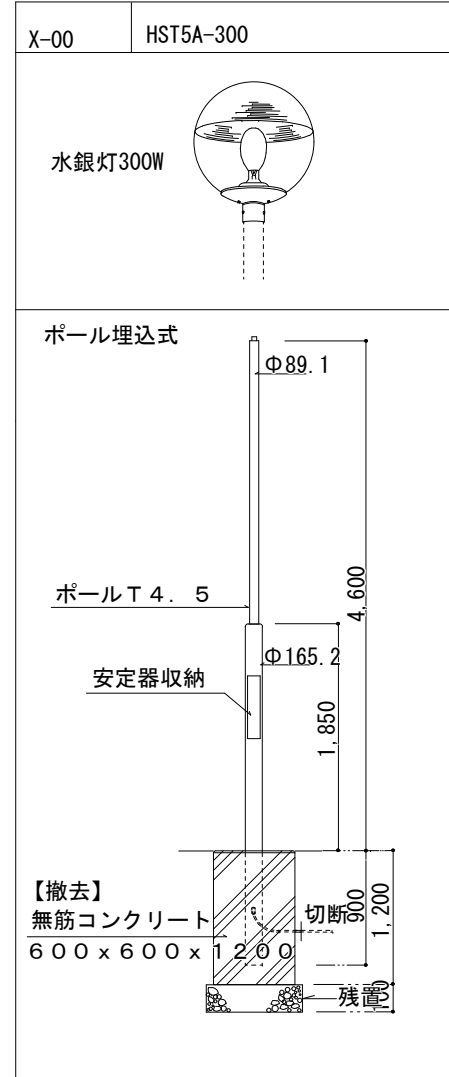
案内図



新設外灯



撤去外灯



特記

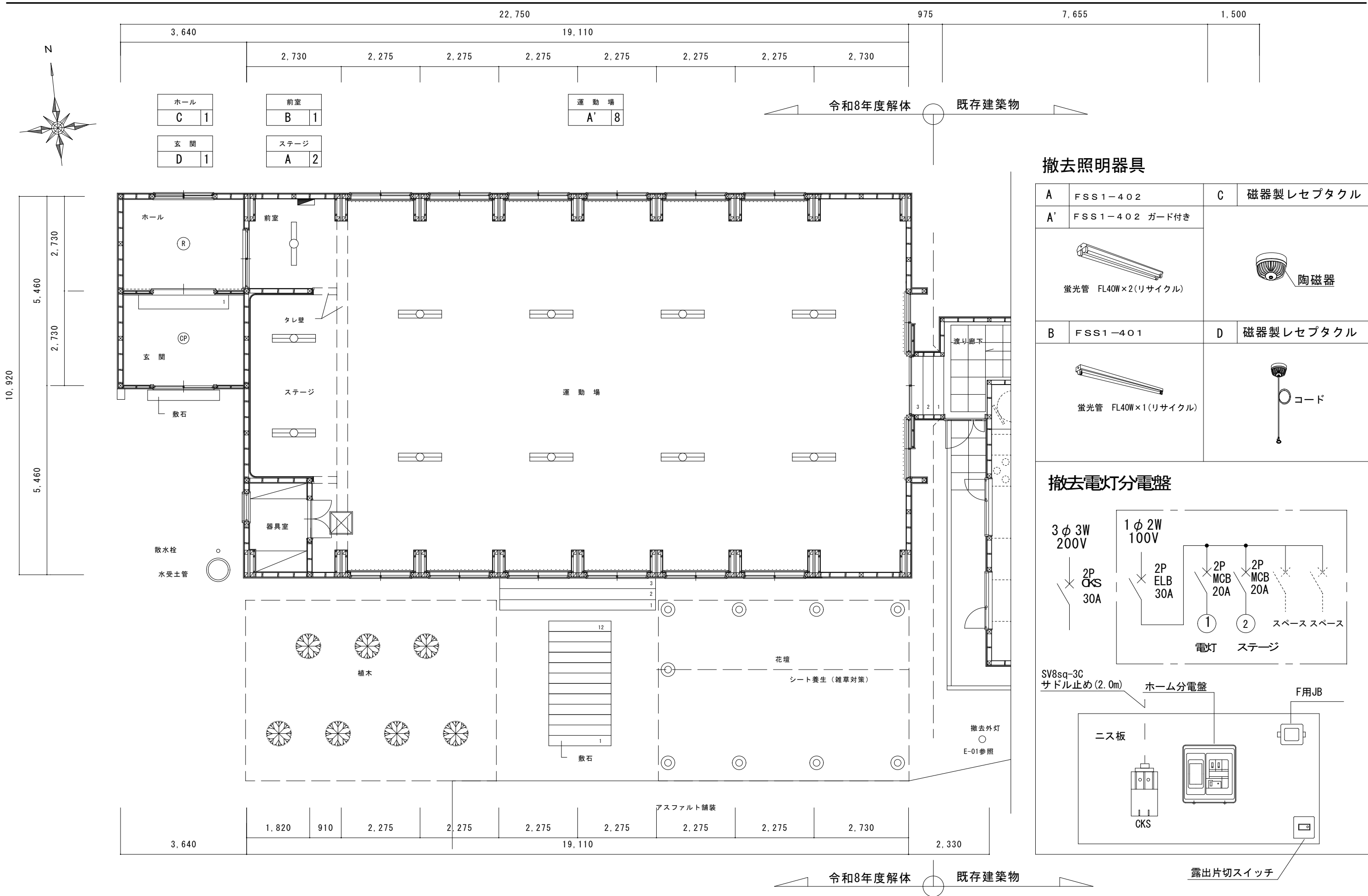
有限会社 福井設計

帯広市緑ヶ丘1条通5丁目6-1
 1級建築士登録事務所(+)107
 1級建築士登録番号(275038)
 1級建築士 坂口剛

日付 令和7年9月
 検図 検図 担当 担当 製図

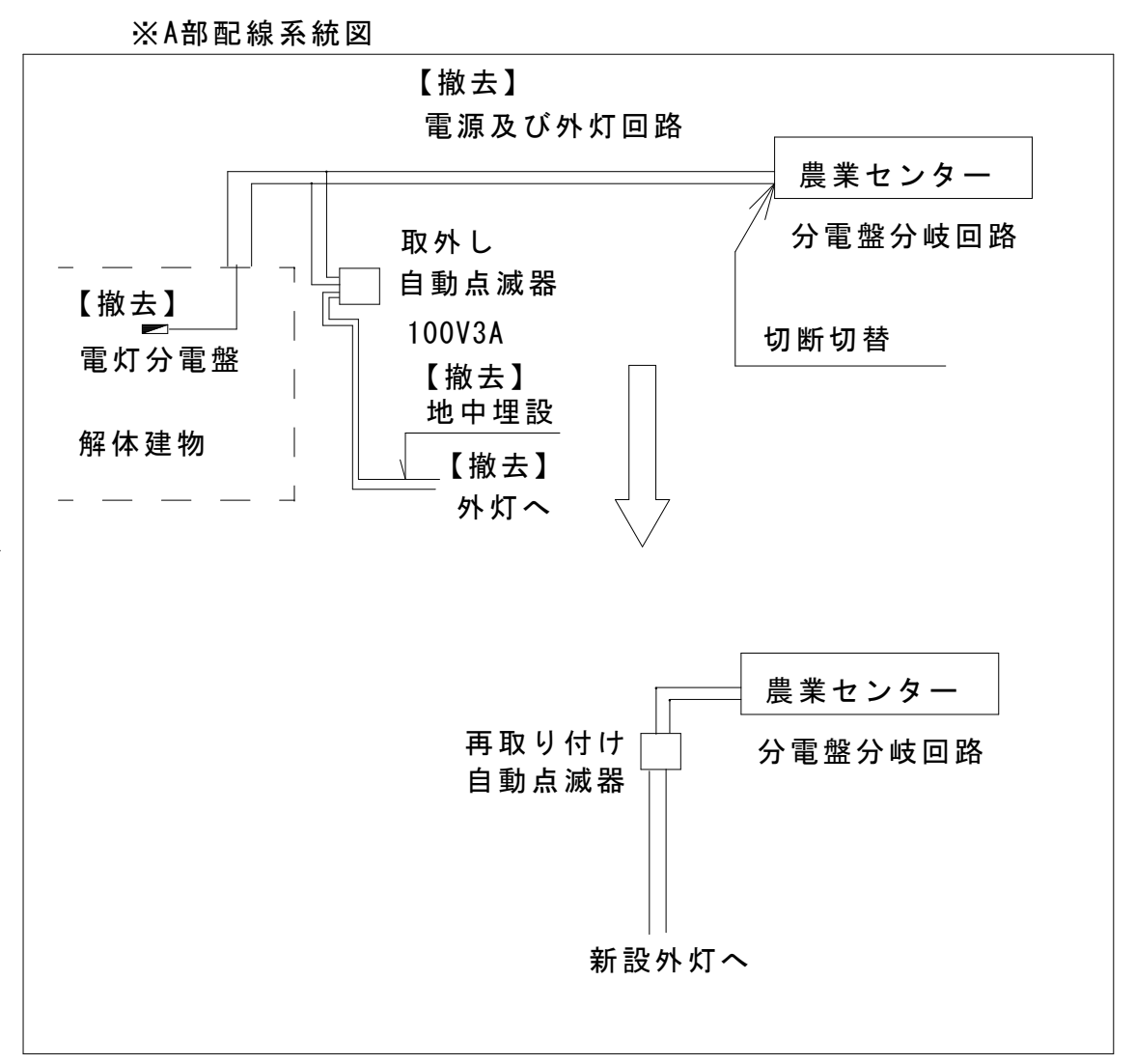
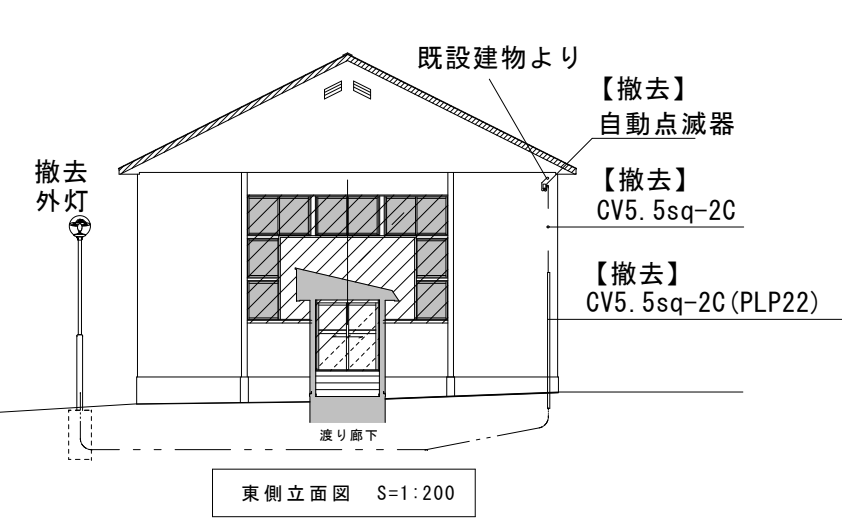
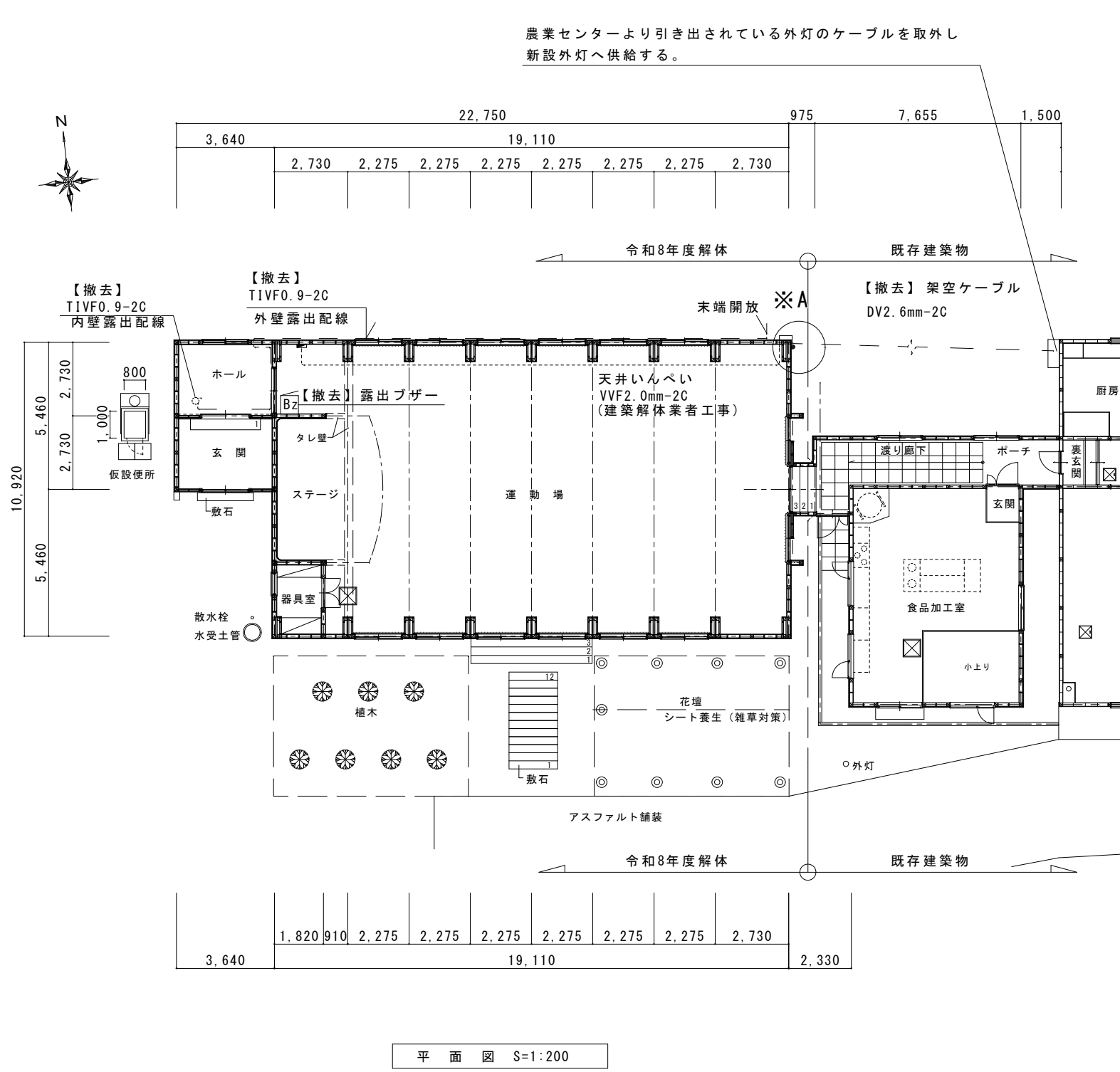
工事名 以平農業センター体育館解体工事
 図面名 案内図・建築概要・配置図・外灯改修図

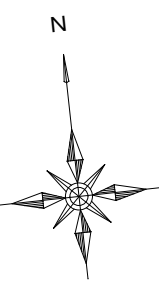
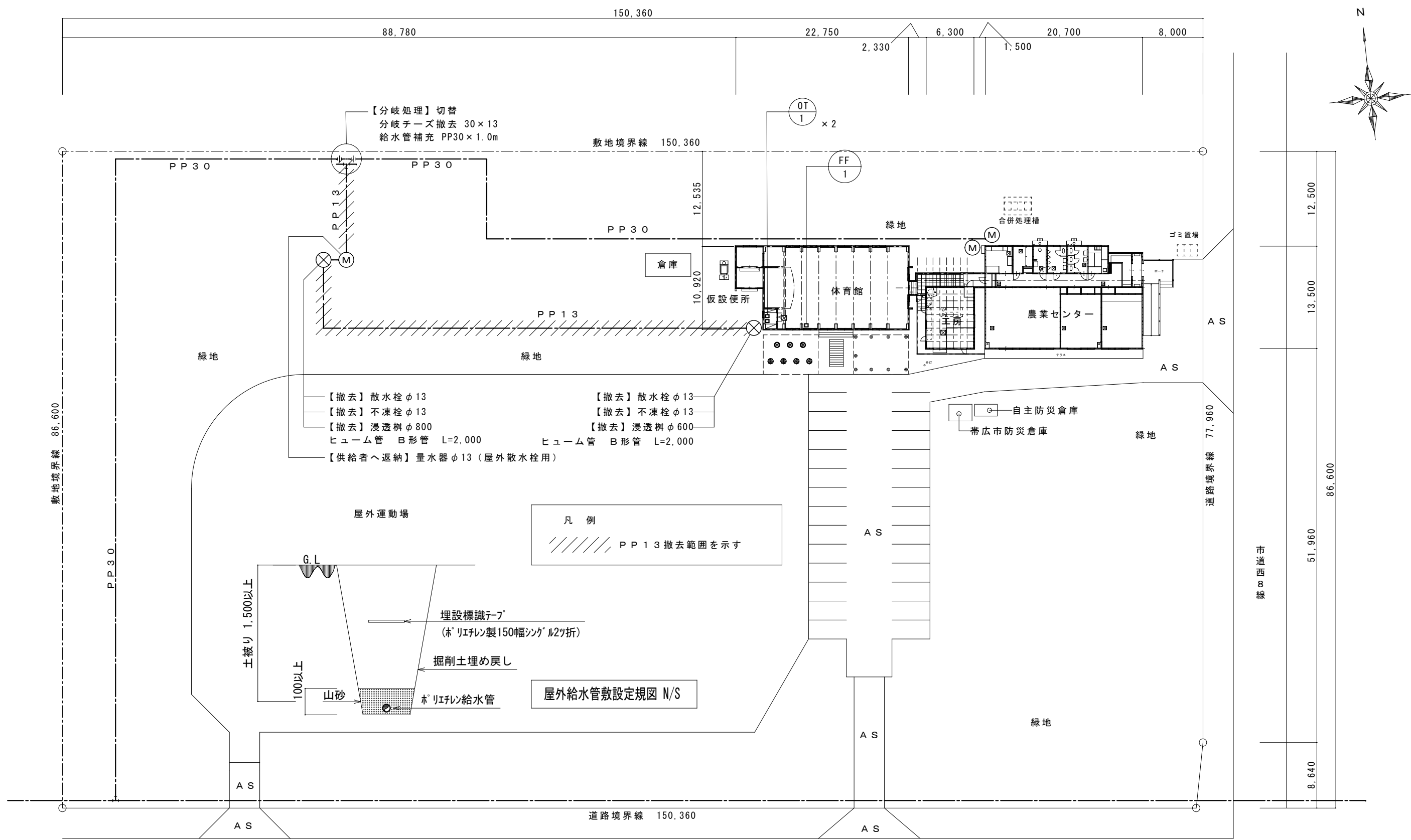
図面番号 E-01
 縮尺 A1 1:250
 A3 1:500



平面図 S=1:100

特記	有限会社 福井設計 〒545-0001 堺市東区大津 1-1-1 1 級建築士 事務所 (十) 107 1 級建築士 登録 番号 (275038) 1 級建築士 坂口 剛	日付 令和 7 年 9 月 検図 検図 担当 担当 製図	工事名 以平農業センター体育館解体工事	図面番号 E-02
			図面名 照明器具・電灯分電盤撤去図	縮尺 A1 1:50 A3 1:100





屋外給水管敷撤去図 S=1/500

記号	名称	仕様	数量	備考
FF-1	密閉式石油ストーブ	縦型 FF-182CTS 15,000Kcal/h 灯油 2.0L/h	1	アスベスト含有有り レベル3
OT-1	灯油Rタンク	90L 丸型・角型 (中和剤処理 2缶)	2	中和剤処理のうえ処分